

# 官報 号外

平成十七年十月十一日

## ○第一百六十二回 衆議院会議録 第六号

平成十七年十月十一日(火曜日)

午後一時 本会議

平成十七年十月十一日

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員深谷隆司君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

皇室會議予備議員の選挙

裁判官弾劾裁判員及び同予備員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

郵政改革法案松本剛明君外七名提出

郵政民営化法案(内閣提出)

日本郵政株式会社法案(内閣提出)

郵便事業株式会社法案(内閣提出)

郵便局株式会社法案(内閣提出)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案(内閣提出)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案(内閣提出)

平成十七年十月十一日 衆議院会議録第六号 永年在職議員の表彰の件

午後一時二分開議  
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。  
本院議員として在職二十五年に達せられました

深谷隆司君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。これ

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。  
よって、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。

議員深谷隆司君は衆議院議員に当選したこと九

回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし

民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院

議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計られます。

○議長(河野洋平君) この際、深谷隆司君から発

言を求められております。これを許します。深谷

隆司君。

〔深谷隆司君登壇〕

○深谷隆司君 ただいま、院議をもちまして在職

二十五年の表彰を賜りましたが、議会人として忘

れることのできない榮誉であります。ここに謹ん

で厚く御礼申し上げる次第です。ありがとうございます。

〔拍手〕

私は、台東区議会議員、東京都議会議員を経て

衆議院議員に当選いたしましたが、昭和四十七年、三十七歳のときであります。ちなみに、このとき当選されました自民党の新人は二十九名、

ただいま残つておりますのは、小泉總理を初めとしてわずか六名でございます。  
当時は、田中政権のもと、まさに自社対決の時代で、国会はしばしば混乱をきわめておりました。

私が最初に与えられた議席は最前列でございました。しかし、いざというとき真っ先に飛び出たための戦闘要員でございました。実際 第七十一国会は会期延長をめぐつて騒然となりまして、私は、議長席に駆け上り、時の前尾繁三郎議長を抱え、お守りしたのであります。そのときの光景はテレビ、新聞で全国に報道されまして、思えばこれが私のマスク初デビューのときでございました。今、最後列に座つておりますが、あのころを振り返り、年月の流れに感慨無量であります。

私の政治生活はまことに波瀾多く、二十五年の表彰を受けるまでに三十三年の年月を要してしまいました。三たび敗れましたが、特に現職通産大臣のときに惜敗をいたしましたが、國政復帰までに五年も要してしまいました。

私の取り柄は、どんなときでもただの一度も志を変えなかつたことだと思つております。  
ある人が、あなたは忍耐強いと言つてくださいました。しかし、本当に忍耐強かつたのは、逆境のときもひたすら私を信じ、必死に支えてくださつた応援者の皆様であります。

ここに万感の思いを込めて、私を支え続けてくださつた方々に感謝の誠をさしあげたいと思っております。そして、私ごとに及びますけれども、苦労をともしてくれた我が妻、我が家族、我が親族にも感謝の心を伝えたいと思います。ありがとうございます。

〔拍手〕

今日まで私は、郵政大臣、自治大臣、国家公安委員長、そして二度にわたる通産大臣を務めてまいりました。議会にありますことは通信委員長、予算委員長を務め、自民党では総務会長などを歴任いたしてまいりました。

この間、さまざまなものがありました。特に、

自民党が野に下ったとき、私は予算委員会の筆頭理事として論陣を張り、多くの仲間たちと、結果的に細川政権、羽田政権交代を実現させました。

本来知性派である私が、心ならずも武闘派と呼ばれたのはこの時代のことです。

大臣時代には、雲仙・普賢岳、阪神・淡路大震災後の処理、復興を手がけ、また、オウム事件の解決に当たり、さらには中小企業国会を催すなど、微力ながら多くの仕事をこなしてまいりました。しかし、過去を語るにはまだ若い年代でありますので、今ここで多くを語らうとは思つておりません。

むしろ、私の脳裏を占めておりますのは、この国の行方、日本の未来のことです。

今、日本は内憂外患、まさに困難な曲がり角に立つております。とりわけ、今後の人口減少などは重大な課題であります。この百年、日本の人口は三倍にふえ続けました。そして、この右肩上がりの人口増をもとに、年金、福祉などさまざまな制度ができ上がっております。百年後には人口が半分になるとと言われております。

これから急速な人口減少時代に対応していく

には、まさに小泉総理の言われる改革こそ急務であります。本日、くしくも郵政民営化法案が可決されようとしております。私は、あらゆる角度から改革に協力し、日本の将来に禍根を残さぬよう努めてまいりたいと思つております。

(拍手)

私は、第二次世界大戦で我が国が敗れましたとき、はるか遠い満州のハルピンの地で終戦を迎えました。そして、私を政治家に育てくれた今は亡き両親に連れられて、決して戻れないと言われた日本に一年後に引き揚げることができたのであります。幾山河を越え、海を渡り、ようやくの思いで長崎県佐世保にたどり着いたとき、子供心に見た綺麗な日本の姿を今も忘ることはで

きないのであります。

私は愛する日本がある。このために尽くしたい。私の政治家としての原点はまさにここにあるのです。

議場におられる同僚議員の皆さん、政党政派は違つても、國を愛する心は同じであります。これからも、この國のためにともに働いていこうではありませんか。

私は、改めて、この愛してやまない日本のために私の人生をささげることをここにお誓い申し上げ、感謝のごあいさつといいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、皇室会議予備議員に

森 喜朗君 及び 渡部 恒三君

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名し

た順序によるここといたします。

次に、皇室経済会議予備議員に

森 喜朗君 及び 渡部 恒三君

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名し

た順序によるここといたします。

次に、裁判官弾劾裁判所裁判員に

瓦 力君 保岡 興治君

柳澤 伯夫君 及び 平野 博文君

を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に

及ひ 田端 正広君 中井 治君 川端 達夫君

を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に

及ひ 平沢 勝彦君 五島 正規君 及び 高市 早苗君 望月 義夫君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、ただいま指

名した順序によるここといたします。

次に、裁判官訴追委員に

及ひ 森山 真弓君 森山 元君 中谷 保岡 船岡 興治君

を指名いたします。

また、裁判官訴追委員に

及ひ 高村 正彦君 高村 勤君 久間 章生君

を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、ただいま指

名した順序によるここといたします。

次に、裁判官訴追委員に

及ひ 岸田 文雄君 西村 真悟君 及び 河村たかし君 津島 雄二君

を指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員に

及ひ 細川 律夫君 渡辺 具能君 谷畠 孝君

を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名した順序によるここといたします。

次に、検察官適格審査会委員に

柳澤 伯夫君 及び 松本 龍君

を指名いたします。

上川陽子君を柳澤伯夫君の予備委員に、

吉野正芳君を谷津義男君の予備委員に、

近藤基彦君を太田誠一君の予備委員に、

大畠章宏君を松本龍君の予備委員に

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、ただいま指名し

た順序によるここといたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

遠藤 利明君 小渕 優子君

を指名いたします。

また、日本ユネスコ国内委員会委員に

柳澤 伯夫君 及び 土肥 隆一君

を指名いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官報 (号外)

<p>○議長(河野洋平君) 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。</p>	
<p>郵政改革法案(松本剛明君外七名提出)</p>	
<p>郵政民営化法案(内閣提出)</p>	
<p>日本郵政株式会社法(内閣提出)</p>	
<p>郵便事業株式会社法(内閣提出)</p>	
<p>郵便局株式会社法(内閣提出)</p>	
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案(内閣提出)</p>	
<p>郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)</p>	
<p>○議長(河野洋平君) 松本剛明君外七名提出、郵政改革法案、内閣提出、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。</p>	
<p>委員長の報告を求めます。郵政民営化に関する特別委員長二階俊博君。</p>	
<p>郵政改革法案及び同報告書</p>	
<p>郵政民営化法案及び同報告書</p>	
<p>日本郵政株式会社法及び同報告書</p>	
<p>郵便事業株式会社法及び同報告書</p>	
<p>郵便局株式会社法及び同報告書</p>	
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び同報告書</p>	
<p>郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書</p>	
<p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>○二階俊博君 登壇</p>	
<p>ただいま議題となりました内閣提</p>	
<p>出の郵政民営化関連六法案及び民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案につきまして、郵政民営化に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p>	
<p>まず、内閣提出の郵政民営化関連六法案について申し上げます。</p>	
<p>本六法案は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれをゆだねることが、より自由で活力ある経済社会を実現することにかんがみ、郵政民営化を実施するため必要な事項を定めるものであります。</p>	
<p>その主な内容は、平成十九年十月一日に日本郵政公社を解散するとともに、その機能を引き継ぐ日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵貯・簡保の旧契約を承継する独立行政法人を新たに設立するほか、準備期間及び移行期間を通じて、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置等を講じるものであります。</p>	
<p>なお、本六法案は、さきの国会に提出された郵政民営化関連六法案に、衆議院における修正事項を盛り込むほか、民営化の実施時期を半年間延期するなどの措置を講ずるものであります。</p>	
<p>次に、民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案について申し上げます。</p>	
<p>本案は、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門への資金の流れを変えることなどにより、自由で活力ある経済社会を実現するため、郵政事業の改革について、そのあり方及び当面緊急に講ずべき措置等について定めるものであります。</p>	
<p>その主な内容は、</p>	
<p>平成十九年十月一日以後において、郵便の業務は、引き続き日本郵政公社においてを行うこと、郵便貯金等の業務は、日本郵政公社の子会社として設立する郵便貯金会社において行うこと、</p>	
<p>簡易生命保険を廃止するとともに、旧契約の業</p>	
<p>務については、五年以内に完全民営化する複数の郵政保険会社に分割して引き継ぐこと、</p>	
<p>その他、預入限度額の段階的引き下げ、日本郵政公社等による財投債等の購入禁止等を定めてお</p>	
<p>ります。</p>	
<p>以上の各案は、十月六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。</p>	
<p>当大臣並びに提出者三谷光男君から提案理由の説明を聴取いたしました。</p>	
<p>質疑は、翌七日及び本日、各案を一括して行い、七日には小泉内閣総理大臣の出席を求め、本日質疑を終局いたしました。</p>	
<p>次いで、討論に入り、自由民主党及び公明党を代表して公明党の舛屋敬悟君から、内閣提出の法案に賛成、民主党・無所属クラブ提出の法案に反対、民主党・無所属クラブの石関貴史君から、内閣提出の六法案に反対、民主党・無所属クラブ提出の法案に賛成、日本共産党的塩川鉄也君から、内閣提出の六法案及び民主党・無所属クラブ提出の法案にいずれも反対、社会民主党・市民連合の重野安正君から、内閣提出の六法案及び民主党・無所属クラブ提出の法案にいずれも反対、国民新党・日本・無所属の会の亀井久興君から、内閣提出の六法案及び民主党・無所属クラブ提出の法案にいずれも反対の意見がそれぞれ述べられました。</p>	
<p>次いで、順次、各案について採決いたしました結果、民主党・無所属クラブ提出の郵政改革法案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の郵政民営化関連六法案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>	
<p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	
<p>○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順</p>	
<p>次これを許します。石関貴史君。</p>	
<p>〔石関貴史君登壇〕</p>	
<p>私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の郵政民営化関連六法案に対し反対、松本剛明君外七名提出の郵政改革法案に賛成の立場で討議を行います。(拍手)</p>	
<p>改革を行うに当たって、その改革が本当に国民のためになるということを確保するためには、までもってその目的と手段を明確にすることが重要です。</p>	
<p>郵政事業の改革を行うに当たっては、何が最も重要な目的なのでしょうか。それは、何が郵政事業における国民の権利であるのかを明らかにして、その国民の権利をしっかりと保障し、安心を確保することです。そしてさらに、現在、郵政事業という巨大な官の中に莫大な国民の貴重な資産、資金がため込まれ、これが公的部門の非効率な事業に垂れ流されているという現実を変え、その資金が民の世界へ確実に流れるようになります。</p>	
<p>官から市場への改革です。</p>	
<p>このような目的を達成するための手段として、私たちは、郵便と決済サービスを国の責任で全国サービスを提供する一方で、郵便貯金・簡易保険の資金量は民業圧迫にならないよう縮小するべきだと主張してきました。</p>	
<p>小泉総理が述べておられる官から民へ、あるいは民間でできることは民間にという考え方については、異論はありません。</p>	
<p>しかしながら、政府の郵政民営化法案は、本当にこのような官から民へという考え方が適切に実現されていくのか、大いに疑問です。本当に官から民へという考え方を実現するのであれば、まずは、官と民の役割を定義し、峻別する必要があります。</p>	
<p>ところが、政府案においては、これに係る定義、峻別が明確になされておりません。すなわち、何が郵政事業における国民の権利か、これが明らかにはされていません。民営化すれば市場が</p>	

自動的に官の分野と民の分野を振り分けて、それぞれの分野のサービスが適切に国民に提供されるよう調整してくれるのか。市場はそのような機能は果たしません。

さらに、政府案においては、郵政事業においてため込まれた国民の貴重な資金が民間セクターの真に効率的な事業に回るようになるのかということについても疑問が残ります。それどころか、国民の貴重な資金が相変わらず特殊法人、独立行政法人などの非効率な公的セクターに流れ続けるおそれがあります。またさらには、官の関与が長期に残る可能性がある中で、民業を圧迫する形で事業融資などの新規分野への不適切な進出が行われ、そのツケが最終的に国民に回つてくるおそれがあります。

先ほど申しましたように、官から民へ、民間にできることは民間に、これらのストーガンには私も賛同します。しかし、だからすべてを民営化といふのは決して正しい選択ではありません。まずは官の分野を明確に確定した上で、それ以外の分野について、民間ができることからは官は手を引き民間に任せる、そういうことこそが本当に正しい選択だと私は考えます。(拍手)

#### 以下、具体的に理由を申し上げます。

政府案に反対する理由の第一は、政府案は、官がやるべき部分でも民にやらせようというものであることです。郵便と決済、少額貯金のサービスを受ける権利は国民の権利であり、これを保障するためには、これらの業務は国の責任で行うべきであります。

これに対し、松本剛明君外七名提出の郵政改革法案(以下、民主党案と呼ばせていただきますが)では、郵便と決済、少額貯金のサービスはすべての国民がひとしく受けられるべきであることが明記されており、まさに安心の改革案という名にふさわしいものであります。

第二に、政府案は、民営化、民営化といいながら、現実には民の顔をした巨大な官の特殊会社を

つくるものであり、民営化の名に値しないことであります。持ち株会社は国が三分の一超の株式を保有する特殊会社、郵便と窓口ネットワークの新会社はその一〇〇%子会社、貯金と保険の新会社とは株式を持ち合い、事実上の一体経営が続きます。

これに対し、民主党案では、郵便は公社、郵便貯金は公社の一〇〇%子会社で行う一方、簡易保険は廃止し、郵政保険会社の株式も五年以内に完全処分することとしています。一たん処分した株式を買い戻したりすることはありません。

第三に、政府案によつてできる新会社は、民業圧迫をもたらすことが確実であることです。郵便局にコンビニや貸し出し、株式仲介や不動産、果ては住宅リフーム仲介などの新規業務をやらせれば、とりわけ地方の事業者は皆淘汰されてしまいかねません。

これに対し、民主党案は、民間にできることは官が手を引くという理念のもと、政府案のようないくつかの新規業務は行わないこととなっています。しかも、郵便貯金についても、定額貯金を廃止し、預入限度額を引き下げることで、民業の補完に徹することが明確にされています。

第四に、政府案では、郵貯・簡保資金は、官から民へと流れないことです。郵便貯金銀行及び郵便保険会社は實質的には政府系金融機関ともいうべきものであり、小泉内閣がこれまでどおり野方國な国債、財投債発行を統ければ、それらの資金は決して民間部門へと流れることにはなりません。

これに対し、民主党案では、定額貯金の廃止と

を勧かせようという重要な措置も盛り込まれています。

さきの通常国会における審議で明らかになつた郵政民営化法案の矛盾や問題点は、今国会における審議でもとうとう解消しませんでした。総選挙で示された民意は、郵政民営化には賛成であつても、矛盾や問題だらけの政府案を無条件で容認するというものではありません。

以上申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君)

〔大前繁雄君登壇〕

○大前繁雄君

自由民主党の大前繁雄でございま

す。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、内閣提出の郵政民営化関連六法案については賛成、民主党提出の郵政改革法案については反対の立場から討論を行ひます。(拍手)

まず、内閣提出の郵政民営化関連六法案について申し上げます。

郵政民営化の是非については、さきの総選挙において退路を断つて信を問い合わせ、自由民主党及び公明党による与党が国民の圧倒的な支持を受け、過半数を大きく超える議席を獲得したことなどあります。

そのような国民の審判を背景に再度提出されることになりました政府案でございますが、これら六法案については、反対派の方々のみならず、賛成される方の中にも、政府案には問題点が多いがとまく言葉のように話される方がいまだにおられるのは、大変残念なことです。

私は、百回近くに及んだ自民党内での激しい党内論議、百二十時間以上にわたって延々と続いた解散前、そしてこの特別国会の特別委員会の審議を通じて本法案の内容を吟味してまいりました

が、たどり着いた結論は、この政府案が竹中担当大臣を中心練りに練つた、実によくできた法案であるということであります。(拍手)

本法案で示されている郵政民営化を実現することができれば、三百四十兆円にも達する巨額の資金を官から民に流す道を開き、約二十六万人の郵政公社の常勤職員が一切リストラされることなく民間人になり、小さな政府の実現に資すると同時に、多額の株式売却益、毎年の法人税、配当収入等により財政再建にも大きく貢献し、国民に大きな利益をもたらすことは自明でございます。

また、郵政事業が従来から果たしてきた公共的な役割が民営化後においても引き続き果たされるよう、本法案では、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することを法律上義務づける。過疎地における金融サービスなどを講じられていくところであります。

このように、本法案は、民営化のメリットを最大限に引き出しつつ、郵政事業の公共的な役割にも十分に配慮した最善の策であり、直ちに採択すべきものであると考えます。

統いて、民主党提出の郵政改革法案について申し上げます。

本法案は、郵便貯金は定額貯金の廃止と限度額の引き下げ、簡保は廃止といったよう、国が強制的に規模を縮小させる一方で、経営資源を活用した新規業務の展開については、その結論を先送りしております。事業の将来展望を描けない本法案により、職員の皆様が希望と意欲を持って職務に当たり、国民の利便性の向上を図ることができるのでしようか。

加えて、本法案では、郵便や通常貯金などについて国の責任で全国の郵便局でのサービス提供を維持するとしていますが、これを確保する具体的な方策は何ら示されておりません。また、金融社会の未成熟な法概念を振り回すことは不適当きわまりありません。権利に基づき賠償請求があつた場合など、果たしてこれに応ずる用意があるのでしようか。

官 報 (号外)

このように、方針だけを掲げ、実現に向けた具体的な制度設計に踏み込みます、あいまいな点を多く残し、郵政事業改革の実現を将来に先送りしているだけの本法案は、対案というにはほど遠く、断固として反対するものであります。

最後に、郵政民営化は明治以来の大改革であります。内閣提出の郵政民営化関連六法案の成立後、政府、郵政公社は、不退転の決意を持って事に当たり、今回の大改革を立派に成就されんことを心より希望いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、郵政民営化関連六法案に反対の討論を行います。(拍手)

小泉総理が郵政民営化一本に絞つて国民に賛否を問うたさきの総選挙で、与党の得票は小選挙区で過半数に至りませんでした。国民投票なら明確に否決であります。しかも、総理は、郵政公社には一円の税金も投入されていないことなど、重要な基本的事実を国民党に全く語つてこなかつたのであります。ところが、与党の議席の多数をもつて信任されたと強弁し、わずか一日半という極めて短い審議で押し通すなど、断じて容認できました。

本法案に反対する最大の理由は、国民党に基礎的な金融サービスをあまねく公平に提供する国責任を放棄するものだからであります。

貯蓄や決済など基礎的な金融サービスを受けることは、国民の権利です。郵便局は、障害者対応のATMを一〇〇〇設置し、口座維持手数料も取らず、すべての市区町村に金融ネットワークを張りめぐらせ、この権利を保障してきたのであります。

今世界では、この基礎的な金融サービスを公的にどう保障するかが問われています。アメリカで

銀行口座を持てず、大きな社会問題となつておられます。ニュージーランドでは公営のキウイ銀行が新たにつくられ郵便局の中に復活するなど、各国でも新たな取り組みが始まっています。ところが、日本では反対に、国の責任を放棄し、民間任せにしようとしているのであります。郵政民営化は、世界の流れにも逆行する愚行そのものと言わなければなりません。

そもそも、郵政民営化は、国民が求めているものではありません。郵貯、簡保、三百四十兆円の開放をビジネスチャンスとして要求してきた日米の金融資本にこたえるものにほかなりません。まさに国民党にとっては百害あって一利なし、断固反対を表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

○重野安正君 私は、社会民主党・市民連合を代表し、ただいま議題となりました政府提出の郵政民営化法案並びにその関連法案について、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

政治にかかる者として、とりわけその権力のトップにある者には、何よりもまず過去に現在を一たん埋め込むことで現在を生きたものとして認識することが求められております。それと申しますのも、未来を構想するにはこうした知的行為が不可欠であり、それによって得られる知見がすべての土台となるからであります。

それでは、今回の郵政民営化法案及びその関連法案が、この現在と過去との相関関係の理解の上に、あらゆる構想力を駆使して未来設計するという行為との間にどれほどの緊張関係を持つて提案されたのか、結論から言えばノーと言わざるを得ません。

明治五年の郵便の創設に始まる郵政事業の歴史は、国民のコミュニケーションを軸とすることを

低所得層の三八%、イギリスで五世帯に一世帯が銀行口座を持つて、大きな社会問題となつておられます。ニュージーランドでは公営のキウイ銀行が新たにつくられ郵便局の中に復活するなど、各国でも新たな取り組みが始まっています。ところが、日本では反対に、国の責任を放棄し、民間任せにしようとしているのであります。郵政民営化は、世界の流れにも逆行する愚行そのものと言わなければなりません。

そもそも、郵政民営化は、国民が求めているものではありません。郵貯、簡保、三百四十兆円の開放をビジネスチャンスとして要求してきた日米の金融資本にこたえるものにほかなりません。まさに国民党にとっては百害あって一利なし、断固反対を表明し、討論を終ります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

○重野安正君 私は、社会民主党・市民連合を代

に日に政府が遠い存在となつてゐることを、歴代自民党政府、とりわけ小泉総理は御存じでしょう。この年代を境として、それまでの福祉国家とはほど遠い、自立自助、自己責任だけが重視され自由競争の社会に突入をいたしました。とりわけWTOの確立による国際的な大競争体制の進展は、すべてを市場競争万能主義に駆り立て今日に至つてすることは、改めて指摘するまでもありません。

この結果、我が国において何が引き起こせられると、この問題には極めて都合のよい短期雇用、パート労働者には極めて都合のよい短期雇用、パート労働者が蔓延し、その結果として労働者の自殺者がウナギ登りに上昇しているのであります。

一方、老後保障としての年金に対する国民、とりわけ若年層の信頼感は低下の一途をたどり、年金は崩壊の際に立たされています。国民に対する政府責任がこれほど不信のふちに立つたことがかりてあつたでしょうか。政府と国民との距離はそれほどに乖離しているのであります。

郵政民営化も、この政府と国民との距離をさらに拡大するものとなることは自明の理であります。六案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

私、我が国が現在既に直面し、今後もなお一層深刻化する少子高齢化、地域間格差を埋め込むならます。ニュージーランドでは公営のキウイ銀行が新たにつくられ郵便局の中に復活するなど、各國でも新たな取り組みが始まっています。ところが、日本では反対に、国の責任を放棄し、民間任せにしようとしているのであります。郵政民営化は、世界の流れにも逆行する愚行そのものと言わなければなりません。

そもそも、郵政民営化は、国民が求めているものではありません。郵貯、簡保、三百四十兆円の開放をビジネスチャンスとして要求してきた日米の金融資本にこたえるものにほかなりません。まさに国民党にとっては百害あって一利なし、断固反対を表明し、討論を終ります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 重野安正君、申し合わせの競争至上主義に走つて国民共有財産を十把一かんに市場にほうり出すことがいかに社会的マイナスとなるか、そこには未来を設計するに必要な一片の知見さえも見当たりません。民営化法案並びにその関連法案について反対する根本的理由はまさにここにあります。

さて、一九八〇年代中期以降、国民党にとって日本に政府が遠い存在となつてゐることを、歴代自民党政府、とりわけ小泉総理は御存じでしょう。この年代を境として、それまでの福祉国家とはほど遠い、自立自助、自己責任だけが重視され自由競争の社会に突入をいたしました。とりわけWTOの確立による国際的な大競争体制の進展は、すべてを市場競争万能主義に駆り立て今日に至つてすることは、改めて指摘するまでもありません。

この結果、我が国において何が引き起こせられると、この問題には極めて都合のよい短期雇用、パート労働者には極めて都合のよい短期雇用、パート労働者が蔓延し、その結果として労働者の自殺者がウナギ登りに上昇しているのであります。

一方、老後保障としての年金に対する国民、とりわけ若年層の信頼感は低下の一途をたどり、年金は崩壊の際に立たされています。国民に対する政府責任がこれほど不信のふちに立つたことがかりてあつたでしょうか。政府と国民との距離はそれほどに乖離しているのであります。

郵政民営化も、この政府と国民との距離をさらに拡大するものとなることは自明の理であります。六案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

私は、この民営化を要請してきた背景に何があるのか、一口に言つてアメリカとの関係があると思います。これは郵政民営化的本質に深くかかわる問題であり、そういうものを私は認めると認められません。根本問題として指摘をし、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、松本剛明君外七名提出、郵政改革法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この本案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。

次に、内閣提出、郵政民営化法案外五案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

六案の委員長の報告はいずれも可決であります。六案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参考氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはあります。投票箱閉鎖。

開票。——議場開鎖。

○議長（河野洋平君）投票の結果を事務総長から報告させます。

投票總數 四百七十六  
〔事務總長報告〕

可とする者(白票)  
否とする者(青票)

○議長(河野洋平君) 右の結果、内閣提出、郵政民営化法案外五案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

郵政民営化法案外五案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

赤澤	逢沢	赤池	亮正君	安培	晋三君	安次富	修君
				阿部	俊子君	愛知	
				赤城	和男君	徳彦君	
				秋葉	賢也君		

佐田玄一郎君  
佐藤 勉君  
佐藤 錄君  
坂井 郁  
桜井 學君  
笛川 三君  
清水清一朗君  
塩谷 立君  
下村 堯君  
菅 昌彦君  
実川 幸大君  
柴山 堯君  
杉浦 文博君  
杉村 太藏君  
下村 喬君  
鈴木 正健君  
鈴木 喬君  
高木 義偉君  
竹下 恒夫君  
谷本 谷本  
中馬 弘毅君  
谷川 龍哉君  
公一君  
公二君  
勤君  
毅君  
平 勤君  
田中 将明君  
和德君  
田野瀨良太郎君  
健太郎君  
蘭浦健太郎君  
寺田 公一君  
戸井田 弥一君  
土屋 公二君  
土井 哲君  
中根 稔君  
中川 徹君  
富岡 亨君  
中山 泰宏君  
中山 泰秀君  
中山 太郎君  
中山 正志君  
中山 一幸君  
中山 泰宏君  
中山 泰秀君

佐藤	剛男君
齊藤	斗志二君
坂本	剛二君
櫻田	義孝君
清水鴻	一郎君
塩崎	恭久君
七条	明君
篠田	陽介君
島村	宣伸君
新藤	義孝君
菅原	秀君
杉田	鈴木
鈴木	馨祐君
関	元司君
園田	淳司君
高鳥	博之君
高市	良生君
竹本	修一君
棚橋	憲久君
谷垣	早苗君
谷畑	一君
玉沢徳	郎君
津島	泰文君
土屋	直一君
正忠君	穎
中野	孝君
中森	かしきなおみ君
中谷	真樹君
中川	三朗君
土井	渡海紀
中山	成彬君
仲村	正治君

永岡	桂子君
長島	忠美君
並木	正芳君
丹羽	
西川	
西村	明宏君
西銘恒三郎君	秀樹君
額賀福志郎君	京子君
野田	毅君
萩生田光一君	
萩原誠司君	
馳浩君	
浜田靖	
林潤君	
原田一君	
平田耕	
深谷洋君	
福岡義昭君	
藤井彪君	
船田隆司君	
馬渡康夫君	
増原資麿君	
松岡勇治君	
松浪健四郎君	
松野龍治君	
博利勝君	
松本元君	
宮腰義剛君	
御法川信英君	
武藤光寛君	
宮路洋平君	
和明君	
容治君	

長崎幸太郎  
二階 西川 公也君  
西野あきら君  
丹羽 雄哉君  
根本 西村 勝子君  
萩山 橋本 康弘君  
鳩山 橋本 稔君  
早川 原田 匠君  
葉梨 教嚴君  
林 岳君  
原田 邦夫君  
平井たぐや君  
平沢 幸雄君  
福田 令嗣君  
福井 勝榮君  
廣津 素子君  
峰之君  
藤田 照君  
二田 博之君  
細田 孝治君  
牧原 駿雄君  
町村 信孝君  
松島みどり君  
松浪 健太君  
松本 和巳君  
松本 文明君  
三原 朝彦君  
宮澤 志君  
宮下 一郎君  
水野 賢一君  
三ツ林 隆志君  
村上誠 一郎君



す。今後、こうした点を含め、現地のニーズを見きわめながら、我が国としてできる限りの支援を行つていく考えであります。

#### 趣旨説明に入ります。

ただいま議題となりました、平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる國際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する特別措置法の一部を改正する法律案について、我が国が実施する措置及び関連する國際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃がもたらした脅威が依然として存在していることを踏まえ、我が国として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与するものとし、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる國際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し、我が国が実施する措置及び関連する國際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑

して質疑の通告があります。順次これを許します。後藤斎君。

(後藤斎君登壇)

○後藤斎君 民主党の後藤斎でございます。

ただいま議題となりましたテロ特措法の一部を改正する法律案について、民主党・無所属クラブを代表して御質問いたします。(拍手)

二〇〇一年九月十一日、米国で起きた同時多発テロ事件から四年一ヵ月がたちました。九・一一事件及びその他のテロの犠牲で亡くなられた方々に、改めて哀悼の意をあらわしたいと思います。また、先週、パキスタン北部の大地震で、先ほど官房長官からも話がありましたように、一部報道で心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

民主党としても、政府のパキスタン支援活動に協力するとともに、本日午前、前原代表がパキスタンの大天使との面会をしながら、できるだけの支援二ーブの把握、そして本日、早ければ夕刻にも、若林参議院議員を団長として調査団を派遣することにしております。我が国は、その復興のため、迅速かつ最大限の協力をを行うことだと考えておりますが、外務大臣にもう少し丁寧にその点についてお伺いをしたいと思います。

この四年間、国際社会は一致団結してテロの撲滅を取り組んでまいりました。しかし、残念ながら、インドネシアのバリ島、スペイン、ロンドンなどで残虐なテロが次々と起こっております。私たちは、このテロリズムという今や世界に広がる脅威にいかに取り組んでいくのか、大変な課題に直面しているのです。先般の総選挙で、小泉総理は、国民の生命と財産、国家の根幹にかかる重要な諸問題については、方針や政策を具体的に示すことを回避されました。テロリズムの問題についても全く語られませんでした。この法律の趣旨が達成されることの重要性を強く認識しております。

アフガニスタンは、九・一一を受け、国際社会がテロ対策の必要性を認識し、共同の行動をとることを明らかにした、いわばテロとの闘いの原点であり、民主党は、アフガンで安定と復興を達成させることの重要性を強く認識しております。真に必要であれば、国会による民主的統制を徹底した上で、自衛隊の活用もあり得るとの対応もとつてまいりました。

しかし、政府は、テロ掃討作戦が依然終結していない状況などを抽象的に挙げられ、海上自衛隊による活動の延長を重ねてまいりました。この活動が本当にテロ対策の上で有効かどうかについて、政府は十分な説明責任を果たさずにいるのです。これは、シビリアンコントロールの観点から極めて問題だと言わざるを得ません。テロ掃討作戦については、給油活動のほか、不審船舶への質問、立入検査、船舶の行き先変更要請、武器・麻薬・禁制品の押収などを実施しているとのことで、その実態と効果について、また費用対効果や国際協調体制の動向等について、国民に対しそっかり説明することを求めます。従来の隠ぺい

されていますが、外務大臣にもう少し丁寧にその点についてお伺いをしたいと思います。

私たち民主党は、実力組織の海外派遣という極めて重要な判断を行なう際、国会による事前承認が必要であると繰り返し主張してまいりました。我が国政府の隠ぺい体質を考えると、その重要性は

使されると解することができます。今回の延長については、法案改正の審議と賛否を通じて国会としての意思表示がなされるので、シビリアンコントロールが行なわれるところ解ります。四年前の特別措置法の制定時、また二年前の延長時に、政府が民主党の事前承認とすべきとの主張を受け入れなかつたことは、實に遺憾であります。

今回の延長期間をあえて一年としたのは、漫然と特措法の延長を続けることなく、来年には活動を打ち切るとの小泉総理の方針であるとの理解でよろしいのか、官房長官にお伺いをいたしました。また、自衛隊の海外派遣に対するシビリアンコントロールのあり方について本質的な議論をすることが不可欠であることを、強くお訴えをしていきたいと思います。

アフガニスタンでは、この九月に実施をされた議会選挙に基づく国民議会のスタートで、国内の政治プロセスも一つの節目を迎えております。今後は、ますます麻薬撲滅対策、対テロ情報収集等への協力、司法協力、教育、金融支援などなど、テロの根を絶やす対策に比重を移すべきであると考えます。民主党は、テロの根を絶やすには力による取り組みだけでは無理であると、従来より強く訴えてまいりました。拡散の様相を呈するテロが世界各地で発生していることは、その証左であります。自衛隊の活動以外の分野の支援は十分なのでしょうか。総理がリーダーシップをとり、我が国の総合的なテロ対策を取りまとめて、包括的な対テロアクションプランを示すべきだと私は考えます。

国連安全保障理事会入りを目指したG4決議案は、九月の国連総会で廃案になりました。テロ対策を初め国際社会の直面する問題について、何ら明確なビジョンを示さないまま、日本の安保理入りが各国から強い支持を受けることができると思つておられるのでしょうか。外務大臣の御所見を求めます。

我が国は、ODAを今後どのようにテロ対策に活用していくべきとお考えかも、あわせてお答えいただきたいと思います。

総理、あなたは、テロ特措法しかり、国家にとって重要な法案や問題について、常に、できる限り国会での議論を避け、また議論を深めるといふことを逃げてまいりました。また、突然の記者

官報(号外)

会見などをもつて説明責任を果たしたつもりになつて、物事を強行突破する手法が、議会制民主主義において極めて問題であるというのは間違ひありません。

サマワで活動する自衛隊の基本計画は、本年十二月十四日に期限を迎えます。イラクでの戦闘やテロによる死傷者は増大をし、サマワ周辺の状況もことしに入つてますます悪化をしております。ワシントンでイラク戦争反対の十万人集会が開かれたことも記憶に新しいところであります。このような状況も踏まえ、民主党は、先週六日にイラク特措法廃止法案を再度国会に提出いたしました。

イラクの現状が戦闘地域でなくして、どのような状況になれば戦闘地域と認定されるのか、納得のいく答弁を官房長官に求めたいと思います。また、民主党は、イラクへの自衛隊派遣という極めて重要な問題について、国会の開会中に集中的に議論すべきであると考えますが、その点についても明快な御答弁をお伺いしたいと思います。よもや、国会の閉会中に强行なさるというようなことがないよう強く申し入れたいと思います。(拍手)イラクに軍隊を積極的に派遣する国々は、当初から大変少なかつたわけですが、今その数もますます減つているということであります。各国によるさらなる撤退の動きがたくさん報じられております。その中には、サマワの治安に当たり、我が国自衛隊の安全をも確保してくれているオーストリア軍も含まれ、一部報道によれば、来年五月にも撤退するということでもあります。イラク特措法にも、自衛隊の安全が確保されています。オーストラリア軍が先に撤退した場合、自衛隊の安全確保がいかに担保されていけるのか、防衛庁長官にお伺いいたします。

我が国の自衛隊による給水活動はことしの春には終了し、サマワでの活動はほとんどなくなつて

おるというふうに報道がされております。イラクが独立国家として歩んでいく以上、その国内の人道支援、復興支援はイラク政府が主体となる形で進めいくべきです。自衛隊でなければできない活動が今何があるのか、防衛庁長官の明快な御説明をお願い申し上げます。

イラクで活動する自衛官の方々には心から敬意を表します。イラクに軍隊を派遣する諸国の中の大臣領や首相が、自國軍隊の活動の激励とともに大統領や首相が、自國軍隊の活動の激励とともに現地の視察のためにイラクを訪問しております。イラクが戦闘地域でなく安全が確保された地域と確立されるなら、なほさら、大変な御苦労をされている自衛官の慰問及び現地把握のため、なぜ総理御自身が訪問されないのか、明快な答弁を官房長官にお求めしたいと思います。

○議長(河野洋平君) 後藤君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○後藤斎君(続) 私たち民主党私、後藤斎は、

国際社会の平和と安定、そしてそれを目指すことが我が国の眞の国益であり、国民の皆さんの絆意であると確信をし、前原代表のもと、その実現に向け一致団結していくこと、議会制民主主義をないがしろにする政府の横暴には体を張つて闘つていいこと、大義なき自衛隊派遣には命をかけて闘つていくことをお誓いし、私の質問を終わります。(拍手)

イラクへの自衛隊派遣についてお尋ねがありました。

現在、自衛隊及び在イラク大使館は、困難な環境のもと、人道復興支援の推進など、イラク人にによる国づくりの支援に優先的に取り組んでおりま

に立法府において我が国の活動の必要性や内容について改めて御判断をいただくこととすることが適当であると判断したものであります。

同法の新たな期限以降の対応につきましては、これから一年間の国際社会によるテロとの闘いへの取り組み、我が国として果たすべき役割等、種々の要素を総合的に勘案いたしまして、我が国として主体的に判断いたします。

次に、戦闘地域要件についてのお尋ねがあります。

イラク特措法上の実施区域が非戦闘地域要件を満たすかどうかにつきましては、我が国が独自に収集した情報、諸外国等から得た情報を総合的に分析し、合理的に判断するものであります。

これまでに我が国が独自に収集した情報や関係機関等から得られた情報等もあわせ、総合的に判断すれば、自衛隊が活動するサマワ周辺がいわゆる非戦闘地域の要件を満たさなくなつたとは考えておりません。

イラクへの自衛隊派遣についてお尋ねがありま

した。

○國務大臣(細田博之君登壇)

○國務大臣(細田博之君) 後藤議員にお答えいたします。

まず、テロ特措法の延長期間についてお尋ねがありました。

我が国は、テロ特措法を既に一度延長し、四年間にわたり同法に基づく活動を継続してまいりました。

現在、自衛隊及び在イラク大使館は、困難な環境のもと、人道復興支援の推進など、イラク人にによる国づくりの支援に優先的に取り組んでおりました。

こうした中、総理のイラク訪問については、内

外の状況をも総合的に判断する必要がありますが、総理としても、イラクを訪問して自衛隊員及び大使館員を直接激励したいと希望しておられることは、総理御自身が国会において答弁されてい

ます。

小泉総理は、こうした国連に対する国際社会の信頼を高めるべく、ことしの九月の国連総会首脳会合において新たな国連ビジョンを提示したところであります。具体的には、貧困と闘う人々に手

を差し伸べる優しさのある国連、平和構築への道筋をつけテロとの闘いに積極的に取り組む強い国

〔國務大臣町村信孝君登壇〕

○國務大臣(町村信孝君) 後藤議員にお答えいたします。

冒頭官房長官から御説明を申し上げましたよう

に、政府としては、国際緊急援助隊の救助チーム四十九名、医療チーム二十一名を既に派遣してお

ります。また、二千五百万円相当のテント等の緊

急救援物資を、これも既に供与したところでござ

ります。さらに、現在、谷川外務副大臣が現地に向かっておりまして、今夕到着をいたします。現

地のニーズを把握し、要人とも会い、我が国とし

ての施策の立案に資するべく準備をしているところでございます。

さらに、被害状況が悪化しております現状にか

んがみまして、政府としても二千万ドルの無償支

援の実施を決定いたしたところであります。

さらに、現地では、道路、通信等のインフラが壊滅的な打撃を受けておりまして、救援物資の運搬手段としてヘリコプター等のニーズが出てきております。今後、こうした点を含めて現地のニーズを見きわめて判断すべきであると考えております。

次に、国連改革と我が国の安保理入りについてお尋ねがありました。

テロ、紛争、貧困など、個々の国家だけでは対処できぬさまざま問題の取り組みにおいて、唯一の普遍的かつ包括的な機関であります国連は、主要な役割を果たすことが期待をされております。

小泉総理は、こうした国連に対する国際社会の信頼を高めるべく、ことしの九月の国連総会首脳会合において新たな国連ビジョンを提示したところであります。具体的には、貧困と闘う人々に手を差し伸べる優しさのある国連、平和構築への道筋をつけテロとの闘いに積極的に取り組む強い国

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対する特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に付する佐藤茂樹君の質疑に対する答弁

連、今日の世界における願いや規範を反映した効果的な国連を主張したところであります。

また、私も、直後の一般討論演説において、平和構築、委員御指摘のテロを含む新たな脅威への対処、開発等の主要問題につき、日本として今後とも積極的に取り組んでいく決意を述べたところであります。

また、安保理改革につきましては、現在、改革実現に向けた機運はかつてなく高まつております。いわば第二の出発点にいると認識しております。日本としては、これまでの開発、軍縮、不拡散、役割を訴えることなどを通じまして、また、これまでの外交努力を通じて得られた蓄積を踏まえつつ、我が国の常任理事国入り及び安保理改革に対する各國の理解と協力を得ながら、今後とも、改革に向けさらなる外交努力を行っていくこととしております。

最後に、テロ対策にODAをどのように活用していくのかというお尋ねでございましたけれども、途上国によるテロ対処能力の向上は、途上国自身の発展のみならず、日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要なものであり、我が国としては、今後とも、ODAを活用したテロ対策支援を強化していく考えであります。

具体的には、現在も既に実施しておりますテロ対策関連機材の供与、出入国管理能力の強化といつた直接的な支援のほかに、テロを生む背景となつております貧困あるいは平和の構築、こうした問題についての途上国への開発支援を拡充していく考えでございます。(拍手)

〔國務大臣大野功統君登壇〕  
○國務大臣(大野功統君) 後藤議員にお答え申しあげます。

まず、海上阻止活動の効果と国際協調体制についてのお尋ねがありました。

諸外国の艦船の海上阻止活動は、実際に海上で

武器や麻薬を押収などの具体的な成果を上げております。抑止効果を費用対効果という面からのみ評価することは困難ですが、諸外国は引き続きテロとの闘いを継続しております、このようないくすれども、海上阻止活動は極めて重要であると考えております。

次に、ムサンナ県からオーストラリア軍が撤退した場合の自衛隊の安全確保についてのお尋ねがありました。

陸自派遣部隊は、安全確保に必要な装備を携行し、事前に十分な訓練を行っております。また、現地にて各種安全確保策を実施しております。これら施策により、比較的治安が安定しており、治安組織も育成されつつある現地ムサンナ県の状況下で、みずからも安全確保を図ることが可能あります。さらに、安全確保により万全を期するため、英豪軍やイラク治安当局等と密接な意見交換を行い、治安に関する情報を収集しているところであります。

いずれにせよ、ムサンナ県において治安維持を担当する豪軍、英軍について、同県から撤退するという公式の決定はなされていないものと承知いたしております。

次に、イラクにおいて自衛隊でなければ実施できない活動についてお尋ねがありました。

イラクの復興はイラク人自身の手で行われることが望ましいものの、現段階においては、いまだに国際社会の支援が必要な状況であります。

我が国は、イラクの安定が我が国の安全に重要な観点から復興を支援しており、陸自部隊においては、現地のニーズを十分踏まえつつ、医療支援活動や公共施設の復旧整備活動を実施しております。現地の治安情勢等を踏まえれば、自己完結能力があり、みずから身を守ることができる自衛隊以外に、現時点で、現地において復興支援活動を行う活動のあり方について、延長期間一年の中

を安全に実施し得る主体はないものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表し、たゞいま議題となりましたテロ対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。

(拍手)

質問に先立ちまして、十月八日、パキスタン北部で強い地震があり、同国やインド、アフガニスタンなど広い地域が被災をいたしました。また、

インドネシアのバリ島で、十月一日、同時爆弾テロが起き、二十二人が死亡し、多くの方が重軽傷を負われました。大地震とテロの犠牲者に心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、被災地の一時も早い復興をお祈りいたします。我が党として、本日、パキスタン大使館に、所属議員の思いとして義援金を届けさせていただきました。

さて、我が国として、直ちに対応し、国際緊急援助隊をいち早く派遣されたことなどは評価いたしますが、問題はこれからです。先ほど官房長官から基調の御報告をいただきましたが、今後、日本政府はできる限りの支援をしなければならない

とを考えますが、取り組みの現状と今後の支援策について、官房長官にお伺いします。

テロとの闘いは、国際社会が一致団結して取り組まなければならない長期的かつ困難な闘いであります。九・一一同時多発テロ事件が発生してから四年と一ヶ月がたった現在も、主犯と目される

アルカイダのウサマ・ビンラディンやタリバン最高指導者のオマル師は依然逃走中であり、アルカ

イダやタリバンの残党は現在もアフガニスタン・

パキスタン国境地帯に潜伏していると見られており、テロリスト掃討作戦は継続中であります。

先ほどのバリ島同時爆弾テロ事件や、七月に発生したロンドン地下鉄等爆破テロ事件など、世界各地でアルカイダの関与が疑われる国際テロ事件が頻発しています。特に、アフガニスタンを舞台とする不朽の自由作戦や海上阻止行動には、イラク戦争に反対したフランスやドイツも部隊を派遣しているのを初め、約八十カ国が何らかの協力を行っています。

我が国は、国際社会の一員として、テロとの闘いを我が国みずから安全保障の問題と認識し、国際社会と協調しつつ、ふさわしい責任を果たすため、テロ対策特措法に基づく協力支援活動を継続していくことは現状においては必要であると考

え、私どもは改正案に賛成いたします。(拍手)

その上で、四点にわたってお尋ねいたします。

まず一番目に、延長期間を一年とした政府の真意についてお伺いします。

私どもは、シビリアンコントロールの視点から、立法府が特措法を見直す機会がふえるという点で延長期間一年を了といたしますが、政府が二年前には二年とされた延長期間を今回は一年とされたのは、二年前の段階と何がどう違うと判断されたのか。具体的には、アフガニスタンの情勢なのか、国際社会の関与のあり方なのか、日本の内事情なのか、明確ではございません。改めて、テロ対策特別措置法の期間延長が必要であると判断された根拠と、延長期間を一年とした理由について、官房長官にわかりやすく御答弁いただきたいたいと存じます。

二番目にお尋ねしたいことは、インド洋に派遣されている自衛隊の活動を今後見直す際の判断基準は何かということであります。

昨年、イラクの人道復興支援活動の基本計画を変更して一年延長を決めた際、政府は、今後のイ

ラクでの自衛隊の活動については、四つの見きわめる観点を基本計画の中に明記されました。イン

ド洋で協力支援活動を行う自衛隊についても、今

官報 (号外)

で、何を見きわめ判断されるのか、視点を明確にすべきだと考えますが、官房長官の御所見を伺います。

三番目にお伺いしたいことは、四年間、インド洋で自衛隊が協力支援活動を行つたことによつて、テロ対策にどのような効果を上げたのか、役立つているのかということです。

海上阻止行動が、テロリストや武器等関連物資の移動を阻止する目的で行われていますが、四年間で具体的にテロ対策の面でどのような効果を上げたのか、外務大臣に国民にわかるように御説明いただきたいと存じます。

四番目にお尋ねしたいことは、海上自衛隊がパキスタンの活動を給油、給水で支援していることの意義を政府としてどのようにとらえておられるかということです。

私は、インド洋での自衛隊の協力支援活動の持つ意味は、昨年の夏、質的に変わり、重要性を増してきましたと認識しております。昨年の七月から、海上阻止行動に、従来のG8などの欧米各国だけでなく、イスラム教国パキスタンがその活動に加わり、それに日本の海上自衛隊が給油、給水の支援をしています。パキスタンの活動は日本の自衛隊の給油、給水に依存していて、日本がなくてはならない不可欠な存在になっているということの意味は極めて重要であると考えますが、外務大臣の見解を伺います。

次に、テロ対策特別措置法に関連して、イラクにおける我が國の人道復興支援活動については、状況を衛隊派遣を延長するかどうかについて、自衛隊の撤退が検討されているという報道がなされていますが、そのような事実があるのか、

外務大臣に明快な答弁をお願いいたします。

二点目に、現地の動きとして、実際に、イラク中部の都市ナジャフとカルバラでは、既に治安維持権限が多国籍軍からイラク治安組織側に移管され、多国籍軍は撤収しております。同権限の移管を行ふ都市の選定を担当する、条件付き移管に関する共同委員会では、次に治安権限の移管が行われる候補地としてサマワの名前が挙がっているようあります。

そこで、条件付き移管に関する共同委員会でのサマワについての協議を含め、サマワの治安権限が近くイラク側へ移管されるのか否かの見通しと、イラク側が治安権限行使する場合、陸上自衛隊の安全確保には支障がないのかとということについて、防衛庁長官の御答弁をお願いいたします。

三点目に、我が国外の多国籍軍参加国は、イラクの治安維持が目的で軍隊を駐留させています。一方、我が国の自衛隊は、人道復興支援を目的として主体的にイラクに駐留しているため、イラクの治安が回復し、他の軍隊が撤退しても、それだけでは自衛隊を撤退させる理由とはなりません。したがって、我が国政府は、そもそも特措法の目的を達成したのか否かという基準で、陸上自衛隊の出口戦略を主体的に練らなければならぬと思います。この出口戦略についての政府の基本的な考え方について、官房長官の御所見を求めます。

最後に、いわゆる出口戦略というような大事な課題については、今後、政府・与党間で緊密かつ十分な連携と議論の場を確保すべきだということを強く主張し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣細田博之君登壇〕

○国務大臣(細田博之君) 佐藤議員にお答えいたしました。

まず、パキスタン地震への現在の取り組みと今後の支援策についてお尋ねがございました。

政府としては、冒頭御説明申し上げましたとお

り、とりあえずの支援策として、国際緊急援助隊

の救助チーム、医療チームの派遣、二千五百万円相当の緊急援助物資の供与、さらに、政府として二千万ドルの無償支援協力の実施について決定をいたしました次第でございますが、今後につきましても、被災国の要望を踏まえましてできる限りの支援を行つていく考えであります。

テロ特措法の期間延長の理由についてお尋ねがありました。

米国同時多発テロによつてもたらされたテロの脅威は依然として存在しております。我が国としても、これを除去するための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与していく必要があることから、テロ特措法の延長が必要と判断しましたものであります。

また、我が国は、テロ特措法を既に一度延長し、四年間にわたり同法に基づく活動を継続してまいりましたが、この間、国際社会のテロとの闘いの取り組みの様相やアフガニスタン内外の情勢には変化が見られます。また、国際的にも、最近に至つてもテロが多発しているという状況がござります。今後、こうした変化をきめ細やかに注視していく必要があることながら、一年後に立法府において我が国の活動の必要性や内容について改めて判断を行うこととすることが適当だと判断したものであります。

次に、協力支援活動を行う自衛隊の今後の活動のあり方についての判断基準についてお尋ねがありました。

協力支援活動を行う自衛隊の活動の今後の方につきましては、アフガニスタンにおけるテロリスト掃討作戦等の進捗状況、同国の内外の情勢、国際社会によるアフガニスタンへの取り組みの推移、我が国として果たすべき役割等、種々の要素を総合的に勘案して、我が国として主体的に判断する必要があると考えております。

御指摘の四つの視点とは、基本計画に盛り込まれておりますが、第一に、現地の復興の進展状況

の変化、第二に、選挙の実施等によるイラクにおける政治プロセスの進展の状況、第三に、イラク治安部隊の能力向上など現地の治安に係る状況、

四、多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情、こう記されておるわけでございます。

十二月十四日に派遣期限を迎える自衛隊の活動の今後につきましては、復興支援活動の目的がどの程度達成されたかという点などを含め、国際協調の中で日本の果たすべき責任、イラク復興支援の現状、諸外国の支援状況等を踏まえまして、日本本の国益を十分勘案して判断を行う必要があると考えております。また、その際には、与党内における御議論も十分に踏まえながら判断してまいる所存であります。(拍手)

〔国務大臣大野功統君登壇〕

○国務大臣(大野功統君) 佐藤議員にお答えいたしました。

まず、サマワにおける治安権限の移譲についてのお尋ねがありました。

御指摘の委員会は、多国籍軍からイラク側への段階的な治安権限の移譲のための条件を策定するため八月初めに設置され、来年以降の多国籍軍のあり方についてイラク政府と多国籍軍関係者が検討を行つておりますが、何らかの具体的な決定が行われたことは承知いたしておりません。

なお、米英等は、来年以降の多国籍軍のあり方については、今後の現地情勢を踏まえる必要があり、具体的なタイムスケジュールを設定することはできないとの立場を一貫して維持しており、サマワにおいて治安権限が多国籍軍からイラク側へ近く移管される見通しがあることは承知いたしておりません。

次に、イラク側への治安権限の移譲の場合の自衛隊の安全確保についてのお尋ねがありました。

陸上自衛隊派遣部隊は、安全確保に必要な装備を携行するとともに、事前に十分な訓練を実施し

てはいるところであります。また、宿营地内外において各種安全確保策を実施いたしております。いずれにせよ、これら施策により、比較的治安が安定しており、治安組織も育成されつある現地ムサンナ県の状況下で、みずから安全確保を図ることが可能であります。

〔國務大臣町村信孝君登壇〕  
○國務大臣（町村信孝君） 佐藤議員にお答えいた  
します。

尋ねでございました。

社会によるテロとの闘いの取り組みとして、テロリストや関連物資の海上移動、拡散の抑止に大きな効果を發揮しております。一〇〇一年九月以来四年間で、総計で約十三万七千回の無線照会及び約一万一千回の乗船検査を実施しているところでござります。

具体的な乗船検査の例を申し上げますと  
ばことしの五月、乗船検査を行つた船から、テロ  
リストの資金源となり得る約四千二百ポンド、約  
二トンの麻薬、それからことしの三月には約六千  
ポンド、約三トンの麻薬を発見し、押収いたしま  
した。また、昨年の五月には、乗船検査を行つた  
船舶から約五百五十丁の銃器及び弾薬を発見して  
いるところであります。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のために、イスラム国であるパキスタンを含め国際社会が一致結束して取り組むことが重要でありまして、各國がそれぞれの能力に応じた貢献をすることが必要であると考えております。

いく考えでございまして、パキスタンの参加どい  
うのは大変国際的に見ても意味があるもの、私ど  
ももさように認識をしているところであります。  
最後に、イギリス軍及びオーストラリア軍のイ  
ラク・サマワからの撤退について、何らかの意向  
が我が國に伝えられた事実はあるのかというお尋  
ねでございました。

イギリス及び豪州の基本的考え方は、イラクの  
治安部隊が活動できるようになるまで多国籍軍の  
任務が必要であり、逆に、イラクの治安部隊の能  
力が育成されれば、多国籍軍の活動を終了すると  
いうものでござります。

このような判断に当たっては現地の状況を十分  
踏まえる必要があり、現時点で、イギリス、オー  
ストラリア両国が具体的な撤退時期を決めている  
わけではなく、撤退について何らかの意向が我  
が国に伝えられたという事実はございません。

(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたし  
ました。

○議長(河野洋平君) 午後二時五十六分散会

出席国務大臣

外務大臣 町村 信孝君  
国務大臣 大野 功統君  
国務大臣 竹中 平蔵君  
国務大臣 細田 博之君  
国務大臣 選の結果、次のとおり当選した。

（理  
事  
互  
選）

（議長の報告）

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する佐藤茂樹君の質疑議論の報告書

官報 (号外)

岸田 文雄君 吉良 州司君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君	塙川 鉄也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐々木憲昭君 塙川 鉄也君 中井 治君 石関 貴史君	塙川 鉄也君 荒井 聰君 篠田 陽介君 北川 知克君 笠 浩史君 塙川 鉄也君 稻葉 大和	佐々木憲昭君 塙川 铁也君 篠田 陽介君 北川 知克君 笠 浩史君 塙川 铁也君 稻叶 大和
国土交通委員会 環境委員会 辞任 補欠 辞任 安全保障委員会 (特別委員会)	岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 遠藤 利明君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 鉄也君 小川 淳也君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 鉄也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐々木憲昭君 塙川 鉄也君 中井 治君 石関 貴史君 塙川 铁也君 稻叶 大和 佐々木憲昭君 塙川 铁也君 稻叶 大和 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 铁也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君	塙川 鉄也君 荒井 聰君 篠田 陽介君 北川 知克君 笠 浩史君 塙川 铁也君 稻叶 大和 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 铁也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐々木憲昭君 塙川 铁也君 中井 治君 石关 貴史君 塙川 铁也君 稻叶 大和 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 铁也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君	塙川 铁也君 荒井 聰君 篠田 陽介君 北川 知克君 笠 浩史君 塙川 铁也君 稻叶 大和 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 铁也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君 塙川 铁也君 小宮山泰子君 丹羽 秀樹君 御法川信英君 荒井 聰君 大島 敦君 森本 哲生君 佐藤 勉君 寺田 稔君 小川 淳也君 岸田 文雄君 吉良 州司君 寺田 稔君
（議案提出） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 建物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案	以上七件 郵政民営化に関する特別委員会付託 （議案提出） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 建物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案	（議案提出） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 建物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案	（議案提出） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 建物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案
（議案受領） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本憲法に関する調査特別委員 (特別委員辞任及び補欠選任)	（議案受領） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本憲法に関する調査特別委員 (特別委員辞任及び補欠選任)	（議案受領） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本憲法に関する調査特別委員 (特別委員辞任及び補欠選任)	（議案受領） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本憲法に関する調査特別委員 (特別委員辞任及び補欠選任)
（議案送付） 一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案	（議案送付） 一、去る六日、予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律の廃止等に関する法律案(宮路和明君外四名提出) 一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	（議案送付） 一、去る六日、予備審査のため次回の本院議員提出案を参議院に送付した。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	（議案送付） 一、去る六日、予備審査のため次回の本院議員提出案を参議院に送付した。 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(末松義規君外三名提出) 一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
（議案付託） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 郵政民営化に関する特別委員 (議案付託)	（議案付託） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 郵政民営化に関する特別委員 (議案付託)	（議案付託） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 郵政民営化に関する特別委員 (議案付託)	（議案付託） 一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 郵政民営化に関する特別委員 (議案付託)
（議案付託） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 郵政改革法案(松本剛明君外七名提出、衆法第一号) 郵政民営化法案(内閣提出第一号) 日本郵政株式会社法案(内閣提出第一号)	（議案付託） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 郵政改革法案(松本剛明君外七名提出、衆法第一号) 郵政民営化法案(内閣提出第一号) 日本郵政株式会社法案(内閣提出第一号)	（議案付託） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 郵政改革法案(松本剛明君外七名提出、衆法第一号) 郵政民営化法案(内閣提出第一号) 日本郵政株式会社法案(内閣提出第一号)	（議案付託） 一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 郵政改革法案(松本剛明君外七名提出、衆法第一号) 郵政民営化法案(内閣提出第一号) 日本郵政株式会社法案(内閣提出第一号)
（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を請求するの件 郵便法の一部を改正する法律案	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を請求するの件 郵便法の一部を改正する法律案	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を請求するの件 郵便法の一部を改正する法律案	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を請求するの件 郵便法の一部を改正する法律案
（調査要求承認） 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	（調査要求承認） 一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。 本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。	（調査の期間） 平成十七年十月七日 （調査の目的） 一、国際情勢その他外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため	（調査の期間） 平成十七年十月七日 （調査の方法） 三、調査の方法 一、国際情勢その他外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、農林水産関係の基本施策に関する事項 二、食料の安定供給に関する事項 三、農林水産業の発展に関する事項 四、農林漁業者の福祉に関する事項 五、農山漁村の振興に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 三、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、財政に関する事項 二、税制に関する事項 三、関税に関する事項 四、外国為替に関する事項 五、国有財産に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 三、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、財政に関する事項 二、税制に関する事項 三、関税に関する事項 四、外国為替に関する事項 五、国有財産に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 三、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため	（国政調査承認要求書） 一、調査する事項 一、財政に関する事項 二、税制に関する事項 三、関税に関する事項 四、外国為替に関する事項 五、国有財産に関する事項 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項 七、印刷事業に関する事項 八、造幣事業に関する事項 九、金融に関する事項 三、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため



沖縄自動車道における走行・Uターン訓練は、どの施設を出発し、どの施設に立ち寄ったのか、政府が掌握している事実関係を明らかにされた。

三 日米両政府は、一九九六年武装米兵の民間地域における行軍訓練を中止することに合意した。この民間地域における武装米兵の行軍訓練も日米両政府は当初、日米地位協定第五条の「施設間移動」であり、地位協定上許される訓練だと強弁していた。ところが、同行軍訓練もキャンプ・コートニーを出発し、どの施設にも立ち寄らず、また同施設に戻っていることが判明し、県民の強い抗議もあって中止に合意したものである。今回の米海兵隊員の沖縄自動車道における走行・Uターン訓練は中止された民間地域における武装米兵の行軍訓練と何ら変わらない実態を有するものであると言わざるを得ない。違うというのであれば、どこがどう違うのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 二〇〇五年八月二十六日付け琉球新報朝刊の報道によると、那覇防衛施設局千葉俊之施設部・連絡調整室長は、米海兵隊の沖縄自動車道における走行・Uターン訓練に抗議した社民党沖縄県連の代表者らに対し、「兵士が新しい所（任地）に行つたら、われわれも一緒だが、そういう練習はやるんだろうと思う。目的地に行く道路の曲がり方など、練習した方がいい」との発言をしたようである。しかも、千葉俊之施設部・連絡調整室長は、那覇防衛施設局西正典局长も同じ認識と見解である旨明言している。この発言に対し那覇防衛施設局は「どちらの味方だ。」との批判が沖縄県内の多くの団体から沸き上がっている。政府はかかる発言をどのように受け止めているのか、また、米海兵隊員の沖縄自動車道における走行・Uターン訓練については那覇防衛施設局の千葉俊之施設部・連絡調整室長の発言と同様の認識や見解を共有しているのか、政府の考えを明らかにされたい。

五 沖縄自動車道路における米海兵隊員の走行・Uターン訓練と同種の訓練が、沖縄県以外の高速道路においても実施されているのか、その実態の掌握を含めて政府の見解を明らかにされたい。また、同種の訓練が行われている沖縄県以外の高速道路を明らかにされたい。

六 日米地位協定においては、各提供施設毎に米軍の使用目的が限定されている。沖縄自動車道のように、提供施設でもなく、訓練施設でもない道路における訓練は日米地位協定のいかなる解釈によつても容認できないと思慮するが、政府の見解を明らかにされたい。

七 二〇〇五年八月二十三日、沖縄自動車道で発生したキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員による衝突事故は、単なる物損事故か、それとも人身事故か、どのような捜査が行われ、いかなる事件処理がなされたのか、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六三第四号  
平成十七年十月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員の沖縄自動車道における訓練に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員の沖縄自動車道における訓練に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事故が発生した際に、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国（以下「合衆国」という）海兵隊が沖縄自動車道において行つて行った走行活動（以下「本件走行活動」という）は、合衆国海

兵隊が、我が国の公道での軍用車両の安全な運転を確保するため、軍用車両を運転する資格を

有する者に課していた教習活動であり、また、このような教習活動は平成六年から実施されていると承知している。本件走行活動の実施について、合衆国軍隊から日本国政府への通知はなかった。

二について

一般論として、実弾射撃訓練のよう、合衆国軍隊が本来施設・区域内で行うことが予想されている活動を施設・区域外で行うことは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）の予想しないところである。一方、そのような活動ではない場合、合衆国軍隊が、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するとの目的の達成のために、軍隊としての機能に属する活動を施設・区域外で行うことが、日米地位協定上許されないわけではない。その上で、合衆国軍隊の軍隊としての機能に属する個々の活動について、これを施設・区域外で行うことが認められるか否かについては、個々の活動の目的・態様等の具体的な実態に即して、日米地位協定に照らして合理的に判断されるべきである。

三 本件走行活動の実態については、一について述べたとおりであり、政府としては、そのようないい教習活動を合衆国軍隊が施設・区域外で行うことが日米地位協定上問題となるものであるとは考えていない。

四について

政府としては、合衆国軍隊が施設・区域の外を問わず我が国の公共の安全に妥当な考慮を

払つて活動すべきことは当然であると考えている。

なお、御指摘の発言は、このような考え方を踏まえて述べられたものであると承知している。

五について

本件走行活動と同種の活動が、沖縄県以外にある高速道路において実施されているか否かについて、政府として承知していない。

七について

御指摘の事故は、沖縄県に駐留する合衆国海兵隊員が運転する大型貨物自動車が、普通乗用自動車に衝突し、同車の運転者が加療約二週間を要する傷害を負つたものであり、沖縄県警察において、業務上過失傷害事件として、事故現場の実況見分を実施するなど所要の捜査を行つてゐるものと承知している。

郵政改革法案

右の議案を提出する。  
平成十七年十月三日

提出者 松本 剛明 原口 一博

馬淵 澄夫 仙谷 由人

長妻 昭 永田 寿康

大串 博志 三谷 光男

賛成者 安住 淳外百二名

郵政改革法

目次 第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 郵政事業の改革の基本方針（第五条—第十条）

第三章 当面緊急に講ずべき措置等（第十一条—第十三条）

附則

## 第一章 総則

## (目的)

この法律は、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等により自由で活力ある経済社会を実現するため、郵政事業（日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う事業をいう。以下同じ。）の改革に関し、基本理念及び基本方針を定め、国等の責務を明らかにするとともに、当面緊急に講すべき措置等について定めることにより、郵政事業の改革を推進することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 郵政事業の改革は、その事業のうちあまねく公平にそのサービスが提供されるべき業務その他民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある業務については國の責任においてこれを提供することにより、國民がその業務に係るサービスの提供を受けることができる権利を保障するとともに、これ以外の業務についてはその業務を廃止し、若しくは縮小し、又はその業務を株式会社に行わせることとして、郵政事業に係る資金が公的部門の資金調達の用に供されることを必要最小限にすること等により、國民に対するサービスの向上及び地域経済の活性化を図り、並びに國の財政の健全性の回復に資することを基本として行われるものとする。

## (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのつとり、郵政事業の改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（公社の責務）

第四条 公社は、基本理念にのつとり、郵政事業の改革の実現のため必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 第二章 郵政事業の改革の基本方針

## (郵便等の業務の在り方)

第五条 郵便の業務並びに郵便貯金の業務（次条第三項の規定による見直しが行われた後のもの）をいう。）、郵便為替の業務及び郵便振替の業務については、すべての國民が等しくそれらの業務に係るサービスの提供を受けることができるよう、あまねく全国に設置された郵便局において行われるものとし、あわせて、その經營資源を活用し、地域を取り巻く環境の変化に伴う新たな需要を考慮した公的サービス等の拡充が図られるものとする。

## (郵便貯金の業務に関する見直し)

第六条 公社の新たな子会社として郵便貯金（定期額郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第三号に規定する定期額郵便貯金をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）の業務、郵便為替の業務及び郵便振替の業務を営む株式会社（以下「郵便貯金会社」という。）は、平成十九年九月三十日までに、二以上設立のとおり、設立されるものとし、公社の郵便貯金の業務、郵便為替の業務及び郵便振替の業務は、郵便貯金会社に、同年十月一日に引き継がれるものとする。

一 郵便貯金のうち、定期額郵便貯金を廃止するものとすること。

二 平成十九年十月一日前に公社が受け入れた郵便貯金（定期額郵便貯金を除く。以下この号において同じ。）は同日において郵便貯金会社が受け入れた郵便貯金となるものとし、同日前に公社との間で締結された定期額郵便貯金（以下「旧定期額郵便貯金」という。）に係る契約は引き続きその効力を有するものとすること。

## 三 一の預金者ごとの貯金総額の制限額は、住宅積立郵便貯金（郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金をいう。以下同じ。）及び同法第十条第二項に規定する郵便貯金に係るものを受け、五百万円とすること。

四 公社は、旧定期額郵便貯金の管理及び運用に関する業務を郵便貯金会社に委託するものとすること。五 郵便貯金会社は、郵便貯金の預入及び払戻しに係る事務その他の窓口事務を公社に委託するものとすること。

（簡易生命保険の業務に関する見直し）

第七条 公社の新たな子会社として生命保険業を営む株式会社（以下「郵政保険会社」という。）は、平成十九年九月三十日までに、二以上設立されるものとする。

第八条 平成十九年十月一日以後、公社の役職員は、国家公務員の身分を有しないものとする。公社の役職員には、職務上知ることができた秘密を守る義務、法令に従い忠実にその職務を遂行する義務その他の義務を課するものとする。

## (公社等の経営の健全化)

第九条 公社は、役職員数の削減並びに郵便貯金法第四条第一項の施設及び簡易生命保険法第一条第一項の施設の廃止等の経営の合理化その他より一層の経営の改善により、独立採算制の維持に努めるものとする。

1 郵便貯金会社は、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営に努めるものとし、公社は、そこの自律的な経営を損なわないよう配慮するものとする。

2 郵便貯金会社は、後公社若しくは公社と密接に関係する法人の地位に就くこと又は公社の役職員が離職後公社と密接に関係する法人の地位に就くことについて、制限を設けるものとする。

## (資金の運用の制限)

第十条 公社、郵便貯金会社及び郵政保険会社（公社が郵政保険会社の株式の全部を処分するまでの間に限る。次項において同じ。）は、財政融資資金債（財政融資資金特別会計法昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。以下同じ。）及び政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。以下

## 二 公社は、旧契約に基づき公社が負う保険責任のすべてについて、各郵政保険会社との間で再保険契約を締結するものとすること。

三 郵政保険会社は、生命保険契約の締結の代理及び媒介並びに生命保険業に係る窓口事務を公社に委託することができるものとすること。

官 報 (号 外)

下同じ。並びに財投機関債(独立行政法人及び特殊法人等が発行する債券であつて政府保証債以外のものをいう)のうち債券市場による評価の低いものを得ること等により、郵政事業に係る資金を運用してはならないものとする。

2 政府は、公社、郵便貯金会社及び郵政保険会社による前項の規定を遵守した資金の運用が可能になるよう、財政融資資金債をその他の公債と明確に区別して発行するものとする。

第三章 当面緊急に講すべき措置等

(当面緊急に講すべき措置)

第十一條 政府は、平成十八年度中に、住宅積立郵便貯金及び郵便貯金法第十条第二項に規定する郵便貯金に係るもの(以下「当面緊急に講すべき措置等」とす)を除き、同条第一項に規定する一の預金者ごとの貯金総額の制限額を七百万円とするための措置(経過措置を含む)を講ずるものとする。

2 公社は、前項の措置が講じられた場合においてその実効性を確保するため、貯金総額の管理の徹底その他必要な措置を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、前章に定める基本方針に基づく施策その他この法律に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特殊法人等の改革)

第十三条 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これらの改革を集中的に推進するものとする。

六 刪除

理由

郵政事業の改革に関し、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変え、そのため、その改革の基本理念及び基本方針を定めることにより、当面緊急に講すべき措置等について定めることにより、これを推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(検討)

第二条 政府は、平成十九年九月三十日までの間

2 政府は、平成十八年度中に、住宅積立郵便貯金及び郵便貯金法第十条第二項に規定する郵便貯金に係るもの(以下「当面緊急に講すべき措置等」とす)を除き、同条第一項に規定する一の預金者ごとの貯金総額の制限額を七百万円とするための措置(経過措置を含む)を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号を次のように改めること。

第五項に規定する一般信書便事業をいう。」への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号を次のように改めること。

議案の目的及び要旨

本案は、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等について必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年九月三十日までの間に一般信書便事業(民間事業者による信書の送達に関する法律)平成十四年法律第九十九号第二条第五項に規定する一般信書便事業をいう。」への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これらの改革を集中的に推進するものとする。

附 則

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十九年九月三十日までの間

議案の目的及び要旨

本案は、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等について必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年九月三十日までの間に一般信書便事業(民間事業者による信書の送達に関する法律)平成十四年法律第九十九号第二条第五項に規定する一般信書便事業をいう。」への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これらの改革を集中的に推進するものとする。

議案の目的及び要旨

本案は、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等について必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年九月三十日までの間に一般信書便事業(民間事業者による信書の送達に関する法律)平成十四年法律第九十九号第二条第五項に規定する一般信書便事業をいう。」への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これらの改革を集中的に推進するものとする。

附 則

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十九年九月三十日までの間

議案の目的及び要旨

本案は、国民の暮らしの安心を支え、地域住民の生活の安定向上を確保するとともに、公的部門から民間部門へ資金の流れを変えること等について必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年九月三十日までの間に一般信書便事業(民間事業者による信書の送達に関する法律)平成十四年法律第九十九号第二条第五項に規定する一般信書便事業をいう。」への民間事業者の参入を促進するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、郵便貯金会社又は郵政保険会社の経営状況、郵政保険会社の株式の処分の状況等を勘案し、公社によるこれらの会社の株式の保有の在り方等に関し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、多額の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金が独立行政法人及び特殊法人等の事業の用に供されている実態にかんがみ、郵政事業の改革に併せて、財政投融資制度に係る資金の調達及び運用の状況並びにこれらの法人の財務、業務及び組織の状況その他の経営内容に関する情報の公開を徹底するとともに、これらの改革を集中的に推進するものとする。

郵政民營化法

郵政民営化法	
第一章 総則(第一条—第三条)	第二節 設立に関する郵便局株式会社法等の特例(第八十二条—第八十九条)
第二章 基本方針(第四条 第九条)	第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第九十条—第九十三条)
第三章 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会	第八章 郵便貯金銀行
第一節 郵政民営化推進本部(第十一条—第十七条)	第一節 設立等(第九十四条—第九十七条)
第二節 郵政民営化委員会(第十八条—第二十五条)	第二節 承継に関する銀行法等の特例等(第十九条—第二十二条)
第三節 雜則(第二十六条—第二十七条)	第三節 移行期間中の銀行法等の特例等(第二百三十三条—第二百五十三条)
第四章 準備期間中の日本郵政公社の業務に関する特例等(第二十八条—第三十五条)	第九章 郵便保険会社
第五章 日本郵政株式会社	第一節 設立等(第二百二十六条—第二百二十九条)
第一節 設立等(第三十六条—第四十条)	第二節 承継に関する保険業法等の特例(第二百三十条—第二百三十二条)
第二節 経営委員会(第四十一条—第四十六条)	第三節 移行期間中の保険業法等の特例等(第二百三十三条—第二百五十三条)
第三節 準備期間中の業務に関する特例等(第四十七条—第五十一条)	第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
第四節 承継に関する日本郵政株式会社法等の特例(第五十二条—第五十九条)	第一節 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
第五節 移行期間中の業務に関する特例等(第六十条—第六十九条)	第二節 設立等(第二百五十四条)
第六章 郵便事業株式会社	第三節 管理機構
第一節 設立等(第七十条—第七十二条)	第四节 第二節 設立に関する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の特例(第二百五十五条—第二百五十六条)
第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条—第七十四条)	第五節 移行期間中の業務に関する特例等(第二百五十七条—第二百六十条)
第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条—第七十八条)	第六章 第二節 移行期間中の業務に関する特例等(第二百五十九条—第二百六十九条)
第七章 郵便局株式会社	第七章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第一節 設立等(第七十九条—第八十一条)	第八章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第二章 第二節 業務等の承継等(第二百七十七条—第二百八十四条)	第九章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第三章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第十章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第四章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第十一章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第五章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第十二章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条—第二百六十九条)
第六章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第十三章 雜則(第二百八十二条—第二百八十九条)
第七章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第十四章 罰則(第二百九十条—第二百九十七条)
第八章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	附則
第九章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第一章 総則
第十章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	(目的)
第十一章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。
第十二章 第二節 業務等の承継等(第二百六十六条)	(基本理念)
第十三章 雜則(第二百八十二条—第二百八十九条)	第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民
第十四章 罰則(第二百九十条—第二百九十七条)	第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有する。
附則	第四条 郵政民営化に関する施策についての基本方針は、この章に定めるとおりとする。 (公社の解散及び新会社の設立)
第一章 総則	第五条 公社は、平成十九年十月一日に解散するものとする。
(国等の責務)	第六条 公社の機能を引き継がせるため、次の各号に掲げる業務を営む株式会社として当該各号に定める株式会社を新たに設立するものとする。 一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行なう業務 二 あまねく公平に、かつ、なるべく安い料金で行なう郵便の業務 三 郵便窓口業務及び郵便局を活用して行なう地域住民の利便の増進に資する業務
(目的)	第七条 郵便局株式会社
第一章 総則	四 銀行業 郵便貯金銀行(第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第八章を除き、以下同じ。)
(国等の責務)	五 生命保険業 郵便保険会社(第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。)



に基づき、本部長に意見を述べること。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 民営化委員会は、この法律の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 本部長又は関係各大臣は、第一項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(組織)  
第二十条 民営化委員会は、委員五人をもつて組織する。

(委員)  
第二十一条 委員は、優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)  
第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)  
第二十三条 民営化委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、民営化委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## 官報 (号外)

(事務局)

第二十四条 民営化委員会の事務を処理させるため、民営化委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置き、内閣総理大臣が任命する。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料の提出その他の協力の要請)

第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の方機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行

方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地

方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の

法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対しても、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。

2 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するた

め特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 委員長は、会務を総理し、民営化委員会を代表する。

(設置期限等)  
第二十六条 本部(民営化委員会を含む。次条において同じ。)は、平成二十九年九月三十日まで

置かれるものとする。

2 平成二十九年九月三十日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二条第一項の規定にかかるらず、その日に満了する。

3 第二十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(主任の大臣)  
第四章 準備期間中の日本郵政公社の業務に関する特例等

(通則)  
第二十八条 公社については、準備期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この章の定めるところによる。

(業務の特例)  
第二十九条 公社は、日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「公社法」という。)第十九条第一項及び第二項並びに日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第三条に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際貨物運送(本邦と外国との間において行う貨物の運送をいう。以下この章において同じ。)に関する事業を行なうことを主たる目的とする公社子会社の委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 國際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送(本邦内の各地間において行う貨物の運送をいう。)

二 國際貨物運送に関する事業に附帯する業務

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

ときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 第二項の「公社子会社」とは、公社がその株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式)についての議決権を除き、公社法(平成十七年法律第八十号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第六十二条第一号を除き、以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、公社及び一若しくは二以上の公社子会社又は一若しくは二以上の公社子会社がその株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、公社子会社とみなす。

3 第三十条 公社は、公社法第二十二条の規定による出資のほか、総務大臣の認可を受けて、国際貨物運送に関する事業を行なうことを主たる目的とする会社に出資をすることができる。

(出資の特例)  
第三十条 公社は、公社法第二十二条の規定による出資のほか、総務大臣の認可を受けて、国際貨物運送に関する事業を行なうことを主たる目的とする会社に出資をすることができる。

(公社法の適用)  
第三十一条 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合、前条の規定により公社の出資が行われる場合又は同条の規定により公社が出資している会社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官報(号外)

第一十四条第四項 第二号	並びに同条第三項に規定する業務	、同条第三項に規定する業務並びに郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第二十 九条第一項に規定する業務
第三十八条第一項 及び第四十一条第 十一号	費用	費用(郵政民営化法第二十九条第一項に規定する業務に係るものと除く。)
第四十五条第一項 第三号	三 第四十二条第四号から第 十二号までに掲げる方法	三 第四十二条第四号から第十一号までに 掲げる方法
第五十八条第一項	日本郵政公社による原動機付 自転車等責任保険募集の取扱 いに関する法律	四 郵便業務に係る資金繰りに充てるため の資金(郵政民営化法第二十九条第一項 に規定する業務に係るものと除く。)の融 通
債務の状況	債務の状況並びに郵政民営化法第二十条の 規定により公社が出資している会社の業務 の状況	日本郵政公社による原動機付自転車等責任 保険募集の取扱いに関する法律、郵政民営 化法(第四章の規定に限る。)
第六十五条第一項 第三号	又は第四十三条第一項(第四 十五条第二項において準用す る場合を含む。)	若しくは第四十三条第一項(第四十五条第一 項において準用する場合を含む。)又は郵 政民営化法第二十九条第二項若しくは第三 十条
第六十七条第一号	又は第四十七条 十二条	若しくは第四十七条又は郵政民営化法第三 十条
第七十二条第一号	又は承認を受けなければなら ない	若しくは承認を受け受けなければなら ない
第七十二条第四号	第十九条第一項から第三項ま でに規定する業務	第十九条第一項から第三項まで及び郵政民 営化法第二十九条第一項に規定する業務

第七十二条第十五 号	又は第六十二条第一項 号	若しくは第六十二条第一項 法第三十五条第二項
第七十二条第十六 号	第六十五条第一項又は第二項 号	第六十五条第一項若しくは第二項又は郵政 民営化法第三十五条第三項
(日本郵政株式会社の意見の聴取)	第三十二条 総務大臣は、第二十九条第二項又は 第三十条の認可の申請があつたときは、日本郵 政株式会社の意見を聽かなければならない。	第三十三条 総務大臣は、第二十九条第二項若し くは第三十条の認可の申請があつたとき、又は 次条第一項の規定により付した条件を変更しよ うとするときは、民営化委員会の意見を聽かな なければならない。
2 総務大臣は、第三十五条第一項又は公社法第 六十二条第一項の規定による命令をしたとき は、速やかに、その旨を民営化委員会に通知し なければならない。 (認可の条件)	第三十四条 総務大臣は、第二十九条第二項又は 第三十条の認可に条件を付し、及びこれを変更 することができる。	2 総務大臣は、前項に規定する場合において、 公社の当該業務又は当該出資に係る会社の業務 が、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害 し、又は害するおそれがあると認めるときは、 公社に対し、必要な措置をとるべきことを命ず なければならない。
2 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は 認可に係る事項の確実な実施を図るために必要最 小限のものでなければならない。 (同種の業務を営む事業者への配慮等)	第三十条の認可に条件を付し、及びこれを変更 することができる。	3 第二十九条第一項の規定により公社の業務が 行われる場合又は第三十条の規定により公社の 出資が行われる場合には、公社は、総務省令で 定めるところにより、事業年度ごとに、当該業 務に関する收支の状況又は当該出資の状況を公 表しなければならない。
3 第二十九条第一項の規定により設立委員会 の業務が行われる場合、第三十条の規定により 公社の出資が行われる場合又は同条の規定によ り公社が出資している会社の業務が行われる場	(設立) 第五章 日本郵政株式会社 第一節 設立等	3 第二十九条第一項の規定により公社の業務が 行われる場合、第三十条の規定により公社の 出資が行われる場合又は同条の規定によ り公社が出資している会社の業務が行われる場
3 設立委員会は、定款を作成して、総務大臣の認 可を受けなければならない。	第三十六条 総務大臣は、設立委員会を命じ、日本 郵政株式会社の設立に関して発起人の職務を行 わせる。	3 総務大臣は、前項の認可をしようとするとき は、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。	日本郵政株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるわらず、その時に成立する。
一 株式の数(日本郵政株式会社を種類株式發行会社(会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)	一項の規定にかかるわらず、日本郵政株式会社の成り後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額の額をいう。)	二項の規定にかかるわらず、日本郵政株式会社が第七項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、日本郵政株式会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。
三 資本金及び資本準備金の額に関する事項	三十二条 日本郵政株式会社が平成十九年九月三十日までの間に発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。
5 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、設立委員会は、これを公社に割り当てるものとする。	三十七条 日本郵政株式会社が平成十九年九月三十日までの間に発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。
6 前項の規定により割り当てられた株式による日本郵政株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。	三十九条 日本郵政株式会社の株式は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。
7 公社は、日本郵政株式会社の設立に際し、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。	四十一条 日本郵政株式会社は、次に掲げる事項の決定を行う。
8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第二号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法(平成十七年法律第二百八十九号)第三十六条第五項の規定による株式の割当後」とする。	四十二条 経営委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。
9 第七項の規定により公社が行う出資に係る金銭の払込みは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に行われるものとし、	四十三条 経営委員会は、取締役である委員二
日本郵政株式会社は、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかるわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「」の法律とあるのは、「」の法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二百八十九号)とする。	人以上七人以内で組織する。
日本郵政株式会社が承継計画(第二百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下第十一章第一節までにおいて同じ。)において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。	二 委員の中には、代表取締役が一人以上含まれなければならない。
日本郵政株式会社の成り後六月間の事業年度の事業計画については、日本郵政株式会社は、取締役会の決議により定める。	三 委員は、取締役会の決議により定める。

官 報 (号外)

4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
5 委員は、日本郵政株式会社の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。	5 委員は、日本郵政株式会社の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。
6 経営委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。	6 経営委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
7 委員長は、経営委員会の会務を總理する。	7 経営委員会の委員であつて経営委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遲滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。
8 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。(運営)	8 経営委員会の議事については、総務省令で定めることにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)をもつて作成されている場合には、前項の手続をとらなければならない。	9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)をもつて作成されている場合には、前項の手続をとらなければならない。
10 前各項及び次条に規定するもののほか、議事録の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。	10 前各項及び次条に規定するもののほか、議事録の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。
3 経営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	3 経営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。	4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。
5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。	5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。
6 監査役は、経営委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。	6 監査役は、経営委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ	二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されることは、証する書面を添付しなければならない。
三 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。	3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
四 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。	4 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。
五 第三節 準備期間中の業務に関する特例等	5 第三節 準備期間中の業務に関する特例等
六 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。	6 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
七 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。	7 経営委員会の委員であつて経営委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。
八 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。	8 経営委員会の議事については、総務省令で定めることにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
九 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。	9 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
十 第四十九条 日本郵政株式会社の定款には、平成十九年九月三十日までの間、会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。	10 第四十九条 日本郵政株式会社の定款には、平成十九年九月三十日までの間、会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。
十一 第五十一条 平成十九年九月三十日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法	11 第五十一条 平成十九年九月三十日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法

律第 号)第四十八条及び第四十九条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第四十八条及び第四十九条の規定」とする。

2 総務大臣は、平成十九年九月三十日までの間

において日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。  
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第五十一条 平成十九年九月三十日までの間、日

本郵政株式会社に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家

公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第一号に規定する職員(以下

この条において「職員」という。)に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合

(同法第三条第一項に規定する組合をいう。第九十七条及び第一百二十九条において同じ。)の運

営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、日本郵政株式会社の業務は公務とみなして

同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等(公社及び日本郵政株式会社をいふ。以下同じ。)の負担金を」と、同項各号並びに同法第一百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第四節 承継に関する日本郵政株式会社  
(法等の特例)

第五十七条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、第六十一条又は日本郵政株式会法第四条第一項若しくは附則第二条第一項

(日本郵政株式会社法の特例)

第五十二条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、第六十一条又は日本郵政株式会法第四条第一項若しくは附則第二条第一項

に規定する業務に該当しない業務であつて、日

本郵政株式会社が行うものとして承継計画において定められたものについて、同法第四条第二項の認可を受けたものとみなす。

(銀行法の特例)

第五十三条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。

(保険業法の特例)

第五十四条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、保険業法(平成七年法律第一百五号)第二百七十二条の十八第一項の認可を受けたものとみなす。

(業務等の届出に関する特例)

第五十五条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務

として承継計画において定められたもののう

ち、第六十一条第二号に掲げる業務及びこれに

附帯する業務以外の業務について、第六十四条

後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五十六条 日本郵政株式会社は、この法律の施

行の時において、郵便事業株式会社、郵便局株

式会社その他その子会社(保険業法第二条第十

二項に規定する子会社をいう。第六十七条及び

第六十八条において同じ。)として承継計画にお

いて定められたものについて、同法後段の規定

による届出をしたものとみなす。

第五節 移行期間中の業務に関する特例

(通則)

第六十条 日本郵政株式会社については、施行期

間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあ

るもののか、この節の定めるところによる。

(業務の特例)

第六十二条 日本郵政株式会社は、日本郵政株

式会社その他の子会社(銀行法第二条第八項

に規定する子会社をいう。次条及び第六十四条

から第六十六条までにおいて同じ。)として承継

計画において定められたものについて、第六十

五条後段の規定による届出をしたものとみな

す。

第五十七条 日本郵政株式会社は、この法律の施

行の時において、日本郵政株式会社がその子会

社と合算して基準議決権数(第六十六条第一項

に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有する国内の会社として承継計画において定められたものについて、同法第四条第二項の認可を受けたものとみなす。

二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間ににおける当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

二 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合

には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る

とともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合

二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合

郵便貯金銀行

三 総務大臣は、前項の規定による届出を受けた場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び民営化委員会に通知しなければならない。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用について

は、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第一号)第六十一条及び第六十二条」と、

同条第二項及び同法第十五条第一項中「この法

律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第

六十二条及び第六十二条の規定」とする。

報 告 (号 外)

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(銀行法の特例)

第六十四条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次条及び第六十六条において同じ。)である場合には、同法第五十二条の二十一第一項の規定は、日本郵株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、第六十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十五条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社である場合には、銀行法第五十二条の二十三の規定は、日本郵政株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、子会社を設立しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社である場合には、銀行法第五十二条の二十四の規定は、日本郵政株式会社又はその子会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、国内の会社(銀行)同法第二条第一項に規定する

銀行をいう。)並びに同法第五十二条の二十三第二項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社並びに前条後段の規定による届出に係る子会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、その子会社と合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主又は総社員の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項の場合において日本郵政株式会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(保険業法の特例)

第六十七条 日本郵政株式会社が郵便保険会社を子会社とする保険持株会社(保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。次条において同じ。)である場合には、同法第二百七十七条の二十一第一項の規定は、日本郵政株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、子会社を設立しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十八条 日本郵政株式会社が郵便保険会社を子会社とする保険持株会社である場合には、保険業法第二百七十七条の二十二の規定は、日本郵政株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、合において、日本郵政株式会社は、子会社を設

立しようとするとき、又は他の会社を子会社としようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(内閣府令への委任)

第六十九条 第六十四条から前条までに規定するものほか、これらの規定による届出に関する手続その他これららの規定を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等

(設立)

第七十条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数(郵便事業株式会社を種類株式發行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

8 郵便事業株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法(平成十七年法律第号)第七十条第五項の規定による株式の割当後」とする。

9 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。

4 郵便事業株式会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるらず、郵便事業株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第号)」とする。

5 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人は、これを公社に割り当てるものとする。

6 前項の規定により割り当てられた株式による郵便事業株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。

7 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

8 郵便事業株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法(平成十七年法律第号)第七十条第五項の規定による株式の割当後」とする。

9 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。

10 郵便事業株式会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるらず、郵便事業株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

11 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、郵便事業株式会社の設立については、適用しない。

(商号)

第七十一条 郵便事業株式会社法(平成十七年法律第一号)第二条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に郵便事業株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(最初の実施計画等)

第七十二条 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度以後の三事業年度に係る実施計画(郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画をいう。)については、同項中「開始前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

2 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、郵便事業株式会社法第七条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

## 第二節 設立に関する郵便事業株式会社 法等の特例

(郵便事業株式会社法の特例)

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時において、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(貨物利用運送事業法等の登録等に関する特例)

第七十四条 郵便事業株式会社は、その成立の日

以後六月を経過する日までの間(当該期間内に貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)

第三条第一項の登録の申請について登録の拒否の処分があつたとき、又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条の許可の申請について許可しない旨の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間は、これらの規定及び同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一号。以下「整備法」と

いう。)第二条の規定による廃止前の公社法第九条第一項第一号に掲げる業務を行うことができる。郵便事業株式会社が当該期間内に貨物利用運送事業法第三条第一項の登録又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法第三条の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録若しくは登録の拒否の処分又は許可若しくは許可しない旨の処分があるまでの間も、同様とする。

法第十条第一項の認可を受けているとき(貨物利用運送事業法第八条第三項(同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)又は貨物自動車運送事業法第十条第三項の規定により認められるものとみなされる場合を含む。)、又は貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)若しくは貨物自動車運送事業法第十八条第三項(同法第三条第一項の規定における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句とて、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 前項前段の場合における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第七条第一項
登録	変更登録
第二十条	第二十五条第一項
第三条の 許可	第九条第一項の 認可

第三節 移行期間中の業務に関する特例等	(通則)
第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。	
(民営化委員会の意見の聴取)	
第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第二項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。	

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たつては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便事業株式会社法の適用に関する特例等)

第七十八条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官報(号外)

第十二条第一項 及び次に掲げる法律		、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成十七年法律第号)第六章第三節
第十二条第二項 及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第六章第三節の規定	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第六章第三節の規定
第十三条第一項 及び前条第一項各号に掲げる法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第六章第三節の規定	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第六章第三節の規定
二 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	二 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	二 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第号)」とする。
三 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便局株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。	三 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便局株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。	三 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人は、これを公社に割り当てるものとする。
四 郵便局株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数	四 郵便局株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数	四 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式の権利は、日本郵政株式会社が行使する。
二 株式の払込金額	二 株式の払込金額	五 公社は、郵便局株式会社の設立に際し、郵便局株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。
三 資本金及び資本準備金の額に関する事項	三 資本金及び資本準備金の額に関する事項	六 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便局株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。
四 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかるらず、その発行に際して第七項の規定	四 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかるらず、その発行に際して第七項の規定	七 公社は、郵便局株式会社の設立に際し、郵便局株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。
九 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便局株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。	九 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便局株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。	八 郵便局株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第五項の規定による株式の割当後」とする。
第八十二条 郵便局株式会社は、その成立の時に	第八十二条 郵便局株式会社は、その成立の時に	九 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、郵便局株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかるらず、その時に成立する。

## (銀行の代理店に関する特例)

第八十四条 総務大臣は、郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたものうち(郵便貯金銀行の代理店(銀行法第八条第一項に規定する代理店をいう。)の業務が含まれる場合において、郵便局株式会社が当該業務を円滑に開始するために郵便局株式会社法第四条第五項の規定により読み替えて適用する銀行法第八条第三項前段の内閣府令の制定又は改正を求める必要があると認めるときは、同項の規定により、内閣総理大臣に対し、協議を求めるものとする。

## (証券仲介業の登録等に関する特例)

第八十五条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券仲介業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を同法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等として同法第六十六条の二の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)の施行の際ににおける同法第一百十条第一項第四号口及びハに掲げる業務に係るものに限る。)」とする。

第八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一百六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便局株式会社のために第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る

る証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者(以下この項において「国債証券等募集員」という。)が承継計画において定められているときは、郵便局株式会社は、その成立の時ににおいて、国債証券等募集員について同条第二項において、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、「外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とする。

## (生命保険募集人の登録に関する特例)

第八十七条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集

(確定拠出年金運営管理業の登録に関する特例)

第八十九条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の再委託を受けて営む確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第一条第七項第二号に規定する運用関連業務が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、同法第八十八条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便局株式会社は、

同法第二百八十二条の手数料を納めなければならぬ。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。

第八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一百六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便局株式会社のため

に係るものに限る。)」とする。

第八十八条 前条第一項に規定する場合においては、同法第二条第二十六項中「保険契約」とあるのは、「保険契約(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)の施行の際ににおける同法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、その成立の日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に

記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

## 第三節 移行期間中の業務に関する特例

## (通則)

第九十条 郵便局株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

## (民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、郵便局株式会社第五条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

## (同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、郵便局株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、届出業務当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便局株式会社法の適用に関する特例等)

第九十三条 前条の規定の適用がある場合における郵便局株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官報(号外)

第十三条第一項 及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第七章第三節
第十三条第二項 及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定
第十四条第一項 及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定
法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定
2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。	2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第 号)」とする。
(定義)	3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便貯金銀行に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、会社法第四十七条の規定は、適用しない。
第九十五条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立の発起人となる。	4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。
2 郵便貯金銀行の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。	5 会社法第一百七条の規定は、郵便貯金銀行が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。
(承継計画に基づく出資)	(國家公務員共済組合法の適用に関する特例) (証券業務の登録等に関する特例)
第九十六条 郵便貯金銀行が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便貯金銀行は、これを公社に割り当てるものとする。	6 前項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されない場合においても、これを当該有価証券とみなして同項の規定を適用する。
2 前項の場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提	7 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、証券取引法第六十五条の二第三項の認可を受けたものとみなす。
第九十七条 平成十九年九月三十日までの間、郵便貯金銀行に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公の登録を受けたものとみなす。	8 前項の条件は、証券取引法第六十五条の二第一項において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により付された条件とみなす。
3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。	9 第三項の「国債証券等」とは、証券取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)をいう。
2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。	10 第百条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。
1 第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。	11 第百一条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十九条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。
2 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる代理店が継続的に設置されていること。	12 第百二条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十九条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。
3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。	13 第百三条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十九条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。
2 前項の場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提	14 第百四条 この法律の施行の際現に公社が確定拠出年金法第八十九条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。

出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

(営業所の設置等の届出に関する特例)

第一百条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、その支店その他の営業所及び代理店として承継計画において定められたものについて、第百十二条第一項及び銀行法第八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(初年度の預金保険料)

第一百一条 郵便貯金銀行が、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十条第一項の規定により施行日を含む事業年度に納付する次の各号に掲げる保険料については同項ただし書の規定は適用しないものとし、その額については同法第五十一条第一項及び第五十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一般預金等(預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下この号において同じ。)に係る保険料 施行日以後二月を経過するまでの間の各日(銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。次号において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率(預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。)

を乗じて得た金額

二 決済用預金(預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。以下この号において同じ。)に係る保険料 施行日以後二月を経過する日までの間の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、

同項に規定する率を乗じて得た金額

第三節 移行期間中の銀行法等の特例等  
(通則)

第一百三条 郵便貯金銀行については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第一百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日(いすれか早い日(以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。以後は、前条の規定にかかる限り、この節の規定から第五項までを除く。次条第一項において同じ。)の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日

二 次条第一項の決定があつた日

第一百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しない。ただし、郵便貯金銀行と他の金融機関等(預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。)との

一 一般預金等(預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下この号において同じ。)に係る保険料 施行日以後二月を経過するまでの間の各日(銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。次号において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率(預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。)

間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便貯金銀行を除く。)と郵便貯金銀行との関係

三 第一百四十四条(以下「旧郵便貯金法」という。)第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機関に通知しなければならない。

3 第一項の決定は、取り消すことができない。内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機関に通知しなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機関に通知しなければならない。

3 第一項の決定には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機関に通知しなければならない。

及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。)の額の合計額に掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額

官 報 (号 外)

金等の額並びにこの法律の施行前に締結された労働者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額(イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合計額(その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円)を控除した額に、ニに掲げる額から亦に掲げる額を控除した額を加算した額イ五百五十万円)。

口 当該預金者等の郵便貯金銀行への前号に規定する契約に係る預金等の額。

ハ 当該預金者等の機構への郵便貯金(この法律の施行前に締結された労働者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る)の額の合計額。

二 第一号イに掲げる額から同号口に掲げる額を控除した額。

本 当該預金者等の郵便貯金銀行への第一号に規定する預金等の額の合計額(その合計額が二に掲げる額を超えるときは、ニに掲げる額)(預入限度額の適用除外)

第百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関(旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの)

イ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別

表第一第一号の表に掲げる法人

口 労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体(イに該当するものを除く)。

ハ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一条第一項に規定する社会福祉事業を經營する當利を目的としない団体(イ又は口に該当するものを除く)。

二 機構(資産管理機関等の預金等についての預入限度額の特例)

本 第百九条 確定拠出年金法第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に掲げる事務の受託者(信託会社(信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいいう。)に限る。次項において「資産管理機関等」という。)が確定拠出年金法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する措置としてする預金等については、当該預金等のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして前二条の規定を適用する。

2 資産管理機関等が確定拠出年金法第二十五条第一項の規定による運用の指図に係る同条第四項に規定する措置としてした郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図第三項に規定する有価証券の募集を行う業務。

ハ 第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る有価証券の募集(証券取引法第二条に該当するものを行なう業務)

口 第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務(外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

口 第九十九条第五項に規定する国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け

二 コール資金の貸付け

本 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

4 証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる者の預金等とみなして前二条の規定を適用する。

2 資産管理機関等が確定拠出年金法第二十五条第一項の規定による運用の指図に係る同条第四項に規定する措置としてした郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図第三項に規定する有価証券の募集を行う業務。

ハ 第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る有価証券の募集(証券取引法第二条に該当するものを行なう業務)

口 第百十一条 第九十九条第五項に規定する有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務(次に掲げる業務を除く。)

イ 証券取引法第六十五条第一項ただし書に該当するものを行なう業務

ハにおいて同じ。)の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

口 第百十二条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務(外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

口 第九十九条第五項に規定する国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け

二 コール資金の貸付け

本 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

3 第一項第四号ハの「証券投資信託受益証券」とは、証券取引法第二条第一項第七号に掲げる有価証券のうち証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。)に係るものである。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可

官 報 (号外)	
5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。 (子会社保有の制限)	4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第二項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係に影響を及ぼす事情
6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。 子会社をいう。以下この節において同じ。)として百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。	5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。
7 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた子会社対象金融機関等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。	6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次項において同じ。)を子会社としてはならない。
8 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社(子会社対象金融機関等とは、銀行法第十六条の二第一項第三項までの子会社対象金融機関等とは、銀行法第十六条の二第一項第三号)	7 前項の規定は、銀行が、銀行法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた銀行が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
9 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社(子会社対象金融機関等に限る。)に該当する子会社としようとする場合について準用する。	8 第一項から第三項までの子会社対象金融機関等とは、銀行法第十六条の二第一項第三号

官報(号外)

<p><b>第五十八条第一項第一号に掲げる業務に係る事業の譲受けであること。</b></p> <p>7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつた場合において、第二項、第四項又は前項の場合に該当せず、かつ、この節の規定の規制の実効性を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。</p> <p>8 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を听かなければならぬ。(転換の制限)</p> <p>第百四条 郵便貯金銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第四条第二号の規定による同法第二条第七項に規定する転換をすることができない。</p> <p>(廃業及び解散の認可)</p> <p>第百十五条 郵便貯金銀行の次に掲げる事項は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>一 銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行をいう。)の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議</p> <p>二 解散についての株主総会の決議</p> <p>2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、郵便貯金銀行の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないと認めるとき、又は利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を</p>	<p>聴かなければならない。</p> <p>(業務報告書等)</p>
<p>2 郵便貯金銀行が銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する場合には、郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便貯金銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これららの報告書に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。</p> <p>4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第百七条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行(代理店を含む。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子会社の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。</p> <p>3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵</p>	<p>聴かなければならない。</p> <p>(業務報告書等)</p>
<p>2 郵便貯金銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p> <p>3 郵便貯金銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>一 内閣総理大臣 総務大臣 (立入検査)</p> <p>二 総務大臣 内閣総理大臣 (監督上の措置)</p> <p>第百八条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行(代理店を含む。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子会社の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。</p> <p>3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。</p>	<p>を求めることができる。</p>
<p>6 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>一 内閣総理大臣 総務大臣 (監督上の措置)</p> <p>便貯金銀行の子会社に對する質問及び検査について準用する。</p> <p>7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を单独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。</p> <p>一 内閣総理大臣 総務大臣 (監督上の措置)</p>	<p>便貯金銀行の子会社に對する質問及び検査について準用する。</p>

## (届出事項)

第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 商号を変更したとき。

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(子会社対象金融機関等

(第百十一条第八項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。)に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第百十三条第三項又は第五項の認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)、又は子会社対象金融機関等に該当しない子会社になつたとき。

四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。

五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める处分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

九 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

## (認可の条件)

第百二十二条 内閣総理大臣及び総務大臣は、この節の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は

小限のものでなければならない。

三 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により付した条件を変更しようとするときは、

民営化委員会の意見を聽かなければならない。

(日本郵政株式会社に対する金銭の交付)

第百二十二条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、日本郵政株式会社に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて計算した額の金銭を交付しなければならない。ただし、当該交付すべき金銭の額の二分の一に相当する金額については、

当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に交付することができる。

一 当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日(銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。)におけるイ及びロに掲げる預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額

2 施行日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭についての前項の規定の適用については、同項第一号中「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度」とあるのは「施行日以後二月を経過するまでの間」とし、同項ただし書きの規定は、適用しない。

三 郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度については、第百四条の規定にかかわらず、前二項の規定を適用する。ただし、郵便貯金銀行に係る特定日が四月一日である場合は、この限りでない。

四 前項の場合における郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額についての第一項の規定の適用については、同項第一号中

「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数」とあるのは、「郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度の郵便貯金銀行に係る特定日の前日までの月数」とする。

一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第二項

二 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条の二第三項(同法附則第二十四項後段において準用する場合を含む。)

三 預金保険法第三十五条第二項

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十条第二項

五 保険業法第二百七十五条第二項

六 確定拠出年金法第八十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行(銀行法第二条第一項に規定する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

イ 第百六十二条第一項第二号の預金に係る契約に基づく同条第三項第一号の預金

ロ 第百六十二条第一項第二号の預金に係

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

一 第百七条第一号、同号イ、第百十条第一項

二 預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率

2 第百十条第一項第四号口若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第八項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律(郵政民営化法(平成十七年法律第二号)を除く。)」とする。

(当せん金付証票法等の適用関係)

三四

# 官 報 (号外)

## 第九章 郵便保険会社

### 第一節 設立等

#### (定義)

第一百二十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

#### (設立)

第一百二十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

#### (承継計画に基づく出資)

第一百二十八条 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便保険会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第一項の規定にかかるらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)」とす

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便保険会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付

は、この法律の施行の時に行われるものとする。

5 会社法第二百七条の規定は、郵便保険会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

#### (國家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第一百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等(公社及び郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第一百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。)の負担金を」と、同項各号並びに同法第二百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とす

る。

3 前項の条件は、保険業法第五条第二項の規定により付された条件とみなす。

#### (生命保険募集人の登録に関する特例)

第一百三十二条 第百六十七条规定により郵便保険会社の職員となる者のうちに郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行う者(以下この条において「社内保険募集員」という。)が承継計画において定められている場合においては、社内保険募集員は、この法律の施行の時に当する者として公社を所属保険会社等として組織する組合の運営規則で定める者は当該組合を

は、社内保険募集員は、この法律の施行の時に当する者として公社を所属保険会社等として組織する組合の運営規則で定める者は当該組合を

委託がされている旨の条件が付されたものとする。

#### 第三節 移行期間中の保険業法等の特例等

##### (通則)

第一百三十三条 郵便保険会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第一百三十四条 郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日(以下「郵便保険会社に係る特定日」という。)以後は、前条の規定にかわらず、この節(第百三十六条を除く。次条第一項において同じ。)の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日

二 次条第一項の決定があつた日

三 第百三十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便保険会社と他の生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合の影響を及ぼす事情

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を听かなければならぬ。	3 第一項の決定は、取り消すことができない。	4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機関に通知しなければならない。
(定款)	第百三十六条 郵便保険会社の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。	第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行つてはならない。
（保険金額等の限度額）	（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあつては、政令で定める保険契約の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。）	（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあつては、政令で定める保険契約の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。）
二 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額	イ 五百五十万円	イ 五百五十万円
口 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額	イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して保険区分ごとに政令で定める額	イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して保険区分ごとに政令で定める額
四 政令で定める保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険の区分（以下この号において「保険区分」という。）ごとの保険契約に係る保険金額の合計額 イ に掲げる額から口に掲げる額を控除した額	口 保険区分に対応する政令で定める旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約（簡易生命保険法の一部を改正する法律平成四年法律第五十四号）による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下この口において「旧特約」という。）の区分ごとの当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額（政令で定める旧特約にあつては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額	口 保険区分に対応する政令で定める旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約（簡易生命保険法の一部を改正する法律平成四年法律第五十四号）による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下この口において「旧特約」という。）の区分ごとの当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額（政令で定める旧特約にあつては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額
五 郵便局株式会社に対する資金の貸付け	四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は機関に対する資金の貸付け	四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は機関に対する資金の貸付け
六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法	五 郵便局株式会社に対する資金の貸付け	五 郵便局株式会社に対する資金の貸付け
3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。	4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。	4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
二 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）第八条に規定する	イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保	イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保
（業務の制限）	第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保	第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保

官報 (号外)

の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。  
(子会社保有の制限)

第百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、子会社対象会社が、保険業法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた子会社対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の規定は、郵便保険会社が、その子会社としている保険業法第百六条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象会社に限る。)に該当する子会社としようとする場合について準用する。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第二項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社

と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利害者の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼすことは、当該認可をしなければならない。

と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利害者の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼすことは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人のうち、郵便保険会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは支配人その他の使用者又はこれらの者の使用者(以下「社内生命保険募集人」という。)の所属する支店その他の事務所の設置、位置の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。社内生命保険募集人以外の生命保険募集人に対する業務を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときも、同様とする。

二 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次項において同じ。)を子会社としてはならない。

7 前項の規定は、保険会社等が、保険業法第六条第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の引受けに係るものと譲受けであること。

5 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るものと譲受けであること。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

一 合併により郵便保険会社が消滅すること。

二 合併の相手方が保険会社(保険業法第二条の効力を生じない。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

一 合併により郵便保険会社が消滅すること。

二 合併の相手方が保険会社(保険業法第二条の効力を生じない。

7 郵便保険会社が当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便保険会社が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、同項の認可をしてはならない。

二 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るものと譲受けであること。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の引受けに係るものと譲受けであること。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

一 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るものと譲受けであること。

二 保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るものと譲受けであること。

7 前項の規定は、保険会社等が、保険業法第六条第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第六条第一項第三号から第七号にまで、第九号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社(従属業務(同条第二項第一号に掲げる会社(従属業務をいう。)を専ら営む会社(主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)及び同条第四項に規定する内閣府令で定める業務(内閣府令・総務省令)を含む。)を含む。

9 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可をしてはならない。

3 郵便保険会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けが、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の引受けに係るものと譲受けであること。

5 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るものと譲受けであること。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

一 合併により郵便保険会社が消滅すること。

二 合併の相手方が保険会社(保険業法第二条の効力を生じない。

7 郵便保険会社が当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便保険会社が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、同項の認可をしてはならない。

項、第五項又は第七項の認可の申請があつた場合において、第二項、第四項、第六項又は前項の場合に該当せず、かつ、この節の規定の規制の実効性を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

10 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項、第五項又は第七項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

(廃業及び解散の認可)

第一百四十二条 郵便保険会社の次に掲げる事項は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下この節において同じ。)の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、郵便保険会社の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないと認めるととき、又は利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

(組織変更)  
第一百四十三条 郵便保険会社は、その組織を変更して保険会社である相互会社(保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。)とすることができない。

(業務報告書等)

第一百四十四条 郵便保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況(郵便保険会社を所属する保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生

命保険募集人の事務所(郵便保険会社に係る業務を取り扱うものに限る。)の設置状況を含む。)を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

2 郵便保険会社が保険業法第百十一条第二項に規定する子会社等を有する場合には、郵便保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

3 郵便保険会社の子法人等又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 総務大臣

二 総務大臣 内閣総理大臣

(立入検査)

第一百四十六条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、郵便保険会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便保険会社の子法人等若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、郵便保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらとの報告書に関する必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(報告又は資料の提出)  
第一百四十五条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出ができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便保険会社の子法人等(保険業法第二十八条第二項に規定する子法人等をいう。以下この節において同一。)とができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身

じ。)又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者に対し、郵便保険会社の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便保険会社の子法人等又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 総務大臣

二 総務大臣 内閣総理大臣

(監督上の措置)

第一百四十七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社の業務がこの節の規定若しくはこの

節の規定に基づく処分に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便保険会社に對し、この節の規定の施行に必要な限度において、期限を付して郵便保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定により立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便保険会社の子法人等若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、郵便保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で告示するものとする。

5 前二項の場合において、当該職員は、その身が保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を

たときは、これを提示しなければならない。

# 官報 (号外)

与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(機関への情報の提供)

第一百四十八条 郵便保険会社は、機関に対し、郵便保険会社が締結した保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 当該保険契約に係る被保険者の住所及び氏名その他被保険者を特定するために必要な情報を

二 当該保険契約が第一百五十八条第一項第一号口、第二号口、第三号口、第四号口又は第五号口に規定する保険契約に該当するかどうかを知るために必要な情報

三 前二号に掲げるもののほか、当該保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他機構が第一百五十八条の規定を遵守するために必要な情報

(届出事項)

第一百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 商号を変更したとき。  
二 保険業法第一百六条第一項第十二号又は第十三号に掲げる会社(子会社対象会社(第一百三十一条第八項に規定する子会社対象会社をい

う。次号において同じ。)に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第一百四十二条第三項又は第七項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は会社分割をしたときを除く。)、又は子会社対象会社に該当する子会社が当該子会社対象会社に該当しない子会社になつたとき。

四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。

五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 保険業法第一百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する

管理を命ずる处分その他内閣府令・総務省令で定める处分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

九 民営化委員会に通知しなければならない。

10 (認可の条件)

第一百五十条 内閣総理大臣及び総務大臣は、この

節の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確實な実施を図るために必要最

小限のものでなければならぬ。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により付した条件を変更しようとするときは、

民営化委員会の意見を聽かなければならない。

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第一百五十五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

1 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第一百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

2 第百三十八条第二項第六号、第一百三十九条第八項、第一百四十条第一項、第一百四十四条第三項又は第一百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(当せん金付証票法等の適用関係)

第一百五十二条 郵便保険会社についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律(郵政民営化法(平成十七年法律第二百四十二条第一項)を除く。)」と

改廃しようとするとき。

1 第百五十三条 機構は、独立行政法人通則法第十

七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、独立行政法人通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

3 第百六十六条第一項の規定により機構が公社の業務等を承継したときは、その承継の際、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 第二節 設立に関する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の特例

5 第百五十五条 機構は、この法律の施行の時において、次の各号に掲げる契約について、当該各号に定める認可を受けたものとみなす。

6 (機関法の認可に関する特例)

7 第百五十六条 第二項の規定による認可に付した条件を変更することができる。

(内閣府令・総務省令への委任)

第一百五十三条 この節に規定するもののほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

8 第十章 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第十五号。以下「機構法」という。)第十五条

## 二 承継計画において定める第一百六十二条第一項第二号口の再保険の契約 機構法第十六条

三 承継計画において定める第一百六十二条第一項第二号ハの契約 機構法第十八条第二項の

## （設立時の簡易生命保険責任準備金の算出方法）書

**第一百五十六条** 機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員は、この法律の施行前に、機構法第二十二条第一項に規定する簡易生

前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時において、機構法第二十二条第一項の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

### 第三節 移行期間中の業務に関する特例等

通則

第一百五十七条 機構については、施行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

**第一百五十八条** 機構は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる旧簡易生命保険契約の復活の申込み又は旧簡易生命保険契約の変更の申込みを承諾してはならない。

一 旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険契約に係る保険金額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 第百三十七条第一号イに掲げる額

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（次号ロ及び第三号ロに規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

二 旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 五百五十万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額

条から第十六条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険契約に係る年金の年額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額イ百三十七条第三号イに掲げる額

は簡易生命保険約款の定める期間が満了したこと(これを含む。)により保険金の支払をする簡易生命保険特約に係る保険金額の合計額　イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額　イ　一千万円

会社を保険者とする保険業法第三条第四項  
第一号に掲げる保険の保険契約に係る年金額  
の年額(政令で定める保険契約にあつて  
は、政令で定めるところにより算定した  
額)の合計額

四 旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二  
号に掲げる事由(同条に規定する保険期間又  
は簡易生命保険約款の定める期間が満了した

ことを含む。)により保険金の支払をする簡易生命保険特約(旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約をいう。次号において同じ。)に係る保険金額の合計額イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ  
千万円

（ことを含む。）により保険金の支払をする簡便保険特約（旧簡易生命保険法第六条に定する簡易生命保険特約をいう。次号において同じ。）による保険金額の合計額（イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

約及び同項第五号に規定する簡易生命保険特約のいずれにも該当するものとみなす。  
前二項の規定は、郵便保険会社に係る特定日以後は、適用しない。  
(郵便貯金銀行及び郵便保険会社への情報の提供)

□ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険業法第三条第四項第二号イからニまでに掲げる事由により保険金の支払をする保険の保険契約に係る保険金額(政令で定める保険契約にあつては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額。

第一百五十九条 機構は、郵便貯金銀行に対し、機構が受け入れている郵便貯金に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 当該郵便貯金に係る預金者の住所及び氏名  
その他預金者を特定するために必要な情報

二 当該郵便貯金が第一百七条第一号口に規定する郵便貯金、同条第二号口に規定する郵便貯金又は同条第三号ハに規定する郵便貯金に該

官 報 (号外)

<p>当するかどうかを知るために必要な情報</p> <p>三 当該郵便貯金の額</p> <p>2 前項の規定は、郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。</p> <p>3 機構は、郵便保険会社に対し、旧簡易生命保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。</p> <p>一 当該旧簡易生命保険契約に係る被保険者の住所及び氏名その他被保険者を特定するため必要な情報</p> <p>二 当該旧簡易生命保険契約が第百三十七条第一号口、第二号口、第三号口又は第四号口に規定する旧簡易生命保険契約に該当するかどうかを知るために必要な情報</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該旧簡易生命保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他郵便保険会社が第百三十七条の規定を遵守するために必要な情報</p> <p>4 前項の規定は、郵便保険会社に係る特定日以後は、適用しない。</p> <p>(郵便貯金銀行及び郵便保険会社からの報告に係る事項の公表)</p> <p>第一百六十条 機構は、第百六十二条第一項第二号の再保険の契約に基づき同条第二項第四号の報告を受けたとき、又は同条第一項第二号二の預金に係る契約に基づき同条第三項第五号の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公表しなければならない。</p> <p>第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等</p> <p>第一節 承継に関する計画</p> <p>(基本計画)</p> <p>第一百六十二条 内閣総理大臣及び総務大臣は、公</p>
<p>社の業務等の承継会社等への適正かつ円滑な承継を図るため、本部の決定を経て、公社の業務等の承継に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。</p> <p>一 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲</p> <p>二 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務</p> <p>三 承継会社に引き継がせる職員</p> <p>四 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項</p>
<p>3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>第一百六十二条 基本計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 承継会社等の目的及び業務に照らして、公社の財産その他の業務等を各承継会社等に適切に承継させることにより、承継会社等の業務が適切に遂行されることとするものであること。</p> <p>二 この法律の施行の時において、次のイから二までに掲げる契約を機構が当該イから二までに定める者を相手方として締結していることとするものであること。</p> <p>イ 機構法第十五条第一項の契約 郵便貯金銀行</p> <p>ロ 機構法第十六条第一項の再保険の契約 郵便保険会社</p> <p>ハ 機構法第十八条第一項の契約 郵便保険</p>
<p>2 前項第二号ロの再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <p>二 機構法第二十八条第一項の規定による郵便貯金資産(機構法第十条に規定する郵便貯金資産をいう。)の運用のための預金に係る契約 郵便貯金銀行</p> <p>三 機構法第二十九条第一項の規定による郵便貯金銀行が承継計画において定めるところに従い承継する資産をもつて、当該預金の預入に充てるものであること。</p> <p>四 機構が、郵便貯金の預金者からの預入があつたときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。</p> <p>五 郵便貯金銀行が、その資産のうち第百十条第一項第二号ハ及びヘ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるもの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。</p> <p>六 機構が、第九章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。(実施計画)</p> <p>五百六十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を内閣府令・総務省令で</p>

定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、第一百六十二条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。

3 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指

示があつたときは、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 日本郵政株式会社は、実施計画を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第三項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(公社の協力)

第一百六十四条 前条の規定により日本郵政株式会

社が実施計画を作成し、又は変更し、内閣総理

大臣及び総務大臣の認可を受けようとするときは、公社は、これに協力しなければならない。

(承継される財産の価額)

第一百六十五条 承継会社等が公社から承継する資

産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当ないと認めるときは、承継財

産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第二節 業務等の承継等

##### (公社の解散及び業務等の承継)

第一百六十六条 公社は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、承継会社等は、その時

において、第一百六十三条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。)において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員の引継ぎ)

第一百六十七条 公社の解散の際に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいずれかの職員となるものとする。

(国家公務員法の適用に関する特例)

第一百六十八条 前条の規定により日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(承継職員への通知等)

第一百六十九条 日本郵政株式会社は、承継職員に対

し、施行日の二週間前までに、承継会社のいずれの職員となるかを通知しなければならない。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例等)

2 日本郵政株式会社は、承継職員に対し、前項

社の職員となる者(以下「承継職員」という。)に対する、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 承継会社は、前項の規定の適用を受けた承継会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を承継会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 承継会社は、承継職員の労働条件その他の労働組合(以下「公社職員労働組合」という。)と日本郵政株式会社は、承継職員の労働条件その他の労働組合(以下「承継労働協約」という。)を締結するための交渉をし、及び承継労

働協約を締結することができる。

2 承継労働協約は、この法律の施行の時において、承継会社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継会社との間ににおいて締結された労働協約とみなす。

(労働組合法との関係等)

第一百七十二条 前条第一項の規定による交渉をし、及び承継労働協約を締結する場合における公社職員労働組合と日本郵政株式会社との関係については、労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)第五条第二項第八号、第八条、第二十四条の二第一項及び第二項並びに第二十五条第一項を除く。の定めるところによる。

この場合において、同法第七条第二号中「使用者」が雇用する労働者とあるのは「労働者」と、同法第四号中「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)による紛争の調整」とする。

2 前条第一項の規定による交渉に關し公社職員労働組合と日本郵政株式会社との間に発生した紛争については、日本郵政株式会社を公社とみなして特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第六章

その他の労働条件を明示しなければならない。

2 第百七十二条 公社の職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「承継労働組合」という。)と日本郵政株式会社は、承継職員の労働条件その他の労働組合(以下「承継労働協約」という。)を締結するための交渉をし、及び承継労

働協約を締結することができる。

2 承継労働協約は、この法律の施行の時において、承継会社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継会社との間ににおいて締結された労働協約とみなす。

及び第三十六条の規定を適用する。

3 中央労働委員会は、第一項の関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、専属的に管轄する。この場合において、同項の関係に係る事件の処分については、当該処分に係る事件の処理を特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第三条第二項の事件の処理とみなして同項及び同条第三項の規定を適用する。

(日本郵政株式会社の配慮)  
第百七十三条 日本郵政株式会社は、第百七十一條第一項の規定による交渉をし、及び承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮するものとする。

(通常郵便貯金等の引継ぎ)  
第百七十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金(整備法附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。)は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便銀行が受け入れた預金となるものとする。

2 この法律の施行の際現に存する整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)。次項において「旧郵便振替法」という。)の規定による郵便振替の口座(軍事郵便貯金等特別処理法昭和二十九年法律第百八号)第一条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものと除く。)の預り金は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。

3 この法律の施行の際現に旧郵便振替法第三十条の二に規定する定期継続振替の取扱いを受ける同条に規定する料金の支払をする加入者は、この法律の施行の時において、承継計画

において定めるところに従い、郵便貯金銀行との間で、同条に規定する定期継続振替の取扱いに準ずる契約を締結したものとみなす。

(勤労者財産形成促進法の適用に関する特例)  
第百七十五条 公社を相手方として締結する勤労者財産形成貯蓄契約等(勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号に規定する勤労者財産形

成貯蓄契約 同条第二項第一号に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項第一号に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をい

う。以下この条において同じ。)は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるとされた勤労者財産形成貯蓄契約等となるものと

ころに従い、郵便貯金銀行を相手方として締結する。

2 勤労者財産形成促進法の適用については、財産形成郵便貯金(公社を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき預入が行われた郵便貯金をいう。以下この項において同じ。)は、郵便貯金銀行を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき預入が行われたものとみなし、当該みなされた財産形成郵便貯金又はこれに係る利子に係る金銭により当該財産形成郵便貯金についての旧郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間若しくは旧郵便貯金法第五十八条第一項に規定する預入期間が経過した日又は当該利子の支払の日に郵便貯

勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号イ(1)に規定する継続預入等とみなす。

(預金保険法の特例)

第百七十六条 第百六十二条第一項第二号二の預金に係る契約に基づく次に掲げる機構の預金等は、預金保険法第二条第二項に規定する預金等に該当しないものとする。

3 第百六十二条第三項第一号の預金に該当しないものとする。

二 第百六十二条第三項第三号の預金

第十二章 課税の特例

(登録免許税に係る課税の特例)

第百七十七条 第三十六条第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七条第二項及び第三十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 第七十一条第十項の規定により郵便事業株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 第七十九条第十項の規定により郵便局株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便局株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

出資に係る財産の給付に伴い郵便保険会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例等の適用)  
第百七十八条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行又は郵便保険会社(次項において「郵便事業株式会社等」という。)がその成立の時において印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十条から第十二条までの規定の適用を受けるために必要な承認の申請その他政令で定める行為をすることができる。

2 日本郵政株式会社から前項に規定する印紙税法の規定に係る承認の申請を受けた税務署長は、当該規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、日本郵政株式会社が当該規定の例により承認を受けたときは、郵便事業株式会社等の成立の時において、郵便事業株式会社等が当該規定により承認を受けたものとみなす。

3 郵便貯金銀行は、平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができ。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十日まで」とあるのは、「平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日まで」とする。

4 前三项の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人税に係る課税の特例)  
第百七十九条 公社が、承継会社に対し、承継計

画において定めるところに従つて行う第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項又は第一百二十八条第三項の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、それぞれ法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定を受ける場合の特定現物出資により移転する公社の資産及び負債については、第一百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については第四項の規定により承継会社に引き継ぐものとされる金額の合計額を帳簿価額とみなし、賞与引当金、退職給付引当金及び損害賠償損失引当金についてはこれらの帳簿価額を零とする。

3 公社が行う特定現物出資については、法人税法第三十二条第五項その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 公社が施行日の前日を含む事業年度(以下この条において「最後事業年度」という。)において公社法第三十条第二項に規定する郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算された同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額及び同条第二項の規定により計算された場合に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額の合計額のうち、それぞれの承継会社が承継計画において

定めるところに従い承継した同条第一項に規定する個別評価金銭債権及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第七項の規定にかかわらず、それぞれの承継会社が承継現物出資の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 承継会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に旧公社(第一百六十六条第一項の規定による解散前の公社をいう。以下この章において同じ。)の最後事業年度の旧公社法整備法第二条の規定による廃止前の公社法をいう。以下この章において同じ。)第三十条第一項に規定する財務諸表を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 郵便貯金銀行が各事業年度において第一百二十二条の規定に基づき交付する金額の額は、法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

7 旧公社が最後事業年度の決算において旧簡易生命保険法第七十八条第一項に規定する契約者配当(以下この項及び第十七項において「契約者配当」という。)に充てるための準備金として積み立てていた金額のうち積立配当(同条の規定に基づき保険契約者は年金受取人に分配された契約者配当で利息を付して積み立てているものをいう。第十七項において同じ。)の額に相当する金額は、郵便保險会社が承継計画において同じ。)の額に相当する金額に相当する金額である。

8 郵便保險会社が、再保險契約を締結する日を含む事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度における保険業法第一百六十六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保險契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金

て、法人税法第六十条第一項の規定を適用する。

9 前項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。)を積み立てている郵便保險会社の各事業年度終了の日において、前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年

度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項及び第十一項において「前事業年度等」という。)から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額(その日において第十八項の承継資産価格変動準備金の金額(以下この項において「連結承継資産価格変動準備金の金額」という。)がある場合には当該連結承継資産価格変動準備金の金額を含むものとし、その日までに第十二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されべきこととなつた金額(第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第十九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、それらの金額を控除した金額とする。以下この項及び第十二項において同じ。)がある場合には、簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額を超える場合には、当該承継資産価格変動準備金の金額)に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 郵便保險会社が、再保險契約を締結する日を含む事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度における保険業法第一百六十六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保險契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金

官報(号外)

の金額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定再保険責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 前項の特定再保険責任準備金(連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てた場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当する日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保險業(保險業法第二条第一項に規定する保險業をいう。第二十二項第一号において同じ。)の廃止をした場合 当該廃止の日において同一の承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

二 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合 その解除をした日における承継資產価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

三 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の全部又は一部を再保険(以下この号において「再再保険」という。)に付した場合 その再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額のうち再再保険に付された再保険契約に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該再保険契約の全部を再再保険に付した場合には、その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額に算入する。)又は第十項の特定再保険格変動準備金を含む。)又は第十一項の特定再保険格変動準備金を含む。)がある場合に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第八項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第十項の特定再保険格変動準備金を含む。)

責任準備金(連結事業年度において積み立てた

第二十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当する日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保險業(保險業法第二条第一項に規定する保險業をいう。第二十二項第一号において同じ。)の廃止をした場合 当該廃止の日において同一の承継資産価格変動準備金の金額に相当する金額は、その該当する日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

二 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合 その解除をした日における承継資產価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

三 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の全部又は一部を再保険(以下この号において「再再保険」という。)に付した場合 その再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額のうち再再保険に付された再保険契約に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該再保険契約の全部を再再保険に付した場合には、その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額に算入する。)又は第十項の特定再保険格変動準備金を含む。)又は第十一項の特定再保険格変動準備金を含む。)がある場合に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第一項 その承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としよろとする期間の開始の日の六月前日の日までに

第二項 同項に規定する期間の開始の日その他の財務省令で

第三項 同項に規定する期間の開始の時

第四項 第一項に規定する期間の開始の日の前日までに

第五項 同項

五 第九項、前項及び前各号の場合以外の場合において再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額のうち、それぞれその取り崩した金額に相当する金額

14 承継会社が施行日を含む事業年度を法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としよろとする場合における次の表の上欄に掲げる同法第四条の三の規定の適用については、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

の金額

告書等をいう。以下この項において同じ。)に承継資産価格変動準備金又は特定再保険責任準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五項	その開始の日において のすべてにつき、同項に規定 する期間の開始の日	当該五月を経過する日において る日までに	当該申請書を提出した日から五月を経過す る日までに	郵政民営化法の施行の時
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項

の金額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定再保険責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 前項の特定再保険責任準備金(連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てた場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当する日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保險業(保險業法第二条第一項に規定する保險業をいう。第二十二項第一号において同じ。)の廃止をした場合 当該廃止の日において同一の承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

二 当該承継資產価格変動準備金及び特定再保

険責任準備金に係る再保険契約の解除をした

場合 その解除をした日における承継資產価

格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備

金の金額

三 当該承継資產価格変動準備金及び特定再保

険責任準備金に係る再保険契約の全部又は一

部を再保険(以下この号において「再再保険」とい

う。)に付した場合 その再保険に付した日における承継資產価格変動準備金の金額及び特定再保

険責任準備金の金額のうち再再保険に付された

再保険契約に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該再保険契約の全部を再再保険に付した場合には、その再再保険に付した日における承継資產価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額に算入する。)又は第十項の特定再保険格変動準備金を含む。)又は第十一項の特定再保険格変動準備金を含む。)がある場合に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における承継資產価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金を含む事業年度開始の日

15 承継会社が前項の規定の適用を受けて法人税法第四条の二の承認を受けた場合における特定現物出資の日を含む連結事業年度の次の表の上欄に掲げる第二項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四項の規定	第十五項の規定により読み替えて適用される第四項の規定
第三項	第三十二条第五項	第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第五項
第四項	同条第七項	同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十二条第七項
第五項 承継会社	事業年度の所得 連結事業年度の連結所得	法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人である日本郵政株式会社

## 官報(号外)

16

連結子法人(法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下この条において同じ。)である郵便貯金銀行が各連結事業年度において第一百二十二条の規定に基づき交付する金額の額は、同法第八十一条の六第六項において準用する同法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に含まれるものとする。

17

旧公社が最後事業年度の決算において契約者配当に充てるための準備金として積み立てていた金額のうち積立配当の額に相当する金額は、連結子法人である郵便保険会社が承継計画において定める再保険契約を締結する日に機構に分配したものとして、法人税法第八十一条の三第三項の規定により規定する個別損金額を

19 前項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社の各連結事業年度の前に該当しない場合には、その前日を含む事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項及び第二十一項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額(その日において第八項の承継資産価格変動準備金の金額(以下この項において、単体承継資産価格変動準備金の金額」という。)がある場合には当該単体承継資産価格変動準備金の金額とし、その日までに第二十二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(第十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等

備金の金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額を控除した金額に相当する金額以下の金額を法人税法第二十五条に規定する損金経理(同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る郵便保険会社の決算において費用又は損失として経理することをいう。第二十項において同じ。)の方法(郵便保険会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により承継資産価格変動準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

20 連結子法人である郵便保険会社が、再保険契約を締結する日を含む連結事業年度において、保険業法第二百六十六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保険契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法(郵便保険会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てて方法を含む。)により特定再保険責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

21 前項の特定再保険責任準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社の各連結事業年度終了の日

保険価格変動準備金の金額(以下この項及び次項において「簡易生命保険価格変動準備金の金額」という。)から当該簡易生命保険価格変動準

の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらに算入された金額を控除した金額とする。以下この項及び第二十二項において同じ。)がある場合は、簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額)に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

官報(号外)

において、前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額(その日において第十項の特定再保険責任準備金の金額(以下この項において「単体特定再保険責任準備金の金額」という。)がある場合には当該単体特定再保険責任準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額(若しくは算入されるべきこととなつた金額(第十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第十一項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。)のうち再保険契約に基づく将来の債務で当該連結事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

22 第十八項の承継資産価格変動準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。)又は第二十項の特定再保険責任準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の特定再保険責任準備金を含む。)を積み立てている郵便保険会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保険業の廃止をした場合 当該廃止の日ににおける承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

において、前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額(その日において第十項の特定再保険責任準備金の金額(以下この項において「単体特定再保険責任準備金の金額」という。)がある場合には当該単体特定再保険責任準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額(若しくは算入されるべきこととなつた金額(第十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第十一項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。)のうち再保険契約に基づく将来の債務で当該連結事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

23 第十九項、前項及び前各号の場合以外の場合において再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

五 第十九項、前項及び前各号の場合以外の場合において再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日ににおける当該再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額

二十七号の二に規定する連結確定申告書等をい

三 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合 その解除をした日における承継資産価格変動準備金の金額

24 承継会社が承継する資産及び負債について第一項から前項までその他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、第六百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額をこの法律の施行の時における価額とみなす。

25 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二条第四十号に規定する青色申告書をいう。

三 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

四 連続所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連続所得をいう。

26 第二項ただし書第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により公会社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額及び第二項ただし書の規定により公会社の帳簿価額を零とされた金額の承継会社における処理、第八項の承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額のうち、それぞれその取り崩した金額に相当する金額

二十七号の二に規定する連結確定申告書等をい

う。以下この項において同じ。)に承継資産価格変動準備金又は特定再保険責任準備金として積み立てた金額の損益算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

24 承継会社が承継する資産及び負債について第一項から前項までその他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、第六百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額をこの法律の施行の時における価額とみなす。

25 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二条第四十号に規定する青色申告書をいう。

三 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

四 連続所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連続所得をいう。

26 第二項ただし書第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により公会社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額及び第二項ただし書の規定により公会社の帳簿価額を零とされた金額の承継会社における処理、第八項の承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額のうち、それぞれその取り崩した金額に相当する金額

二十七号の二に規定する連結確定申告書等をい

合併があつた場合における当該合併に係る同条第十二号に規定する合併法人へのこれらの準備金の引継ぎ、第八項、第九項、第十八項及び第十九項の月数の計算方法その他承継会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 個人が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得をした財産のうちに、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるもの(以下この項において「特定宅地等」という。)がある場合には、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。

第一施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間ににおいて当該賃貸借契約施行日の直前に効力を有するものに限る。)の契約事項に政令第二項に規定する郵便局の用に供するため

契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二

条第二項に規定する郵便局の用に供するため

郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建

「舍」という。)の敷地の用に供されていたもの(以下この項において「宅地等」という。)であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 当該宅地等について、既にこの項の規定の適用を受けたことがないものであること。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (地方税に係る課税の特例)

第一百八十二条 第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項及び

第二百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

2 第百六十六条第一項の規定により機構が公社の業務等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(地方公共団体への配慮)

第一百八十二条 国は、郵政民営化に伴い借入れ又は地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生ずることのないよう適切な配慮をするものとする。

### 官報(号外)

(日本郵政株式会社の役員及び職員の秘密保持義務)

第一百八十三条 日本郵政株式会社の役員及び職員は、第四十八条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできる秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設立及び承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第一百八十四条 次の各号に掲げる規定を施行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める大臣は、公社又は日本郵政株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

一 第五章第一節、第六章第一節、第七章第一節、第八章第一節及び第九章第一節 総務大臣

2 第百八十八条の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、郵便契約者保護機構をいう。)の一に加入する手続をとらなければならない。この場合においては、郵便保険会社は、同法第二百六十五条の三第二項の規定による手続をとつたものとみなす。

(政令への委任)

二 第百八十九条 この法律に規定するもののほか、

本部及び民営化委員会に關し必要な事項、この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに公社の解散及び業務等の承継に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(権限の委任)

第一百八十五条 内閣総理大臣は、この法律(第二章を除く。)の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

#### 第十四章 罰則

第一百九十条 第百九十三条第一項又は第一百四十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処する。

第一百九十四条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

可の申請その他第二十九条第一項に規定する業務又は第三十条の規定による出資の実施に必要な準備行為をすることができる。

第一百九十五条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十六条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百九十七条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十九条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十三条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十四条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十五条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十六条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十七条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十九条 第一百六十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれららの書類の提出をした者

は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



を生ずるおそれがあると認めるときは、この法律の施行の日を平成二十年四月一日とする決定をするとともに、閣議の決定を求めなければならぬ。

2 本部は、前条第一項の報告があつたときは、

情報システムに関し優れた識見を有する者の意見を聽かなければならぬ。

3 前条第一項の報告があつた場合において、第一項の閣議の決定をするときは、平成十九年三月三十日までにしなければならない。

4 本部は、第一項の閣議の決定があつたときは、速やかに、その旨を官報で公示しなければならない。

5 本部は、第一項の閣議の決定を求めないこととしたときも、同様とする。

第五条 前条第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

6 本部は、第一項の閣議の決定があつた場合における次の表の上欄に掲げる整備法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項及び第三項	平成十九年十月一日	平成二十年四月一日
第七条第二項	平成十九年十月一日	平成二十年四月一日
第九条	平成二十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日
第二十六条	平成十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日
第三十七条第一項、第四十一条、第四十八条から第五十一条まで、第二百九十七条及び第二百二十九条	平成十九年九月三十日	平成二十年三月三十一日
第百七十九条第十項の表第五項の項目	のすべてにつき、同項に規定する期間の開始の日	同項に規定する期間の開始の日
につき、それぞれ郵政民営化法の施行の日を含む事業年度開始の日	郵政民営化法の施行の日	郵政民営化法の施行の日

附則第一条	平成十九年十月一日	平成二十年四月一日
附則第二条第一号	平成十九年九月三十日	平成二十年三月三十一日
附則第二条第二号	平成二十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日
第四十一条のうち十五年法律第二百二十六号)附則第十五条に一項を加える改正規定	平成二十一年度から平成二十四年度まで	平成二十一年度から平成二十五年度まで
第一百四十三条のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)附則第二条第二項の表の改正規定	平成二十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日
附則第二条第一項	平成二十九年九月三十日	平成三十年三月三十一日
附則第五十六条	平成十九年十月	平成二十一年四月
附則第六十二条	平成十九年度	平成二十一年度

官 報 (号外)

	附則第七十八条	平成十九年度分	平成二十年度分
一項	附則第八十二条第一項	平成二十年度	平成二十一年度
二項	附則第八十二条第二項	平成十九年度分	平成二十年度分
三項	附則第九十条第一項	平成二十年度	平成二十一年度
四項	附則第九十条第二項から第四項まで	平成十九年度分	平成二十年度分
	附則第一百三条	平成十八年一月一日	平成十九年一月一日
	平成十九年	平成二十年	平成二十一年

4 前三項に規定するものほか、前条第一項の閣議の決定があつた場合におけるこの法律、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法、機構法及び整備法の規定に関する必要な技術的読み替えその他これら法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
 (会社法の施行日の前日までの間の読み替え)

第六条 会社法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後となる場合には、同法の施行日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第三項	株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式	株式会社又は有限会社にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持株式又は持分
----------	--	--

第三十六条第四項	次に掲げる事項及び日本郵政株式会社が発行することができる株式の総数	商法第百六十八条第一項
第三十六条第八項	第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後	第百七十七条ノ規定ニ依ル払込
第三十六条第九項	第三十六条第五項の規定による株式の割当後	第三十六条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当
第三十六条第十項	会社法第九百十一条第一項	商法第五十七条
第三十六条第十二項	会社法第三十条及び第二編第一章第三節	商法第百六十六条规定、第百六十七条规定及
第三十六条第二項	会社法第四百四十五条第二項	び第百八十二条
第三十六条第十九項	会社法第九百九十四条第一項	商法第二百八十四条ノ二第二項
第三十六条第十項	会社法第九百十一条第一項	商法第百八十八条第一項
第三十六条第十二項	会社法第三十条及び第二編第一章第三節	商法第百六十六条规定、第百六十七条规定及
第三十六条第十九項	会社法第四百四十五条第二項	び第百八十二条
第三十六条第二項	その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額	商法第二百八十四条ノ二第二項
第三十六条第十項	資本金として計上しない額	その発行価額
第三十六条第十二項	資本に組み入れない額	資本に組み入れない額
第三十六条第十九項	この法律	本法
第三十六条第二項	この法律又は	本法又ハ
第三十六条第十項	事業年度	營業年度
第三十六条第六項	会社法第二百七条	商法第二百八十八条ノ八
第四十条	第十条	附則第四条の規定により読み替えて適用する同法第十条

第四十二条第一項 第四号	会社法第三百六十二条第四項 第一号及び第二号	商法第二百六十条第二項第一号及び第二号
第四十四条第四項	前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない	商法第二百六十条ノ二第二項及び第三項、第二百六十条ノ三第一項並びに第二百六十条ノ四並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の四第一項及び第二項の規定は、経営委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは「郵政民営化法第四十四条第二項ノ現二在任スル委員」と、同法第二百六十条ノ四第四項において準用する同法第三十三条ノ二、同法第二百六十条ノ四第六項第一号及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の四第二項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同号中「謄写」とあるのは「謄写。この場合において、同項中「法務省令」とあるのは、「総務省令」とする。」と読み替えるものとする
第四十四条第十項	前各項及び次条	第七十条第八項 第七十一条第一項 第七十一条第二項 第七十一条第三項 第七十一条第四項
第四十六条第一項	二週間以内に、その本店の所在地において	第七十条第八項 第七十一条第一項 第七十一条第二項 第七十一条第三項 第七十一条第四項
第四十六条第二項	委員の選定及びその選定された委員	第七十条第八項 第七十一条第一項 第七十一条第二項 第七十一条第三項 第七十一条第四項
第四十九条	会社法第二条第十二条に規定する委員会を置く旨	第七十条第八項 第七十一条第一項 第七十一条第二項 第七十一条第三項 第七十一条第四項
設置会社に関する特例の適用を受ける旨	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章第四節に規定する委員会等	第七十条第八項 第七十一条第一項 第七十一条第二項 第七十一条第三項 第七十一条第四項

第七十条第三項	次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数	商法第二百六十八条ノ二各号に掲げる事項
第七十条第四項	その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産の額	商法第二百八十四条ノ二第二項
会社法第四百四十五条第二項	その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産の額	商法第二百八十四条ノ二第二項
第七十九条第四項	資本に組み入れない	資本に組み入れない

官報(号外)

第七十九条第八項	この法律又は	本法
会社法第六十五条第一項	商法第一百八十条第一項	本法又ハ
第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後	第百七十七条规定ニ依ル株式ノ割当ノ給付	ノ給付
第五十九条第五項の規定による株式の割当後	第七十九条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当	ノ給付
第七十九条第十一項	会社法第三十条及び第二編第一章第三節	商法第一百六十七条、第一百六十八条第二項及
第九十六条第二項	会社法第四百四十五条第二項	び第二百八十四条ノ二第二項
その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額	その発行価額	商法第二百八十四条ノ二第二項
資本金として計上しない	資本に組み入れない	商法第二百八十四条ノ二第二項
この法律	本法	商法第二百八十四条ノ二第二項
この法律又は	本法又ハ	商法第二百八十四条ノ二第二項
第九十六条第五項	会社法第二百七条	商法第二百八十四条ノ二第二項
第一百一十八条第二項	商法第二百八十四条ノ二第二項	商法第二百八十四条ノ二第二項
その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額	その発行価額	商法第二百八十四条ノ二第二項
資本金として計上しない	資本に組み入れない	商法第二百八十四条ノ二第二項
この法律	本法	商法第二百八十四条ノ二第二項
この法律又は	本法又ハ	商法第二百八十四条ノ二第二項

第二百一十八条第五項	会社法第一百七条	商法第二百八十一条ノ八
第一百九十五条及び第一百九十六条	取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員	取締役
2 前項に規定する場合には、会社法の施行の日の前日までの間は、第四十四条第五項から第九項まで及び第四十五条の規定は、適用しない。 (第四章の規定の失効後の読み替え)	（過料） ない。	
第七条 附則第二条の規定による第四章の規定の失効後におけるこの法律の規定の適用については、第三十八条第三項中「公社法」とあるのは「日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「公社法」という。)」と、第六十六条第一項中「議決権については」とあるのは「議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)」については「とする。(公社の国際貨物運送に係る業務に関する収支の状況等の公表)	第九条 前条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。 (相続税に係る課税の特例に関する経過措置) 第十条 第百八十条の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与を含む。)により取得をする同条第一項に規定する特定宅地等に係る相続税について適用する。	（過料） ない。
第八条 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合又は第三十条の規定により公社の出資が行われる場合には、日本郵政株式会社は、総務省令で定めるところにより、公社の平成十九年四月一日に始まる事業年度に係る同一規定による業務に関する収支の状況又は同条の規定による出資の状況を公表しなければならぬ。	第十二条 附則第三条から前条まで、日本郵政株式会社法、郵便局株式会社法、機構法及び整備法の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。	(その他の経過措置の政令への委任) 第十三条 附則第三条から前条まで、日本郵政株式会社法、郵便局株式会社法、機構法及び整備法の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨  
本案は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、郵政民営化について、その実施に必要となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 郵政民営化の基本的な理念及び方針並びに國等の責務を定めること。  
2 準備期間(この法律の公布の日から平成十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中及び移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をい。う。以下同じ。)中、政府に郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置することとし、郵政民営化委員会が三年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うこと、郵政民営化推進本部がその検証について国会に報告すること等その所掌事務、組織等について定めること。

3 準備期間中の日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務について、国際貨物運送に関する

る事業を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる等の特例等を定めるこ。

4 日本郵政株式会社を準備期間中に設立し、同会社に、公社の業務等の承継に関する実施計画を作成させ、この実施計画に関する事項を決定する経営委員会を設置することを定め

5 郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)を平成十九年十月一日に設立し、その設立及び移行期間中の業務の特例等について定めること。

6 郵便貯金銀行及び郵便保険会社について、次のように定めること。

(一) 一般的の商法会社として郵便貯金銀行及び郵便保険会社を日本郵政株式会社に設立させることとするほか、銀行法及び保険業法の特例等として、それぞれ銀行業の免許及び生命保険業免許を平成十九年十月一日に受けたものとみなすこととともに、それぞれの定款に株主総会における議決権の行使に関する事項を定めなければならぬこと。

(二) 預入限度額、保険金額等の限度額、業務範囲等について適正な競争関係等を確保するための必要な制限を加えるとともに、民営化に関する状況に応じ、移行期間中にこれららの制限を解除し、自由な経営を可能としてゆくこと。

7 公社の業務等の日本郵政株式会社等及び機構への承継に関する基本計画、その承継を円滑に行うための税制上の措置その他の所要の規定を設けること。

8 この法律は、一部を除き、平成十九年十月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、その実施に必要となる事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。右報告する。

平成十七年十月十一日

郵政民営化に関する特別委員長 二階 俊博

衆議院議長 河野 洋平殿

## 日本郵政株式会社法案

右

国会に提出する。

平成十七年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

## 日本郵政株式会社法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 業務等(第四条—第十三条)

第三章 雑則(第十四条—第十七条)

第四章 罰則(第十八条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(会社の目的)

第一条 日本郵政株式会社(以下「会社」という。)

は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。(株式の政府保有)

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していかなければならない。

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵政株式会社という文字を使用してはならない。(商号の使用制限)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有

二 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の經營の基本方針の策定及びその実施の確保

三 前二号に掲げるもののほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株主としての権利の行使

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受け、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

官 報 (号外)

(郵便事業株式会社等の株式の保有)

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有しているなければならない。

(社会・地域貢献資金の交付)

第六条 会社は、郵便事業株式会社に対し、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第二号)第

号)

四条第四項に規定する社会貢献業務計画の定め

るところに従い、社会貢献業務(同条第二項に規定する社会貢献業務をいう。以下同じ。)の実

施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

2 会社は、郵便局株式会社に対し、郵便局株式会社法(平成十七年法律第二号)第六条第五

項に規定する地域貢献業務計画の定めるところに従い、地域貢献業務(同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、社会貢献資金又は地域貢献資金(以下「社会・地域貢献資金」という。)の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(一般担保)

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けれる権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

(株式)

第八条 会社は、会社法第一百九十九条第一項に規定する募集株式(第二十二条第三号において「募

集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条

第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の

募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは

新株予約権を交付しようとするとときは、総務大

臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付

した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出

なければならない。

(取締役等の選任等の決議)

第九条 会社の取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省

令で定めるところにより、その事業年度の事業

計画を定め、総務大臣の認可を受けなければな

らない。これを変更しようとするととも、同様

とする。

(定款の変更等)

第十一條 会社の定款の変更、剰余金の配当そ

が交付されないことにより郵便事業株式会社又

は郵便局株式会社の経営努力のみによつては社

会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難とな

り、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそ

れがあると認められるときは、この限りでな

い。

5 会社は、基金に係る経理については、総務省

令で定めるところにより、その他の経理と区分

して整理しなければならない。

6 会社は、総務省令で定めるところにより、確

実かつ有利な方法により基金を運用しなければ

ならない。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及

び事業報告書を総務大臣に提出しなければならぬ。

(社会・地域貢献基金)

第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の

財源をその運用によって得るために社会・地域

貢献基金(以下「基金」という。)を設け、次項の

規定は、第一項の規定は、一兆円を超えて基金を積み

規定により積み立てた金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(監督)

第十四条 会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十五条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十六条 総務大臣は、第八条第一項、第十条又

は第十一條(定款の変更の決議に係るものにあつては、会社が発行することができる株式の

総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

## (課税の特例)

第十七条 会社が各事業年度(会社が連結親法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条において第六条第一項又は第二項の規定に基づくう。)に該当する場合には、各連結事業年度において第六条第一項又は第二項の規定による報告を交付する金額の額は、同法第三十七条第七項(同法第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。)に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

## 2 前項に規定する事業年度とは法人税法第十三

条及び第十四条に規定する事業年度をいい、同項に規定する連結事業年度とは同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

## 第四章 罰則

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

## 2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)第二条の例に従う。

## 第二十一条 第十五条第一項の規定による報告を定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

## 一 第四条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

## 二 第二十二条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

## 七 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

## 第二十三条 第三条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

## (施行期日)

## 第一条 この法律は、郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第三十六条第九項の政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 一 第三条、第九条、第十二条(定款の変更の決議に係る部分に限る。)及び第二十三条の規定に係る部分に限る。)及び第二十三条の規定に係る部分に限る。)及び第二十三条の規定に係る部分に限る。)

## 二 第二十二条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

## 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

## 二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管轄

## 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

## 二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止

## 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

## 第一項の施設

口 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第一百一条第一項の施設

止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第一百一条第一項の施設

官報(号外)

第八条第一項	会社法第二百九十九条第一項に規定する募集株式(第二十二条第三号において「募集株式」という。若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受ければならない。
第八条第二項	新株予約権の行使により株式を交付した後
第十二条	事業年度
第十三条	事業報告書
第十四条	事業年度
第十五条	事業報告書
第十六条	事業年度
第十七条	事業報告書
第十八条	執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)
第十九条	執行役
第二十条	執行役
第二十一条	執行役
第二十二条	執行役
第二十三条	新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行し、又は自己の株式を処分したとき
第二十四条	新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行し、又は自己の株式を処分したとき
第二十五条	新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行し、又は自己の株式を処分したとき
第二十六条	事業報告書
第二十七条	事業報告書

新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行し、又は自己の株式を処分しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を發行し、又は自己の株式を移転しようとするときは、この限りでない。

理由  
郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書

日本郵政株式会社法案(内閣提出)に関する

議案の目的及び要旨

本案は、郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社(以下「会社」という。)を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする。
- 2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならないこと。
- 3 会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有、これらの株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使の業務を行うとともに、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。
- 4 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこと。

5 会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式

会社に対し、社会貢献業務又は地域貢献業務の実施に要する費用に充てる資金を交付するものとし、そのため、社会・地域貢献基金を設け、一兆円に達するまで積み立てなければならないこと。また、会社は、同基金を一兆円を超えて積み立てることができるとともに、二兆円まで積み立てる場合には一兆円までと同じルールで積み立てなければならないこと。

6 会社に対する監督について、所要の規定を設けること。

7 この法律は、一部を除き、郵政民営化法の公布の日から起算して六月以内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十七年十月十一日

郵政民営化に関する特別委員長 二階 俊博  
衆議院議長 河野 洋平殿

郵便事業株式会社法案

国会に提出する。

平成十七年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

## 目次

## 郵便事業株式会社法

- 第一章 総則(第一条・第二条)  
 第二章 業務等(第三条―第十二条)  
 第三章 雜則(第十二条・第十四条)  
 第四章 罰則(第十五条―第二十条)  
 附則

## 第一章 総則

## (会社の目的)

第一条 郵便事業株式会社(以下「会社」という。)

は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする株式会社とする。

第二条 会社でない者は、その商号中に郵便事業(商号の使用制限)

株式会社という文字を使用してはならない。

## 第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法(昭和二十一年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務

二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内

で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

## (社会貢献業務計画)

第四条 会社は、総務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、事業年度を一期とす

る社会貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の「社会貢献業務」とは、会社が営む次に掲げる業務であつて、日本郵政株式会社法平成十七年法律第号第六条第一項の規定による社会貢献資金の交付を受けなければ、当

該業務に係る役務の水準を著しく低下させることが困難であると認められるものをいう。

一 郵便法第十八条の規定により無償で交付する郵便葉書及び郵便書簡に係る郵便物に係る業務

二 郵便法第十八条及び第十九条の規定により料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除する郵便物に係る業務

三 郵便法第二十二条第一項に規定する第三種郵便物に係る業務のうち、社会福祉の増進に寄与するものであつて、総務省令で定めるも

の目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内

者による実施が困難なもの

## (事業計画)

3 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。

4 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「社会貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。

5 会社は、社会貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(一般担保)

第六条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け得る権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(株式)

第六条 会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第十九条第五号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(監督)

第十二条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)

三 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二

十四年法律第九十一号)

## (事業計画)

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第八条 会社は、総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第九条 会社の定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。

(財務諸表)

第十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(収支の状況の公表)

第十二条 会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。

(第三章 雜則)

第十三条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)

三 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二

十四年法律第九十一号)

官 報 (号 外)

四 郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)	五 お年玉付郵便葉書等に関する法律 六 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)
2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)	2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十三条 総務大臣は、この法律及び前条第一項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させることができる。	2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その役又は百万円以下の罰金に処する。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解してはならない。	2 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
(財務大臣との協議)	第十八条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第十四条 総務大臣は、第四条第一項、第七条、第八条又は第九条(定款の変更の決議に係るものを除く。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第四章 罰則	二十一条 第十二条第二項の規定による命令に違反したときは、虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのもを提出したとき。
第十五条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これ	二 第四条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。
三 第四条第四項若しくは第五項又は第十一條の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。	三 第四条第四項若しくは第五項又は第十一條の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 第四条第五項の規定に違反して、報告書を	四 第四条第五項の規定に違反して、報告書を

郵便事業株式会社法案(内閣提出)に関する 報告書
五 第六条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。
六 第六条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。
七 第七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。
八 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。
九 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのもを提出したとき。
十 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。
附 則
この法律は、郵政民営化法(平成十七年法律第二条、第九条(定款の変更の決議に係る部分に限る。)及び第二十条の規定は、同法附則第一条第一号)の施行の日から施行する。ただし、第一条、第九条(定款の変更の決議に係る部分に限る。)及び第二十条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
二 議案の可決理由
5 この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行すること。
郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に關する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
平成十七年十月十一日
郵政民営化に する特別委員長 二階 俊博 衆議院議長 河野 洋平殿

**郵便局株式会社法案**

右  
国会に提出する。

平成十七年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

**郵便局株式会社法**

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 業務等(第四条—第十二条)

第三章 雑則(第十三条—第十五条)

第四章 罰則(第十六条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(会社の目的)

第一条 郵便局株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。(定義)

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

2 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲等)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

があつたときは、総務大臣に協議しなければならない」とする。

(郵便局の設置)

第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

(地域貢献業務計画)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け公表しなければならない。

(一般担保)

第八条 会社は、会社法(平成十七年法律第六号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十条第五号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第九条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画)

第十条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十二条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十三条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十四条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十五条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十六条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十七条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十八条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第十九条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十一条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十二条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十四条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十五条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十六条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十七条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十八条 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「地域貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。

6 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

官 報 (号 外)

<p>計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><b>(重要な財産の譲渡等)</b></p> <p>第十条 会社は、総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(定款の変更等)</p> <p>第十一条 会社の定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p><b>(財務諸表)</b></p> <p>第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p><b>(監督)</b></p> <p>第十三条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する。</p> <p>一 郵便窓口業務の委託等に関する法律</p> <p>二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五条の規定による)</p> <p>2 総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるとときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をことができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十四条 総務大臣は、この法律及び前条第一項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものである。</p>
<p>務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものである。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(財務大臣との協議)</p> <p>第十五条 総務大臣は、第六条第一項、第十条又は第十二条(定款の変更の決議に係るもの)を除く。の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p><b>(第四章 罰則)</b></p> <p>第十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関しても、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。</p> <p>2 前項の場合は、申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</p> <p>2 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第二十五回)第二条の例に従う。</p>
<p>第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員)、監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四条第四項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行つたとき。</p> <p>二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかつたとき。</p> <p>三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。</p> <p>四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。</p>
<p><b>郵便局株式会社法案(内閣提出)に関する報告書</b></p> <p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>1 会社は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とすること。</p> <p>2 会社は、郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばきの業務を営むほか、地方公共団体の特定の事務の</p>

官 報 (号外)		平成十七年九月二十六日 内閣総理大臣 小泉純一郎	
<p>郵便局における取扱いに関する法律の郵便局取扱事務に係る業務、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務（銀行業及び生命保険業の代理業務等）を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができる。</p> <p>3 会社は、郵便局の設置について、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこと。</p> <p>4 地域住民の生活の安定の確保のために必要なこと等の要件を満たす地域貢献業務について、その実施に関し所要の規定を設けること。</p> <p>5 会社に対する監督について、所要の規定を設けること。</p> <p>6 この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行すること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十七年十月十一日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>二階 俊博</p> <p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案</p> <p>右国会に提出する。</p>		<p>郵便局における取扱いに関する法律の郵便局取扱事務に係る業務、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務（銀行業及び生命保険業の代理業務等）を営むことができるとともに、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができる。</p> <p>3 会社は、郵便局の設置について、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないこと。</p> <p>4 地域住民の生活の安定の確保のために必要なこと等の要件を満たす地域貢献業務について、その実施に関し所要の規定を設けること。</p> <p>5 会社に対する監督について、所要の規定を設けること。</p> <p>6 この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行すること。</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十七年十月十一日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>二階 俊博</p> <p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案</p> <p>右国会に提出する。</p>	
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案</p> <p>右</p>		<p>履行し、もつて郵政民営化に資することを目的とする。</p> <p>第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。 (資本金)</p> <p>第五条 機構の資本金は、郵政民営化法(平成十七年法律第百五十四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額)とする。</p> <p>2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。</p> <p>3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>二章 役員及び職員</p> <p>第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p> <p>2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。</p> <p>(理事の職務及び権限等)</p> <p>第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p>	
<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案</p> <p>右</p>		<p>(役員の欠格条項の特例)</p> <p>第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 日本郵政株式会社又はその子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)の役員(いかなる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号及び第三号において同じ。)</p> <p>二 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に連する事業を含む。)を営む者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員</p> <p>三 前号に掲げる事業者の団体の役員</p> <p>2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百二号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とす</p> <p>3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p>	

## (役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第三章 業務

## 第一節 通則

## (業務の範囲)

## 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号。以下「整備法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号。以下この号及び第二十八条第一項第一号において「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五回附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。二 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二

条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この号及び第十六条第一項において「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。二 機構は、前項の業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 国民生活金融公庫の委託を受けて、整備法附則第六十四条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

二 冲縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第一百条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

## (中期計画の記載事項)

## 第十四条 機構は、通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第四項において「中期計画」という。)に、次に掲げる事項を定めるものとする。

## 一 郵便貯金資産の運用計画

## 二 簡易生命保険資産の運用計画

## 三 前項第一号の郵便貯金資産の運用計画は、前

## 四 条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務以下「郵便貯金管理業務」という。の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実で有利な運用となるよう定めなければならない。

3 第一項第二号の簡易生命保険資産の運用計画は、前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実で有利な運用となるよう定めなければならない。

4 第一項の規定により再委託を受けた者は、前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実で有利な運用となるよう定めなければならない。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6 銀行は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とあるのは「六 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」とする。

## 第二節 郵便貯金管理業務

## (再保険の契約)

## 第三節 簡易生命保険管理業務

## (再保険の契約)

第十六条 機構は、生命保険会社(保険業法(平成七年法律第五百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方として、旧簡易生命保険契約(旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。以下同じ。)に基づき機構が負う保険責任について、機構と当該生命保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

1 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 総務大臣は、前項の認可があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

4 当該委託が郵便貯金の預金者の保護の観点から適當なものであること。

5 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

6 第一項の契約には、再保険関係に係る再保険金額、再保険期間、再保険料率、支払うべき再保険金の金額、再保険料の收受、再保険金の支払、再保険料の払戻し、当該契約の変更及び解除、当該契約に係る資産の運用、再保険責任に係る再保険契約の締結の可否その他総務省令で定める事項を定めなければならない。

(先取特権)

第十七条 旧簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任について、機構と生命保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約が締結されたときは、機構は、払戻しを受けることができる再保険料の請求権、再保険金の請求権

その他の当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産について先取特権を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百六条第一号に掲げる原因によって生じた債権に係る先取特権に次ぐものとし、かつ、保険業法第百十七条の二第一項の規定による先取特権と同順位とする。

(業務の委託)

第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該委託が保険加入者(保険契約者、被保険者及び保険金受取人をいう。第二十二条第四項において同じ。)の保護の観点から適當なものであること。

二 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受け

た簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託する場合について

準用する。

6 生命保険会社は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

#### (区分経理)

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 郵便貯金管理業務 郵便貯金勘定

二 簡易生命保険管理業務 簡易生命保険勘定  
(政府保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十号)第三条の規定にかかるらず、次に掲げる

ものに係る機構の債務を保証する。

一 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払

二 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

(簡易生命保険価格変動準備金)

第二十一条 機構は、毎事業年度末において、簡易生命保険勘定に属する有価証券その他の価格変動による損失が生じ得るものとして総務省令で定める資産(次項において「有価証券等」といいう。)について、総務省令で定めるところにより計算した金額を簡易生命保険勘定に簡易生命保険価格変動準備金として積み立てなければならない。

第二十二条 機構は、総務省令で定めるところに

ない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて総務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、簡易生命保険勘定において計上していないものがあるときは、総務省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険勘定に簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

第二十三条 機構は、毎事業年度末において、保険金等(保険金、年金、還付金その他の給付金をいう。以下この条において同じ。)であつて旧簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したもの(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険勘定に簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

第二十四条 機構は、毎事業年度末において、保険金等(保険金、年金、還付金その他の給付金をいう。以下この条において同じ。)であつて旧簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したもの(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険勘定に簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

第二十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理ができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評議員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政

法人評議員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

官 報 (号 外)

4 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。	
5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。	
(長期借入金)	
第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。	
2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。(償還計画)	2 第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。
2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。	2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
(郵便貯金資産の運用)	(郵便貯金資産の運用)
第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。	第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。
一 整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け	一 整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け
二 次に掲げる債券(その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもつて行われるものとく。)の売買	二 次に掲げる債券(その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもつて行われるものとく。)の売買
イ 国債 ロ 地方債	
ハ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) 次条第三号ホにおいて同じ。)のうちロに掲げる債券に該当するもの以外のもの	
三 金融機関(銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会をいう。次条第三号ホ、第四号及び第五号において同じ。)への預金(外貨預金を除く。)	
四 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第十号において同じ。)又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。同号において同じ。)への信託のうち前二号に掲げる方法により運用するもの	
ハ 地方債	
二 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券(「金融債」という。)	
ホ 金融機関が発行する債券(次条において「金融債」という。)	
ヘ 社債で政令で定めるもの	
ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条において同じ。)で政令で定めるもの	
チ 政府保証債のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの	
リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(ヲ及び次条において「外国政府等」という。)の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券(証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化する取引に該当するものを除く。)を成立さ	
三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買 イ 国債(証券取引所証券取引法(昭和二十年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。リにおいて同じ。)が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)	
四 又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの	
五 第三号に掲げる方法により取得した債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け	
六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第三号イ及びリに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)の取得又は付与	
七 先物外國為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引)金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。)	
八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立さ	

せることができる権利をいう。)の取得又は付与

#### 九 コール資金の貸付け

十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

#### イ 第三号から前号までに掲げる方法

ロ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。)との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。)の締結

#### (運用に係る制限)

第三十条 機構は、第二十八条第一項第二号口若しくはハに掲げる債券を郵便貯金資産をもつて取得するとき、又は前条第三号ロからリまでに掲げる債券を簡易生命保険資産をもつて取得するときは、応募又は買入れの方法により行わなければならぬ。

2 機構が金融債に運用する簡易生命保険資産の額は、簡易生命保険資産の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

3 機構は、簡易生命保険資産を金融債に運用する場合には、一の法人の発行する金融債の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債の十分の六を超える割合の金融債を取得してはならない。

4 機構が簡易生命保険資産をもつて取得する金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、機構以外の者の取得に係るものに限る。

のとその種類を同じくするものでなければならぬ。

(特に必要がある場合の総務大臣の要求)

第三十二条 総務大臣は、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

中「割合」とあるのは、「割合(外国政府等の発行する外債その他の政令で定める外債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外債の十分の五を超える割合)」と読み替えるものとする。

#### 第五章 雜則

#### (報告及び検査)

第三十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による再委託又は第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた業者に対し、その委託若しくは再委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所に立ち入り、その委託若しくは再委託を受けた業書類その他の物件を検査させることができる。

二 第十六条第二項の規定による認可をしようとするとき 内閣総理大臣及び財務大臣

三 第十八条第二項の規定による認可をしようとするとき(同条第一項の契約の相手方が生命保険会社である場合に限る。)内閣総理大臣

四 第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定による承認をしようとするとき 財務大臣

五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣

六 第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき 財務大臣

(権限の委任)

第三十五条 総務大臣は、政令で定めるところにより、第三十一条第一項及び機構に係る通則法第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について総務大臣に報告するものとする。

#### 2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、第三

十二条第一項又は機構に係る通則法第六十四条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について総務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第三十三条第一号から第三号までの規定による権限、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。(国家公務員宿舎法の適用除外)

第五十六条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

#### 第六章 罰則

第三十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

官報(号外)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して簡易生命保険価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第二十三条の規定に違反して簡易生命保険責任準備金を積み立てなかつたとき。

五 第二十四条の規定に違反して簡易生命保険支払準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十八条第一項の規定に違反して郵便貯金資産を運用したとき。

七 第二十九条の規定に違反して簡易生命保険資産を運用したとき。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第三十四条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(業務の特例)

第二条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 整備法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号。以下この号において「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)の規定、整備法附則第二十六条の規定、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第三項及び第四項の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

二 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

三年法律第五十九号の規定により郵便為替の業務を行うこと。

二 整備法附則第十四条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号。以下この号において「旧郵便振替法」という。)の規定及び整備法附則第十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定にたどり。

三 第二十二条第一項又は第二項の規定に違反して簡易生命保険価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第二十三条の規定に違反して簡易生命保険責任準備金を積み立てなかつたとき。

五 第二十四条の規定に違反して簡易生命保険支払準備金を積み立てなかつたとき。

六 第二十八条第一項の規定に違反して郵便貯金資産を運用したとき。

七 第二十九条の規定に違反して簡易生命保険資産を運用したとき。

二 整備法附則第二十条から第二十二条までの規定及び整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利息の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号。以下この号において「寄附金の処理に関する業務」という。)

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができること。

一 整備法附則第二十二条から第二十四条までの規定及び整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利息の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号。以下この号において「寄附金の処理に関する業務」という。)

二 整備法附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号。以下この号において「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)の規定、整備法附則第二十六条の規定、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第三項及び第四項の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

三 前二項の規定により機関の業務が行われる場合には、第十四条第二項中「の業務」とあるのは「並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、第三十九条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条並びに附則第二条第一項及び第二项」とす。

(政府保証)

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかるわらず、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る機関の債務を保証する。

二 理事の設置、職務、権限等機関の役員及び職員について所要の規定を設けること。

三 機構は、業務として、日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理及び簡易生命保険の管理を行ふこととするほか、その業務の一部を銀行、生命保険会社その他の者に委託することができるとともに、再保険の契約を締結できること。

4 機構は、業務ごとに経理を区分しなければならないこととするほか、郵便貯金資産等を国債の売買等の方法により運用しなければならないこと。

5 この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 前二項の規定により機関の業務が行われる場合には、第十四条第二項中「の業務」とあるのは「並びに附則第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、第三十九条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条並びに附則第二条第一項及び第二项」とす。

3 機構は、業務として、日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理及び簡易生命保険の管

二 整備法附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号。以下この号において「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)の規定、整備法附則第二十六条の規定、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第三項及び第四項の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

右

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

衆議院議長 河野 洋平殿

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

特別委員長 二階 俊博

内閣總理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

平成十七年九月二十六日

## 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、郵政民営化法(平成十七年法律第 号)、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第 号)、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第 号)、郵便局株式会社法(平成十七年法律第 号)及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第 号)の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
(法律の廃止)

一 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)

二 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)

三 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)

四 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十号)

五 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)

七 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)

八 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)

## 九 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)

十 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)

十一 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十号)

十二 日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)

一 証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)

二 郵政民営化法(平成十七年法律第百四十四号)

三 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)

四 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十号)

五 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)

七 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)

八 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)

## ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

(水難救護法の一部改正)

第四条 水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第七条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条 第三条第三項を「第三条第五項」に改める。

第十二条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十三条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十四条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十五条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十六条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十七条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十八条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十九条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十一条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十二条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

## 第八十二条ノ三を削る。

(無尽業法の一部改正)

第七条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十二条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十三条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十四条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十五条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十六条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十七条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十八条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第十九条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十一条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十二条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十三条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十四条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

第二十五条 第二十九条第一項第二号中「又ハ郵便貯金」を削る。

官報(号外)

第一百三条第二項及び第九項中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。  
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「特定地方独立行政法人」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、同条第二項中「特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改める。

(郵便法の一部改正)

第十四条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 郵便の役務

第一節 郵便物(第十二条―第二十七条)

第二節 郵便に関する料金の支払(第二十一条―第三十条)

八条―第三十条)

第三節 郵便物の取扱い(第三十一条―第三十五条)

第四節 郵便物の特殊取扱(第四十四条―第四十九条)

第五節 損害賠償(第五十条―第五十七条)  
郵便認証司(第五十八条―第六十六条)

第六章 雜則(第六十七条―第七十五条)  
第五章 罰則(第七十六条―第九十二条)  
附則

第二条中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「郵便事業株式会社(以下「会社」といいう。)」に改める。

第三条中「費用」を「原価」に、「その健全な運営を図ることができるように収入を確保する」を「かつ、適正な利潤を含む」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「公社以外」を「会社以外」に、「公社の行う」を「会社の行う」に改め、同項ただし書中「公社」を「会社」に、「行わせる」を「委託する」に改め、同条第二項中「公社」を「会社」に、「公社のため」を「会社から」に、「を行ふ」を「の委託を受けた」に改め、同条第三項ただし書

中「但し」を「ただし」に、「添付する」を「添付する」に、「添状」を「添え状」に、「送状」を「送り状」に改め、同条第四項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条を第四条とし、第六条を

第五条とする。

第七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第八条とする。

第十条を削る。

第十二条中「取扱」を「取扱い」に改め、同条を第九条とする。

第十三条中「受くべき」を「受けるべき」に、とする。

第十四条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第一節第一款の款名を削る。

第十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十二条とする。

第十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条第一項中「第五十八条第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第一項中「公社」を「会社」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十五条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「公社」を「会社」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条第一項中「次の」を「次に掲げる」に、「差出郵便局」を「会社」に改め、同条第五号中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十七条号に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第四項を削り、同条を第十五条とする。

第二十七条第一項中「通常郵便物」を「郵便物」に、「左に」を「次に」に改め、同項ただし書中「つけた」を「付けた」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第四項を削り、同条を第十五条とする。

第二十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十六条とする。

第二十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第十八条とする。

第三十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十条とする。

第三十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十五条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十条とする。

第四十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十一条とする。

第四十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十二条とする。

第四十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十五条とする。

第四十五条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十条とする。

第五十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第五十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十四条とする。

第五十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十五条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十六条とする。

第五十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第五十条とする。

第六十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第五十一条とする。

作成するに改め、同条を第二十一条とする。  
(第二十二条第二項及び第三項中「公社」を「会社」に改め、同条第四項中「申請が」を「求めが」に、「公社」を「会社」に、「承認申請の」を「その求めがあつた」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十三条の二中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十三条规定する。

第二十七条第一項中「次に」を削る。

第二十六条第一項中「次の」を「次に掲げる」に、「差出郵便局」を「会社」に改め、同条第五号中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十七条号に改め、同条第二項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十六条规定する。

第二十三条の二中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十三条规定する。

第二十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十条とする。

第二十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十五条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十条とする。

第三十九条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十一条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十二条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十三条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十五条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十七条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十九条とする。

に、「あらわされた」を「表された」に、「納付」を「支払」に改め、第二章第二節中同条を第二十八条とする。

第三十三条中「公社が」を「会社が」に、「公社」を「」に改め、同条を第二十九条とする。

及び別に法律の定める販売者において、これを「」を「及び」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十条とする。

第三十六条から第三十九条までを削る。

第四十条の見出しを「引受けの際の説明及び開示」に改め、同条第一項中「公社」を「会社」に、「内容たる物」を「内容である物」に、「申告」を「説明」に改め、同条第二項及び第三項中「申告」を「説明」に、「公社」を「会社」に改め、第二章第三節中同条を第三十一条とする。

第四十一条中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十二条とする。

第四十二条中「公社」を「会社」に、「第十四条第一号から第三号まで」を「第十二条第一号から第三号まで」に改め、同条を第三十三条とし、第四十三条を第三十四条とし、第四十四条を第三十五条とする。

第四十五条中「公社」を「会社」に改め、同条を第三十六条とし、第四十六条を第三十七条とする。

第四十七条の見出しを「郵便差出箱の設置」に改め、同条第一項中「公社の承認を受けて、これを私設することができる」を「会社が設置する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、会社の承認を受けて会社以外の者が設置することを妨げない。

第四十七条第二項中「前項の」を「会社以外の者による」に、「私設」を「設置」に改め、「これを」を「」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十八条から第五十条までを削る。

第五十一条の見出しを「料金未払又は料金不足の郵便物」に改め、同条中「料金未納」を「料金未払」に、「通常郵便物」を「郵便物」に改め、「特殊取扱」の下に「郵便約款の定めるものを除く。」を加え、「不納金額」を「未払金額又は不足金額」に、「納付して」を「支払つて」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十二条第二項中「第四十二条」を「第三十条」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に改め、同条第一項及び第二項中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十条とする。

第五十四条の見出しを「(還付不能の郵便物)に改め、同条第一項及び第二項中「公社」を「会社」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「公社」を「会社」に改め、同条第五项中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十五条第一項中「最寄りの郵便局」を「会社」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十六条中「附近」を「付近」に改め、同条を第四十三条とする。

第六十二条中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十六条とする。

第六十三条中「公社」を「会社」に、「内容たる文書」を「内容である文書」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

第六十三条を第四十八条とする。

第六十四条及び第六十五条を削る。

第六十六条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同条第三項を削り、

同条第一項の次に次の二項を加える。

会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換を受けるものとする。

第五十八条第二号の認証を受けるものとする。

第六十六条を第四十九条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を第四十九条とする。

第二章第四節中第五十七条を第四十四条とする。

第五十八条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条第二項中「内容たる現金」を「内容である現金」に改め、同条第四項中「公社」を「会社」に改め、同項第一号中「第十九条」を「第十七条」に改め、同項第三号を削り、同条を第四十五条とする。

第五十九条及び第六十条を削る。

第六十一条中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十六条とする。

第六十二条中「公社」を「会社」に改め、同条を第四十七条とする。

第六十三条中「公社」を「会社」に、「内容たる文書」を「内容である文書」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

第六十四条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第四十五条とする。

第六十五条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第四十六条とする。

第六十六条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第四十七条とする。

第六十七条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第四十八条とする。

第六十八条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第四十九条とする。

第六十九条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条を第五十条とする。

同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第二号の認証を受けるものとする。

第六十八条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を第四十九条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条第一項中「付近」を「附近」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条を第四十九条とする。

第六十条を削る。

第六十一条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十二条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十三条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十四条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十五条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十六条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十七条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十八条中「付近」を「附近」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十九条中「付近」を「附近」に改め、同条を第七十条とする。

第七十条中「付近」を「附近」に改め、同条を第七十一条とする。

第七十一条中「付近」を「附近」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十二条中「付近」を「附近」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十三条中「付近」を「附近」に改め、同条を第七十四条とする。

# 官 報 (号外)

第五十一条とし、第七十条を第五十二条とす  
る。

第七十一条第一項中「公社」を「会社」に、「出頭」を「立会い」に改め、同条第二項中「受取を拒んだ日」を「同項の立会いを求められた日」に、「立会のため出頭しなかつた」を「同項の求めに応じなかつた」に、「公社」を「会社」に改め、同条を第五十三条とする。

第七十二条第一項中「立会いのため出頭しなかつた」を「同条第一項の求めに応じなかつた」に改め、同条を第五十三条とする。

第七十三条第一項中「立会いのため出頭しなかつた」を「同条第一項の求めに応じなかつた」に改め、同条を第五十三条とする。

第七十四条第一項中「第六十八条规定」を「支払つて」に改め、同条を第五十五条とし、第七十四条を第五十六条とする。

第七十五条第一項中「公社」を「会社」に、「納付して」を「支払つて」に改め、同条を第五十七条とす  
る。

第七十六条第一項中「公社」を「会社」に、「納付して」を「支払つて」に改め、同条を第五十五条とす  
る。

第七十七条第一項を次のように改める。

郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

第七十五条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

第七十五条の二第二項第一号中「能率的」を「郵便事業の能率的」に、「費用を償う」を「原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」に改め、同

項第二号中「通常郵便物」を「第一種郵便物及び第二種郵便物」に、「一の郵便局」を「会社の一の

事業所」に改め、同項第二号中「第五号」を「第四

項第二号」に改め、同項中第五号を削り、第六

号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号

を第七号とし、同条第三項中「公社」を「会社」

に、「郵便に関する料金(第一項各号に掲げるも

のを除く。)」を「第三種郵便物及び第四種郵便物

の料金」に改め、「あらかじめ」を削り、「に届け出なければならない」を「の認可を受けなければ

ばならない」に改め、同条第四項中「公社」を「会

社」に、「通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便

の区分ごとに、その」を「郵便事業」に改め、

「状況を」の下に「総務大臣に報告するととも

に、「を加え、同項を同条第五項とし、同条第三

項の次に次の一項を加える。

4 総務大臣は、前項の認可が次の各号

のいずれにも適合していると認めるときでな

ければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていな

いこと(会社の一の事業所においてその引

受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められて

いること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをす

るものでないこと。

第三章中第七十五条の二を第六十七條とす

る。

第七十五条の三第一項及び第二項第一号二中

「公社」を「会社」に改め、同条を第六十八條とす

る。

第七十五条の四中「公社」を「会社」に、「郵便

局」を「その営業所」に改め、同条を第六十九條

とする。

第七十五条の五を削る。

第七十五条の六の見出しを「郵便業務管理規程」に改め、同条第二項中「業務方法書」を「郵便業務管理規程」に、「日本郵政公社法第二十三

条第一項の規定による」を「第一項の」に改め、

同項第一号及び第二号中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同項第四号中「通常郵便物に」を「郵

便物(国際郵便に係るもの)を除く。以下この号

において同じ。)に、「通常郵便物が」を「郵便

物が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項中「公社は、業務方法書(日本郵政公社法

(平成十四年法律第九十七号)第二十三条第一項

に規定する業務方法書をいう。次項において同

じ。)に「郵便業務管理規程には」に改め、同

項を同条第二項とし、同条に第一項として次の

一項を加える。

会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」といいう。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

第七十五条の六を第七十条とし、同条の次に二条を加える。

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることが

(業務の委託)

第七十二条 会社は、郵便の業務の一部を委託

しようとするときは、他の法律に別段の定め

がある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号

のいずれにも適合していると認めるときは、

同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

第七十五条の七を削る。

第七十五条の八第一号中「第七十五条の二第一項(第三号を除く。)」を「第六十七条第三項」に、「第七十五条の三第一項」を「第六十八条第二項第一項」に、「前条第一項」を「第七十条第一項」に、「第七十五条の三第一項」を「第六十九条第三項」に、「第七十五条の二第二項中「第七十五条の二第二項第三号」を「第六十七号第二項第三号」に、「第七十一条第三項第一号から第四号まで」に改め、同条第二号中「第七十五条の五」を「第七十一条」に改め、同条を第七十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(法令により公務に従事する職員とみなす者)

第七十四条 郵便認証司、内容証明の業務に從事する者及び特別送達の業務に従事する者

は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他

の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十五条の九を第七十五条とする。

第七十六条第一項中「第五条」を「第四条」に改

め、同条第三項を削る。

第七十七条及び第八十条中「公社」を「会社」に改める。

第八十一条中「第十四条」を「第十二条」に改める。第八十五条の二及び第八十五条の三を削る。

第八十六条第一項中「除いて」を「除き」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「規定施行」を「規定の施行」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第一条とする。

第八十七条中「明治三十三年法律第五十四号郵便法」を「郵便法(明治三十三年法律第五十四号)」に改め、同条を附則第一条とする。

第八十八条を削る。

第八十九条中「基く」を「基づく」に、「によりこれを」を「によつて」に改め、同条を附則第三条とする。

第九十条から第九十二条までを削る。

第八十五条第一項中「第七十六条乃至第七十八条」を「第七十六条から第七十八条まで」に、「第八十三条及び前条」を「及び前二条」に改め、同条を第八十六条とし、同条の次に次の六条を加える。

第八十七条(不当に郵便の役務を提供する等の罪) 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第一第六十七条第一項の規定により届け出た料金若しくは同条第三項の規定により認可を受けた料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供した者

二 第七十一条第一項の規定に違反して郵便業務管理規程の認可を受けなかつた者

三 第七十二条の規定による命令に違反した者

四 第七十二条第一項の規定に違反して郵便の業務の一部を委託した者

五 第八十二条の規定による命令に違反した者

第六十四条第一項中「公社」を「会社」に改め、同条を第八十五条とし、第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十一条の二を第八十二条とする。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に第一章を加える。

第三章 郵便認証司

(職務)

第五十八条 郵便認証司は、次に掲げる事務

(以下この章において「認証事務」という)を

行うことを職務とする。

一 内容証明の取扱いに係る認証(総務省令

で定めるところにより、当該取扱いをする

郵便物の内容である文書の内容を証明する

ために必要な手続が適正に行われたことを

確認し、当該郵便物の内容である文書に當

該郵便物が差し出された年月日を記載する

ことをいう)をすること。

二 特別送達の取扱いに係る認証(総務省令

で定めるところにより、当該取扱いをする

郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条

までの掲げる方法により適正に送達された

こと及びその送達に関する事項が同法第百九条の書面に適正に記載されていることを

確認し、その旨を当該書面に記載し、これ

に署名し、又は記名押印することをいう)を

経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

まるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

四 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過

しない者

五 第六十六条の規定により懲戒免職の処分

を受け、当該処分の日から二年を経過しな

い者

(失職)

第六十六条 郵便認証司は、前条各号のいずれ

つ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十一年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、

行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

まるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

四 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過

しない者

五 第六十六条の規定により懲戒免職の処分

を受け、当該処分の日から二年を経過しな

い者

第六十六条 郵便認証司は、前条各号のいずれ

つ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十一年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、

行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

まるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

四 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過

しない者

五 第六十六条の規定により懲戒免職の処分

を受け、当該処分の日から二年を経過しな

い者

(失職)

第六十六条 郵便認証司は、前条各号のいずれ

つ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十一年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、

行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

まるまで又はその執行を受けることがなく

なるまでの者

四 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過

しない者

かに該当するに至つたときは、その職を失う。  
**(罷免)**  
 第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用者でなくなつた場合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合には、これを罷免することができる。

**(義務)**

第六十三条 郵便認証司は、郵便認証司の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

2 郵便認証司は、国家機関、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監督命令)

第六十四条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十五条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**(懲戒)**

第六十六条 総務大臣は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対する戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく給務省令又は第六十四条の規定による命令に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

(戸籍法の一部改正)

第十五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項を次のように改める。

市町村長は、届出人がその生存中に郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第十七年法律第二条第二項に規定する郵便局を「郵便局」に改め、同項第一号中「郵便局」を「会社の営業所若しくは郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第二号)第二条第二項に規定する郵便局を「郵便局」に改め、同項第一号中「郵便局」を「会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣に協議して指定するもの」に、「同法第三条」を「同条」に改め、同項第二号及び第三号中「公社」を「会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣に、「の承認を得て」を「に協議しして」に、「郵便局」を「もの」に改め、同項第四号

一 國立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)別表

三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

四 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)別表第二

五 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

六 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第七十条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「日本郵政公社有資産所在市町村納付金、日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十八条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「郵便事業株式会社(以下「会社」という。)」に改め、同項第一号中「郵便局」を「会社の営業所若しくは郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第二号)第二条第二項に規定する郵便局を「郵便局」に改め、同項第一号中「郵便局」を「会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの」に、「同法第三条」を「同条」に改め、同項第二号及び第三号中「公社」を「会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣に、「の承認を得て」を「に協議しして」に、「郵便局」を「もの」に改め、同項第四号

一項の自動車検査登録印紙をその定価と異なる金額で売り渡した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(当せん金付証票法の一部改正)

第十九条 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十八条第一項第一号中「第六条第八項」を「第六条第七項」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第二十条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四条)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第九条第一項第三号イ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)」を削り、「又は郵便貯金の種類」を「の種類」に改め、「又は郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三条)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この号において同じ。)」を削り、「又は郵便局の名称」を「の名称」に改める。

第十二条第一項第三号ホ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

第二十二条の九第一項中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を削り、第七号を削り、同条第二項中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を「又は職員」に改める。

第二十六条の四第四号中「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を削り、「又は役員若しくは職員」を「又は職員」に改める。

第七条の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。

(医療法の一部改正)

第二十二条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。

(自転車競技法の一部改正)

第二十二条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

同条第一号中「左の」を「次の」に改め、「又は郵便貯金」を削る。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第二十三条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「又は郵便貯金」を削る。

附則第十九項中「及び第二項」を削る。

附則第二十項中「第十八条の二第三項、第二十五条第二項」を「第十八条の二第二項」に、「第十八条の二第三項中「前二項」を「第十八条の二第二項中「前項」に改め、「又は日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」とび「第二十五条第二項中「第十八条の二第二項」とあるのは「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」とを削る。

第二十六条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第二十七条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第二十八条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第二十九条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十一条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十二条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十三条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十四条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十五条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十六条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十七条 第二項中「公社」を「会社」に改め、「公社」を「会社」に改める。

第三十六条中「農林水産大臣」を「及び農林水産大臣」に改め、「及び総務大臣(日本郵政公社に関するものに限る。)」を削る。

第二十四条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二十六条 第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十七条第一項第三号中「又は郵便貯金」を削る。

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、「又は日本郵政公社」を「又は郵便切手類」に改め、「郵便切手類」とは、郵便切手等、郵便に関する料金の支払用のカード及び日本郵政公社(以下「公社」という。)が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物をいい」を削る。

第二十九条 第二項を削る。

第二十三条第一項第二項を削る。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条 第二項を削る。

第二十七条 第二項を削る。

第二十八条 第二項を削る。

第二十九条 第二項を削る。

第三十条 第二項を削る。

第三十一条 第二項を削る。

第三十二条 第二項を削る。

第三十三条 第二項を削る。

第三十四条 第二項を削る。

第三十五条 第二項を削る。

第三十六条 第二項を削る。

第三十七条 第二項を削る。

第三十八条 第二項を削る。

第三十九条 第二項を削る。

第四十条 第二項を削る。

第四十一条 第二項を削る。

第四十二条 第二項を削る。

委託した独立行政法人福祉医療機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二十五条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二十六条 第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、「又は日本郵政公社」を「又は郵便切手類」に改め、「郵便切手類」とは、郵便切手等、郵便に関する料金の支払用のカード及び日本郵政公社(以下「公社」という。)が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物をいい」を削る。

第二十七条第一項第三号中「又は郵便貯金」を削る。

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、「又は日本郵政公社」を「又は郵便切手類」に改め、「郵便切手類」とは、郵便切手等、郵便に関する料金の支払用のカード及び日本郵政公社(以下「公社」という。)が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物をいい」を削る。

第二十九条 第二項を削る。

第二十五条 第二項を削る。

第二十六条 第二項を削る。

第二十七条 第二項を削る。

第二十八条 第二項を削る。

第二十九条 第二項を削る。

第三十条 第二項を削る。

第三十一条 第二項を削る。

第三十二条 第二項を削る。

第三十三条 第二項を削る。

第三十四条 第二項を削る。

第三十五条 第二項を削る。

第三十六条 第二項を削る。

第三十七条 第二項を削る。

第三十八条 第二項を削る。

第三十九条 第二項を削る。

第四十条 第二項を削る。

第四十一条 第二項を削る。

第五条に次の二項を加える。

3 販売者等は、会社の承認を受けたときは、前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第六条とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第七条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出しとして「罰則」を付し、同条中「又は第八条第一項」を削り、「公社の役員」を会社の取締役又は執行役に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第八条とする。  
(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十六条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第四項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるもの」を加える。

(労働組合法の一部改正)

第二十七条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四条)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「国有林野事業」を

「又は国有林野事業」に、「又は日本郵政公社の推薦」を「の推薦」に改め、「又は日本郵政公社の同号に規定する職員(以下この章において「日本郵政公社職員」という。)」を削る。

第十九条の四第二項第四号を削る。

第十九条の十第一項中「日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争」を削る。

第十九条の十三第一項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改め、同条第四項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に、「国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」を「又は国有林野事業職員」に改める。

第二十四条第二項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改める。

第十九条の三第二項中「公社」を「郵便局株式会社」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第二項中「日本郵政公社法第二十条第一項」を「第三条第一項及び郵便局株式会社法(平成十七年法律第二十二条第一項)」に、「同項の郵便局」を「郵便局株式会社の営業所」に改め、同条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条の見出しを「再委託契約」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「郵政窓口事務」を「再委託業務」に、「委託契約」を「再委託契約」に、「締結することができる」を「締結しなければならない」に改め、同条を第七条とする。  
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正)

第二十九条 郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改訂する。

題名を次のように改める。

第三条の前の見出しを削り、同条第一項中「公社の委託により郵政窓口事務」を「郵便局株式会社の再委託により委託業務」に改め、同項第五号中「郵政窓口事務」を「委託業務」に改め、同条第二項中「公社から委託された郵政窓口事務」を「郵便局株式会社から再委託された委託業務」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同

3 販売者等は、会社の承認を受けたときは、

前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第六条とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第七条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出しとして「罰則」を付し、同条中「又は第八条第一項」を削り、「公社の役員」を会社の取締役又は執行役に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第八条とする。  
(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十六条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第四項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるもの」を加える。

(労働組合法の一部改正)

第二十七条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四条)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「国有林野事業」を

郵便窓口業務の委託等に関する法律

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に関する必要な事項を定めることにより、これららの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

第八条を削る。

第十九条の三第二項中「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」を「及び国有林野事業職員」に改める。

第七条第一項中「公社」を「郵便局株式会社」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同条第二項中「日本郵政公社法第二十条第一項」を「第三条第一項及び郵便局株式会社法(平成十七年法律第二十二条第一項)」に、「同項の郵便局」を「郵便局株式会社の営業所」に改め、同条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条の見出しを「再委託契約」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「郵政窓口事務」を「再委託業務」に、「委託契約」を「再委託契約」に、「締結することができる」を「締結しなければならない」に改め、同条を第七条とする。  
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正)

第二十九条 郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改訂する。

題名を次のように改める。

第三条の前の見出しを削り、同条第一項中「公社の委託により郵政窓口事務」を「郵便局株式会社の再委託により委託業務」に改め、同項第五号中「郵政窓口事務」を「委託業務」に改め、同条第二項中「公社から委託された郵政窓口事務」を「郵便局株式会社から再委託された委託業務」に、「委託事務」を「再委託業務」に改め、同

3 郵便事業株式会社は、郵便窓口業務を自ら行い、又は郵便局株式会社以外の者に委託する場合には、あらかじめ、郵便局株式会社と

協議し、郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。

4 総務大臣は、郵便法第七十二条第一項の認可の申請が郵便窓口業務を郵便局株式会社以外の者に委託しようとするものであるときは、同条第二項の規定にかかるらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者であること。

四 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第四項、第六項及び第七項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第四項、第六項及び第七項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「郵便事業株式会社(以下「公社」という。)」に改める。

第二条中「公社」を「公社」に改める。

第三条第一項中「納付された」を「支払われた」に、「郵便局」を「公社の営業所(同項の品目の払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。)」に改める。

第五条第一項及び第三項中「公社」を「公社」に改める。

第六条中「郵便局又は郵便切手類販売所において」を「公社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から」に、「公社」を「公社」に改める。

第七条中「公社」を「公社」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十六条の前の見出し及び同条を削る。

第十七条に見出しとして「罰則」を付し、同条中「第五条」を「第七条」に、「公社の役員」を「第十三条を次のように改める。」

#### (他の法律の適用)

第十一條 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一  
部改正）

一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「郵便事業株式会社(以下「公社」という。)」に改める。

第二条中「公社」を「公社」に改める。

第三条第一項中「納付された」を「支払われた」に、「郵便局」を「公社の営業所(同項の品目の払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。)」に改める。

第五条第一項及び第三項中「公社」を「公社」に改める。

第六条中「郵便局又は郵便切手類販売所において」を「公社(寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。)から」に、「公社」を「公社」に改める。

第七条中「公社」を「公社」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十六条の前の見出し及び同条を削る。

第十七条に見出しとして「罰則」を付し、同条中「第五条」を「第七条」に、「公社の役員」を「第十三条を次のように改める。」

#### (罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百萬円以下の過料に処する。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第三十二条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第三十二条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第三十二条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

（郵便物運送委託法の一部改正）

# 官 報 (号 外)

第七条を削る。

第八条第二項中「公社」を「会社」に改め、第二章第二節中同条を第五条とする。

第九条第四項中「代る」を「代わる」に、「除く」の外を「除き」に改め、同条を第六条とする。

第十条中「郵便局」を「会社の事業所」に改め、同条を第七条とする。

第十一条中「公社」を「会社」に改め、同条を第八条とする。

第十二条第一項中「第八条第一項第五号」を「第五条第一項第五号」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十四条第一項中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十二条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「第九条第三項」を「第六条第三項」に、「第十二

条第二項」を「第九条第二項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第一項及び第三項中「公社」を「会社」に改め、同条第十六条を第十三条とする。

第十七条中「公社」を「会社」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「すみやかにもよりの郵便局」を「速やかに最寄りの会社の事業所」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「もよりの郵便局」を「最寄りの会社の事業所」に改め、同条第三項中「公社」を「会社」に改め、同条第十五项とする。

第十九条中「陸揚」を「陸揚げ」に、「取卸」を「取卸し」に、「先だつて」を「先立つて」に、「積

替」を「積替え」に、「である」を「とする」に改め、同条を第十六条とする。

第二十条の二を削り、第四章中第二十条の三十七条とする。

第二十一条中「第九条第一項」を「第六条第一項」に、「第十二条第一項」を「第九条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第十五条中同条を第十九条とする。

第二十二条中「第九条第二項」を「第六条第二項」に、「第十条」を「第七条」に、「第十二条」を「第八条」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第十九条を第二十条とする。

第二十三条の見出しを「優先取扱をしない等の罪」に改め、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第二十条」を「第十七条」に改め、同条第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「公社の役員」を「会社の取締役又は執行役」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第六条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十六条第一項中「一般会計において前二条」を「一般会計において前条」に改め、「及び公社」を削り、「翌年度において前二条」を「翌年度において同条」に改め、同条を第二条とする。

第二十七条の見出しを「繰入れの方法」に改め、同条中「又は第二条」及び「及び納付」を削り、同条を第三条とする。

第二十八条第一項中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「日本郵政公社」を「日本郵政公社」に改める。

第二十九条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十三条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「日本郵政公社」を「日本郵政公社」に改める。

第一百八十六条第一号中「郵便事業株式会社」に改める。

第一百八十九条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十三条の二中「郵便局」を「郵便事業株式会社」に改める。

第一百八十三条の二中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十六条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

第一百八十九条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十六条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

第八十九条第一項中「特定地方独立行政法人」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、同項ただし書中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「若しくは特定地方独立行政法人」に改める。

百四十二条第五項中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

百四十五条第一項中「地方公共団体若しくは日本郵政公社」を「若しくは地方公共団体」に改める。

百四十六条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

百四十九条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十三条の二中「郵便事業株式会社」に改める。

第一百八十六条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

第一百八十七条第一項中「又は日本郵政公社」を削る。

第一百八十六条第一号中「地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改める。

人の役員又は職員及び公庫の役職員〔に改め、

同項第四号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改める。

第二百五十五条の四第一項中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員〔を「又は特定地方独立行政法人に改め、人の役員又は職員及び公庫の役職員〔に改め、同項第三号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第三十七条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一条)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「通関手続をする郵便局は」を

「郵便事業株式会社は、通関手續が行われる事業所において」に改め、同条第五項中「郵便局員」を「郵便事業株式会社の職員」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「郵便局」を削る。

(小型自動車競走法の一部改正)

第三十九条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二十二中「左の」を「次の」に改め、「又

は郵便貯金」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第四十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に、「第十八条第一項」を「第

十四条第一項」に改め、「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在都道府県納付金以下「都道府県納付金」という。」、「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在市町村納付金以下「市町村納付金」という。」及び「及び市町村納付金」を削り、同条第二項中「及び都道府県納付金」を削り、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、「及び市町村納付金」を削り、同条

第三項の表道府県の項第十六号を次のように改める。

付金 第十九条の二十二中「左の」を「次の」に改め、「又

は第十四条第三項の表市町村の項第二十号を次のように改める。

二十 市町村交付金 第十九条の二十二中「左の」を「次の」に改め、「又

は第十四条第三項の表市町村の項第二十号を次のように改める。

（地方税法の一部改正）

第四十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の九第三項第三号中「第六十三条」を「第四十八条第一項」に改める。

第十二条第一項第十四号イ中「所得税法第九条の二第二項の規定の適用を受ける利子、同法第十条第一項」を「所得税法第十条第一項」に改める。

第十三条第一項第十四号イ中「所得税法第十二条第一項第一号中「独立行政法人〔を「非課税独立行政法人(独立行政法人のうち)に、「に限る。以下「非課税独立行政法人」という」を「をいう。以下同じ」に、「地方独立行政法人」を「非課税地方独立行政法人」に、「除く。」で「を「除く。」のうち」に、「に限る。以下「非課税地方独立行政法人」という」を「をいう。以下同じ」に、「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め

る。以下同じ」に、「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改め

社」を削る。

第七十三条の四第一項第一号及び第二百九十九条第一項第一号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

六条第一項第一号中「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に改める。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

官 報 (号 外)

五の六 削除	ず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
第五百八十六条第二項第五号の六を次のように改める。	第七百一条の三十四第三項第二十五号の二の次に次の一号を加える。
式会社法(平成十七年法律第 号)第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第 号)第四条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの	二十五の三 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第 号)第三条第一項各号に掲げる施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便事業株式会社法(平成十七年法律第 号)第四条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの
本郵政公社」を「及び公立大学法人及び日本郵政公社」を「及び公立大学法人に改める。	第十七条第一項中「第三十七項又は第三十八項」を「又は第三十七項から第三十九項まで」に改める。
附則第十五条に次の二項を加える。	第十七条第一項中「第三十七項又は第三十八項」を「又は第三十七項から第三十九項まで」に改める。
60 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法(平成十七年法律第 号)第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画	二 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)第十七条第二項第二号 三 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第一百二十四号)第三十四条第二号 四 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百三十三号)第三十二条第二号 五 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十号)第三十二条第二号 六 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第三十八条第二号
税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十七条第二号の一部を次のように改正する。	第四十二条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。	第四十二条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十九条第一項第二号	九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十九条第一項第二号
八 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十条第二号	八 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十条第二号
九 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。	九 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。
七 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七十四条第二号	七 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七十四条第二号
八 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十条第二号	八 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十条第二号
九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十九条第一項第二号	九 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十九条第一項第二号
十 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第七十九条第一項第二号	十 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第七十九条第一項第二号
十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第九十七条第一项第二号	十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第九十七条第一项第二号
十二 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十五条第二項第二号	十二 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十五条第二項第二号
十三 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第四十二条第一号	十三 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第四十二条第一号
十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第一百号)第二十条第二項第二号	十四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第一百号)第二十条第二項第二号
十五 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第十四条第一項第二号	十五 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第十四条第一項第二号
十六 第二十六条第二項中「当該特定独立行政法人が支給する旅費、日本郵政公社が出頭を命じた場合にあつては日本郵政公社が支給する旅費」に改める。	十六 第二十六条第二項中「当該特定独立行政法人が支給する旅費、日本郵政公社が出頭を命じた場合にあつては日本郵政公社が支給する旅費」に改める。
十七 第四十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。	十七 第四十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
十八 附則第十六条に次の見出し及び三項を加える。 (家畜伝染病予防法の一部改正) (旧郵政被災職員に係る補償の実施等)	十八 附則第十六条に次の見出し及び三項を加える。 (家畜伝染病予防法の一部改正) (旧郵政被災職員に係る補償の実施等)
十九 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす	十九 当分の間、旧郵政被災職員に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第三条第一項	人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)	日本郵政株式会社
第四条第三項第五号	特定独立行政法人に在職している期間にあつては、当該特定独立行政法人	独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人
第五条第一項	特定独立行政法人に	独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)に在職していった期間にあつては、当該特定独立行政法人、職員が郵政民営化法平成十七年法律第二百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第六条第一項	日本郵政株式会社。以下この条及び次条において	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第七条第一項	人事院又は実施機関	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第二十六条第一項	当該特定独立行政法人。以下	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第二十六条第二項	日本郵政株式会社。以下この条及び次条において	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第二十七条第一項及び	旅費(実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合にあつては、当該特定独立行政法人が支給する旅費)	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第二项	人事院又は実施機関	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第三十二条の二	国	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社
第三十三条	予算その他の支出に関する計画	百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)に在職していた期間にあつては旧公社

23 当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。	ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
四 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの	五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人	六 前二項において「旧郵政被災職員」とは、次に掲げる者をいう。
ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人	一 公務上の災害又は通勤による災害を受けた際の職員であつて、これらの災害を受けた際に掲げる者をいう。
ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人	二 旧公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員
二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により人事院が定めたものに限る。)について人事院規則で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人	三 第四十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のようにより改正する。
五 郵政民営化法第二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して人事院が定めるもの	四 第三条第十三号の二を次のように改める。
イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人	五 第三百条の二第一項中「普通為替証書等(郵便為替証書)」を「小切手等(銀行が振り出した小切手)に改め、同条第二項中「普通為替証書等」を「小切手等」に改める。

## (裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第四十七条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第九号中「第六号」を「第五号」に、「第五号」を「第四号」に、「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、「及び第八項」を削り、「から第八項」を「から第六項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

「第五条」を「第四条」に、「基き」を「基づき」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十九条とする。

(地方公営企業法の一部改正)

第五十条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「第六十一条第八項」を

## (第六十一条第七項)に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第五十一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「郵便振替」とし、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第五十二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便振替」とし、」を削る。

(港湾整備促進法の一部改正)

第五十三条 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「又は日本郵政公社」を削り、「をい

う。」又は郵便貯金資金(日本郵政公社法平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。(若しくは簡易生命保険資金(同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。)を、それぞれの「を」を「いう。」)を、その「に」改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第二項第一項から第三項までの規定中

「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、

第五十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「及び日本郵政公社の役員」を削る。

第七条の二第一項中「及び日本郵政公社」を削

る。

第十条第四項及び第五項中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第五十五条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「第四十一条第二項及び第三項」を「第四十二条第二項」に、「並びに第九十六条」を「及び第九十六条」に改め、同条の表第二百二十六条の五第二項の項及び附則第二十五条の表以外の部分中「第四十一条第二項及び第三項」を「第四十二条第二項」に、「並びに第九十六条」を「及び第九十六条」に改め、同項を同条第二項とする。

(関税法の一部改正)

第五十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条並びに第七十六条第三項及び第四項中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第七十七条第一項から第三項までの規定中

「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、

同条第四項中「である郵便局」を削る。

第七十八条中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第五十条 第二項第一項から第三項までの規定中

「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、

同条第四項中「である郵便局」を削る。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「及び日本郵政公社の役員」を削る。

第七条の二第一項中「及び日本郵政公社」を削

する。

第八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「日本郵政公社は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、」に、「払いもどし証書」を「払戻証書」に、「全部払いもどしの取扱」を「全部払戻しの取扱い」に、「及び払いもどしの取扱」を「及び払戻しの取扱い」に改め、同項の取扱」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に、「払いもどし証書」を「払戻証書」に、「払いもどしの取扱」を「払戻しの取扱い」に改め、同項を同条第二項とする。

(自衛隊法の一部改正)

第五十八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

(第六十条第二項中「独立行政法人通則法」を

「若しくは独立行政法人通則法」に改め、「若し

くは日本郵政公社(次項及び第六十三条におい

て「公社」という。)の職」を削り、同条第三項中

「特定独立行政法人の職若しくは公社の職」を

「若しくは特定独立行政法人の職」に改める。

(第六十三条中「公社」を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等

に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一

部を次のように改正する。

(軍事郵便貯金等特別処理法の一部改正)

第五十七条 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第二百八号)の一部を次のように改正

する。

第七十条第一項及び第二項中「日本郵政公社」を

「郵便事業株式会社」に改め、同条第三項中「日

本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改め、「である郵便局」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本郵政公社」を「日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社に、「公社等」を「会社等」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第六十一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改定する。

国有資産等所在市町村交付金法

第一条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を

同条第三項とし、同条第五項中「固定資産税」を第一号及び第三号」を「前項第一号及び第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を

同条第五項とし、同条第七項を削る。

第二条の見出し中「又は納付金額」を削り、同条第一項中「又は市町村納付金として納付すべき金額(以下「納付金額」という。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第二条の見出し中「又は納付金額」を削り、同条第一項中「又は市町村納付金として納付すべき金額(以下「納付金額」という。)」、「又は納付金算定標準額」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第四項を削る。

第四条の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、

第五条の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、「交付す

べき」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付する」を削り、同条第四項を削る。

第五条の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体」に改め、「若しくは日本郵政公社」を削り、「交付す

べき」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、「交付する」に改め、「及び第十三条第四項」を削り、「市町村交付金又は市町村納付金」を「市町

内」を「内」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、「交付すべき」に、「一の市」を「一の市町村」に、「町村

内」を「内」に改め、「日本郵政公社が所有する償却資産にあつては、当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税

は、当該合計額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産(地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下この条において同じ。)で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準と

十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

算額とする。)」及び「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額をい

う。以下この条において同じ。)の合計額との合

付されるべき市町村納付金」、「日本郵政公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税

の基準税率をもつて算定した税収入見込額をい

う。以下この項において同じ。)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分と

して納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課された償却資産について地方税法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課すること

ができる固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。」及び「又は納付金算定標準額」を削り、同条第四項中「第十条若しくは第

十二条第二項」を「第八条若しくは第九条第二項」に、「第十二条第一項、第二項若しくは第四項」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」に改め、「第十八条第二項において同じ。」を削る。

第十五条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の納付金納額告知書」、「それぞれ」及び「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額」を削り、

第十二条第一項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項を第九条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の納付金納額告知書」、「それぞれ」及び「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額」を削り、

第十六条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の納付金納額告知書」、「それぞれ」及び「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額」を削り、

第十七条の見出し中「又は納付金額」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体の長又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体の長」に改め、「又は納付金額」を削り、「それぞれ第十五条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金額告知書」を「第十三条第一項の交付金

交付請求書」に改め、「又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「又は納付金額」を削り、「交付す

べき」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「以下この項において「前年度の基準財政収入額」という。」、「又は市町村納付金」、「又は納付金額」を削り、「交付す

報 告 (号外)

「若しくは錯誤」を「又は錯誤」に、「又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について総務大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、第十五条第一項」を「は、第十一條第一項」に改め、「又は同条第二項の納付金額告知書に記載された納付金額」を削り、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三條第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十條、第十一條、第十五條第一項及び第三項、第十六條第一項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三條第一項、第十五條第二項及び第三項、第十六條第二項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について」を「から第九條まで、第十一條から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十九條第一項中「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「又は納付すべき市町村納付金」を削り、「交付し、又は納付する」を「交付する」に、「第

九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十條を「第八條」に、「第十一條」を「第九條」に、「第十二条」を「第十條」に、「第十條の規定による固定資産の価格等の配分の通項の納付金額告知書に記載された納付金額」を削り、同条を第十三條とする。

第十八条の見出し中「又は納付金額」を削り、「第九條」に、「第十二条」を「第十條」に、「第十條の規定による固定資産の価格等の配分の通項の納付金額」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三條第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十條、第十一條、第十五條第一項及び第三項、第十六條第一項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三條第一項、第十五條第二項及び第三項、第十六條第二項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について」を「から第九條まで、第十一條から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十九條第一項中「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「又は納付すべき市町村納付金」を削り、「交付し、又は納付する」を「交付する」に、「第

九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十條を「第八條」に、「第十一條」を「第九條」に、「第十二条」を「第十條」に、「第十條の規定による固定資産の価格等の配分の通項の納付金額」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三條第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十條、第十一條、第十五條第一項及び第三項、第十六條第一項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三條第一項、第十五條第二項及び第三項、第十六條第二項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について」を「から第九條まで、第十一條から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十九條第一項中「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「又は納付すべき市町村納付金」を削り、「交付し、又は納付する」を「交付する」に、「第

九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十條を「第八條」に、「第十一條」を「第九條」に、「第十二条」を「第十條」に、「第十條の規定による固定資産の価格等の配分の通項の納付金額」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三條第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十條、第十一條、第十五條第一項及び第三項、第十六條第一項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第一項の都道府県交付金の交付について、第三條第一項、第十五條第二項及び第三項、第十六條第二項、前項並びに第二十二条第一項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について」を「から第九條まで、第十一條から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十四条とする。

第十九條第一項中「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」を「又は地方公共団体」に改め、「又は納付すべき市町村納付金」を削り、「交付し、又は納付する」を「交付する」に、「第

条に次の一項を加える。

2 日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税

については、登録免許税別表第一第十九号

(一)中「重要財産委員若しくは」とあるのは、

「重要財産委員、郵政民営化法(平成十七年法

律第 号)第四十六条第一項(登記)の委

員若しくは」とする。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第六十三条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法

律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「国有資産等所在市町村交付金

及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第

八十二号)第二十六条を「国有資産等所在市町

村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二

十条」に改める。

附則第八項中「国有資産等所在市町村交付金

及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市

町村交付金法」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一項改正)

第六十四条 準備預金制度に関する法律(昭和三

十二年法律第二百三十五号)の一部を次のように

改正する。

第一条第一項中「第八号」を「第七号」に改め、

第七号を削り、第八号を第七号とする。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第六十五条 国会議員互助年金法(昭和三十三年

法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「同法第八十二条ノ三の規定は互

助年金及び互助一時金について、」を「それぞれ」に改める。

(國家公務員共済組合法の一項改正)

第六十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三

年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は公社」を削る。

第一条第一項中「特定独立行政法人」を「及

び特定独立行政法人」に改め、「及び日本郵政公

社(以下「公社」という。)」を削る。

第三条第一項中「及び公社」を削る。

第五条第一項中「又は公社の総裁」を削る。

第八条第一項中「又は公社の総裁」及び「又は

公社の所属の職員」を削り、同条第一項中「及び

公社の総裁」を削る。

第十二条第一項中「特定独立行政法人の長

又は公社の総裁」を「又は特定独立行政法人の

長」に、「特定独立行政法人又は公社」を「に使

用される者又は特定独立行政法人に改める。

第三十一条第一号中「公社の役職員(非常勤

の者を除く。)」を削る。

第三十七条第一項中「又は公社」を削る。

第四十一条の見出しを「(給付の決定)」に改

め、同条第三項を削る。

第九十九条第二項中「又は公社」を削り、同条

第三項中「独立行政法人造幣局」を「又は独立

行政法人造幣局」に改め、「又は公社」を削り、

同条第五項から第七項までの規定中「又は公社」

を削る。

口 郵便貯金銀行との合併後存続する法人

又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を

譲り受けた法人

口 郵便貯金銀行との合併後存続する法人

又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を

承継した法人

口 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げ

る法人(この号の規定により財務大臣が

定めたものに限る。)について政令で定め

る組織の再編成があつた場合における当

政令で定める。

第一百二十五条、第一百二十六条の五第二項及び附則第十二条第六項中「又は公社」を削る。

附則第十四条の三第五項中「公社」を削る。

附則第二十条の二を次のように改める。

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則

で定めるもの(以下「郵政会社等役職員」とい

う。)をもつて組織する共済組合を設ける。

2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

又は公社の総裁」を「又は特定独立行政法人の

長」に、「特定独立行政法人又は公社」を「に使

用される者又は特定独立行政法人に改める。

第三十二条第一号中「公社の役職員(非常勤

の者を除く。)」を削る。

又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を

承継した法人

二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げ

る法人(この号の規定により財務大臣が

定めたものに限る。)について政令で定め

る組織の再編成があつた場合における当

政令で定める。

五 郵政民営化法第一百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人

ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を

承継した法人

二 郵便保険会社又はイからハまでに掲げ

る法人(この号の規定により財務大臣が

定めたものに限る。)について政令で定め

る組織の再編成があつた場合における当

政令で定める。

3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合

には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共

済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務と

それぞれみなして、この法律(第六十八条の

二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とするほか、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

官 報 (号 外)

第五条第一項		第八条第一項		各省各庁の長をいう。)	
第九十九条第三項	第三十七条第一項	特定独立行政法人	特定独立行政法人的職員	各省各庁の長	各省各庁の長をいう。)又は郵政会社等を代表する者(同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。)
第九十九条第二項	国	若しくは独立行政法人国立病院機構	特定独立行政法人的職員	各省各庁の長	各省各庁の長をいう。)又は郵政会社等を代表する者(同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。)
第九十九条第一項	第三十七条第一項	特定独立行政法人	特定独立行政法人的職員	各省各庁の長	各省各庁の長をいう。)又は郵政会社等を代表する者(同項に規定する郵政会社等を代表する者をいう。)
第九十九条第一号	第三十二条第一項	を除く。)、地方公共団体	協議しなければ	場合には	各省各庁の長
第九十九条第一号	第三十二条第一号	を除く。)、地方公共団体	協議しなければならず、組合の代表者が各省各	場合には、組合の代表者が各省各	各省各庁の長又は郵政会社等を代
第九十九条第一号	第三十二条第一号	を除く。)、地方公共団体	協議しなければならず、組合の代 表者が郵政会社等を代表する者で あるときは、あらかじめ財務大臣 の認可を受けなければ	場合には、組合の代表者が各省各 庁の長であるときは	各省各庁の長又は郵政会社等を代 表する者
第九十九条第一号	第三十二条第一号	を除く。)、郵政会社等の役職員 (非常勤の者を除く。)、地方公共 団体	を除く。)、郵政会社等の役職員 (非常勤の者を除く。)、地方公共 団体	を除く。)、郵政会社等の役職員 (非常勤の者を除く。)、地方公共 団体	各省各庁の長
第九十九条第一号	第三十二条第一号	を除く。)、郵便貯金・簡易 生命保険管理機構	を除く。)、郵便貯金・簡易 生命保険管理機構	を除く。)、郵便貯金・簡易 生命保険管理機構	各省各庁の長

項	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等	第二号まで及び第四号	負担金及び国
第一百二十六条の五第二 一	特定独立行政法人 国	特定独立行政法人 国又は郵政会社等	特定独立行政法人、郵政会社等 等の負担金として 負担金と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号
第一百二十五条	負担金及び国	掛金 国又は郵政会社等	掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に係るものに限る。) 、特定独立行政法人又は郵政会社等(附則第二十条の八第一項に規定する適用法人を含む。第一百二十六条の五第二項及び附則第十四条の三第五項において同じ。)	掛金 国
第一百二十二条	又は特定独立行政法人			

## 官報(号外)

第一百三十条	役員	役員又は郵政会社等を代表する者
附則第十二条第六項	第二十五条	第二十五条又は附則第二十条の四
附則第十四条の三第五項	国	国又は郵政会社等
附則第十二条第六項	国立大学法人等	国立大学法人等若しくは郵政会社等
附則第二十条の三の次に次の十条を加える。		
(日本郵政共済組合の登記)		
第二十条の四 日本郵政共済組合(前条第四項の規定により組合とみなされた同条第一項に規定する郵政会社等役職員をもつて組織する共済組合をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。		
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。		
(運営審議会の委員の数の特例等)		
第二十条の五 日本郵政共済組合の運営審議会の委員の数は、第九条第二項の規定にかかわらず、定款で定める数とする。		
2 第十三条の規定は、日本郵政共済組合に使用され、その事務に従事するものについては、適用しない。		
(事務に要する費用の補助)		
第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかるらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。		
附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。		
2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。		
3 第一項の規定による督促は、民法第二百五十三条の規定にかかるらず、時効中断の効力を有する。		
4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛け金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞		
(事務に要する費用の補助)		
第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第二項第五号の規定にかかるらず、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することができる。		
附則第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人(以下「適用法人」という。)		
の役職員(非常勤の者を除く。)は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。		
適用法人は、第六章(附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定については、郵政会社等とみなす。		
(組合員の範囲の特例等)		
第二十条の七 郵政会社等(附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。)とそれぞれ業務、資本、人材構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律(第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。)の規定を適用する。		
2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。		
3 第一項の規定による督促は、民法第二百五十三条の規定による承認をしようとする場合は、その端数は、切り捨てる。		
(滞納処分)		
第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、その処分を請求することができる。		
2 日本郵政共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。		

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、日本郵政共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第六十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「又は日本郵政公社」と加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国等」の下に「又は郵政会社等」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第六十八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百十三条の二第一項中「郵便局その他の」を削る。

(特許法の一部改正)

第六十九条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「基く」を「基づく」に、「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に」とする。

この条において「信書便法」という。(第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律により)、「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第一百三十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第二項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)に、「その郵便物の通信日付印により表示された日時が」を「その郵便物又は信書便法付印により表示された日時のうち」を「その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された

第二十九条第一項中「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第七十条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「郵便局その他の」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第七十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一百二十八条第五項中「日本郵政公社」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第七十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「第六十三条」を「第四十八条第一項」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第七十二条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項中「郵便物運搬用自動車、」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第七十三条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第七十三条)災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が」を「その郵便物又は信書便法付印により表示された日時のうち」を「その郵便

第二十九条第一項中「日本郵政公社」を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「郵便局その他の」を削る。

(激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第七十五条 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「国又は日本郵政公社が、それぞれの」を「国が、その」に改め、「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下この条において「政府資金」という。)」を削り、同条第四項中「政府資金」を「財政融資資金」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 第七十一条の三第一項及び第一百四十二条第三項の項中「第六十一条第八項」を「第六十二条第七項」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一  
部改正)

第七十七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

## 第十五条 削除

第三十七条中「郵便局その他の」を削る。

## (所得税法の一部改正)

第七十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九条の二(障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税)」を削る。

第九条の二を削る。

## 第十条第一項中「障害者等であるもの」を

「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十二号)第十五条规定(身体障害者手帳の交付)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第三十七条の二第一項(遺族の範囲)に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者 同法第四十九条第一項(寡婦年金の支給要件)に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらの方に準ずる者として政令で定めるもの(以下この条において「障害者等」という。)」に改め、「受入れ」の下に「若しくは信託の引受け」を加え、「第九条第一項第一号若しくは」を前条第一項第一号又はに改め、「又は郵便貯金」を削る。

第七十六条第三項第二号中「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整

## 備等に関する法律(平成十七年法律第 号)

## 第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の簡易生命保険法に改める。

別表第一第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十九条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

## 附則第八条第一項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十二号)」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第 号)第四十五条の規定」に改め、同条第三項中「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社」を「当該特定独立行政法人」に改め、「又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」に改め、同条に次の一項を加える。

第八条第五号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

三項中「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社」を「当該特定独立行政法人」に改め、同条に次の

一項を加える。

4 改正後の法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員に関する前項の規定の適用については、同項中「国(職員が独立行政法人人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該特定独立行政法人」とあるのは、「国」とする。

第三条 郵政民営化法(平成十七年法律第百六十六号)第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。)」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百三号)第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払

## 号)の一部を次のように改正する。

## 第二条第一項中「日本郵政公社」を削る。

第四条第二項中「日本郵政公社又は公庫等については当該法人」を「公庫等については当該公庫等」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「地方独立行政法人法」を「又は地方独立行政法人法」に改め、「又は日本郵政公社」を削る。

第八条第五号中「特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定地方独立行政法人又は日本郵政公社」に改める。

(旧簡易生命保険契約に関する特例)

第三条 郵政民営化法(平成十七年法律第百六十六号)第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に基づき払込みが行われた保険料の金額に係る第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「生命保険会社等」とあるのは、「生命保険会社等(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く。)」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百三号)第十六条第一項に規定する再保険の契約を締結したときは、前項の金額を当該再保険の契約を締結した生命保険会社を相手方とする勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険に関する契約に基づき払

年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「若しくは証券会社」を削り、「又は証券会社」に改め、「又は日本郵政公社」を削り、同項第二号中「日本郵政公社」を「独立行

政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に、「簡易生命保険法」を「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百三号)第二条の規定による廃止前

の簡易生命保険法」に改め、「簡易生命保険契約の下に「(附則第三条において「旧簡易生命保険契約」という。)」を加える。

附則に次の二条を加える。

第一条 第二項第一号中「若しくは証券会社」を削る。

第二条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第三条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第四条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第五条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第六条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第七条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第八条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第九条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十一条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十二条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十三条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十四条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十五条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十六条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十七条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十八条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第十九条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第二十条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第二十一条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

第二十二条 第二項第一号中「日本郵政公社」を削る。

込みが行われた保険料の金額と、当該再保險の契約を締結した生命保険会社を同項の金額に係る労働者財産形成貯蓄契約等を締結した生命保険会社とみなして第十一条及び第十二条第一項の規定を適用する。
3 前二項に定めるもののほか、労働者財産形 成貯蓄契約等に該当する旧簡易生命保険契約に關し必要な事項は、政令で定める。
(労働保険特別会計法の一部改正)
第八十五条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
第六条及び第七条第二項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。
(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
第八十六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条第六項を削る。
第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。
第二十九条第二項を削り、同条第三項中「郵便振替とし、又は」を削り、同項を同条第二項とする。
附則第七条第一項中「及び第二項」を削る。
(郵便切手類模造等取締法の一部改正)
第八十七条 郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)の一部を次のように改める。
第一条第一項中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)
第八十八条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第十八条第七項第二号中「郵便貯金又は」を削る。
(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)
第八十九条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「国又は日本郵政公社が、それの」を「国が、その」に改め、「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」を削る。
(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)
第九十条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。
第六条第一号中「前条の規定により郵

第七条第二項中「国又は日本郵政公社が、それの」を「国が、その」に改め、「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」を削る。
(登記特別会計法の一部改正)
第九十七条 登記特別会計法(昭和六十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六条第二項を削る。
(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)
第九十三条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項を削る。
(特許特別会計法の一部改正)
第九十四条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
第三条中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十五条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
附則第三十二条第一項中「第十三項及び第十四項」を「及び第十三項」に改め、同条第十四

項を削る。
(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第九十六条 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第六条第二項を削る。
(登記特別会計法の一部改正)
第九十七条 登記特別会計法(昭和六十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。
附則第三十二条第一項中「第九十九条第三項」の下に「(共済法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「共済法第九十九条第三項」に改める。
(消費税法の一部改正)
第九十九条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四号イを次のように改める。
イ 郵便事業株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第一条(定義)に規定する郵便手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この号及び別表第一において「郵便手類」という。)の譲渡及び郵便窓口

業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項(施設の設置)に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条(郵便切手類販売所等の設置)に規定する郵便切手類販売所(同法第四条第三項(郵便切手類の販売等))の規定による承認に係る場所(以下この号において「承認販売所」という。)を含む。)における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十二条)第三条第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所(承認販売所を含む。)若しくは同法第四条第一項(自動車検査登録印紙の売渡し場所)に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙(別表第一において「印紙」と総称する。)の譲渡別表第一第五号二を削り、同号ホを同号二一とする。

別表第三第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「貨物利用運送事業法」を「又は貨物利用運送事業法」に改め、「又は郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八

十四号)の定めるところにより日本郵政公社から委託を受けて郵便物の同法第一条(趣旨)に規定する運送等を行う事業」を削る。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第百一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「から第八項まで」を「及び第七項」に改める。

第六十一条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十三項とし、第十六項から第十八項までを二項ずつ繰り上げ、第十九項及び第二十項を削り、第二十一項を第十七項とし、第二十二項から第二十六項までを四項ずつ繰り上げ、第二十七項及び第二十八項を削り、第二十九項を第二十三項とし、第三十項を第二十四項とする。

別表第三第一号の表日本郵政公社の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第百条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一

第百二条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正

第百三条 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第二百六十二条)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第一百三条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「日本郵政公社の職員」を削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第三項中「第四十一条第一項及び第二項」を「第四十一条」に、「並びに第百六条」を「及び第百十六条」に改め、「又は公社の総裁」を削る。

附則第四十九条第三項中「第四十一条第一項及び第二項」を「第四十一条」に、「並びに第百四十四条の二」を「及び第百十四条の二」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第一百五十五条 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「公務員」を「者」に改める。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正)

第一百四条第三項第二号中「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所(郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。)」に、「又は郵便局第一項後段において同じ。」に、「又は郵便局等」を削り、同項第二号中「若しくは郵便局等」を削り、同条第二項中「又は日本郵政公社」及び「又は郵便局等」を削る。

第四条第一項中「又は日本郵政公社」及び「又は郵便局等」を削り、同項第二号中「若しくは郵便局等」を削り、同条第二項中「又は日本郵政公社」を削る。

(号外)

<p><b>第七条第一号中「若しくは郵便局等」を削る。</b></p> <p><b>(介護保険法の一部改正)</b></p> <p><b>第一百八条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第一百七条第一号中「又は郵便貯金」を削る。</p> <p>(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一百九条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条中「及び第一百一十六条第二項」を「第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により国共済法附則第二十条の七第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)」に改める。</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改める。</p> <p>第五条第一号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。</p> <p><b>(独立行政法人通則法の一部改正)</b></p> <p><b>第一百十一条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第四十七条第二号中「又は郵便貯金」を削る。</p> <p>第五十四条第四項中「人事院規則で定める國の機関又は日本郵政公社」を「又は人事院規則で定める國の機関」に改める。</p>	<p>で定める國の機関」に改める。</p> <p><b>(国家公務員倫理法の一部改正)</b></p> <p><b>第一百十二条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第一条第二項第六号、第二項第五号、第四項第四号及び第八項を削る。</p> <p>第五条第六項及び第七項を削り、同条第八項中並びに第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。</p> <p>第六条第一項中「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の總裁」を「及び特定独立行政法人の長」に改める。</p> <p>第十一條中「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第二号中「並びに同条第四項及び第六項」を「及び同条第四項」に改める。</p> <p>第三十九条第一項中「及び日本郵政公社」を削る。</p> <p>第四十一条の見出し及び同条第一項中「並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」を「及び日本郵政公社」と改め、同条第二項中「及び同条第四項」に改める。</p> <p>第十二条第一項中「特定独立行政法人及び日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第十三条第三項中「とし、交流派遣元機関の長が日本郵政公社の總裁である場合には、日本郵政公社とする。」を削る。</p> <p>第十四条第四項中「又は公社」及び「公社」を削る。</p> <p>社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(一部改正)</p> <p>第一百五十五条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十四条第一項中「第五条第八項」を「第五条第六項」に改める。</p> <p>第四十二条第一項及び第四十三条中「特定独立行政法人及び日本郵政公社」を「及び特定独立行政法人」に改める。</p> <p>第五条第一号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。</p> <p><b>(同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)」に改める。</b></p> <p><b>第一百六条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第二条第六項中「及び日本郵政公社の總裁」を削る。</p> <p>第二条第一項第一号中「(郵便貯金に係るもの)」を除く。」を削る。</p> <p><b>(社債等の振替に関する法律の一部改正)</b></p> <p><b>第一百十七条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第四十四条第一項中第十三号を削り、第十四号を「第四十四条第一項第十四号」に改める。</p> <p>第四十四条第一項中第十五号を「第四十四条第一項第十五号」に改める。</p> <p>第六十二条第一項及び第一百三十五条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。</p> <p>第六十二条第一項及び第一百三十五条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。</p> <p>第一百八十八条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百八十八条 确定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第一項第一号中「又は日本郵政公社」を削り、同項第四号中「若しくは日本郵政公社」及び「若しくは簡易生命保険」を削る。</p> <p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(一部改正)</p> <p>第一百九十九条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。</p>
--	--

第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便局」の下に「(郵便局株式会社法(平成十七年法律第一号)第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中「日本郵政公社(以下「公社」という。)との協議により規約を定め」を削り、「郵便局」を「次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三条を次のように改める。

(郵便局の指定等)

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務(以下「郵便局取扱事務」という。)を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。  
2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名

称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするとときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局(以下「事務取扱郵便局」という。)の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(郵便局の責務)

第六条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するための施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間

一 前条第一項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

二 前項の規定による指示に違反したとき。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。

第五条の見出しを「(郵便局株式会社の責務)」に改め、同条中「公社」を「郵便局株式会社」に、「郵便局取扱事務に従事する」を「事務取扱郵便局の」に、「当該郵便局取扱事務に」を「郵便局取扱事務に」に改める。

第六条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(秘密保持義務等)

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職員にあった者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二条第三十八号を次のように改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預

金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第二百二十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改訂する。

第二条第三十八号を次のように改める。

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保

険管理機構)

第二百二十三条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正)

第二百二十三条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十

(罰則)

第五条第三項第二号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

第六条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 第六条第一項の規定による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

(証券決済制度等の改革による証券

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二百二十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改訂する。

第五条第一号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

別表第一日本郵政公社の項を削る。

第二百二十二条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改訂する。

第二百二十二条 第二項を削る。

第二百二十二条 (沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二百二十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改訂する。

第二百二十二条 第二項を次のように改訂する。

第二百二十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改訂する。

第二百二十二条 第二項を次のように改訂する。

第二百二十四条 証券決済制度等の改革による証券

市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「及び第五十八条」を「第五十八条」に改め、「第七十八条まで」の下に「及び第八十二条」を加える。

附則第九条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法(平成十七年法律第八十二条)の施行の日の前日までの間」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等で」とあるのは「障害者等(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第七十八条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する障害者等を)」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「その他の」とあるのは「身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は郵便貯金その他」とあるのは「同じ。」で、「又は郵便貯金その他」とあるのは「その他の」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする」に改める。

附則第十条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法の施行の日の前日までの間」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする」に改める。

附則第八十五条を附則第八十六条とし、附則

第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げる、附則第八十一条の次に次の二条を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部改正)

第八十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第十四号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

第八十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十二条)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第十四号中「第十六条第四項」を「第十六号」の一部を次のように改正する。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第一百二十五条 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

(保険業法の一部を改正する法律の一一部改正)

第一百二十六条 保険業法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一百二十七条 第二項中「をいい、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第二項の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社を含む」を「をいう」に改める。

第一百二十八条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一百二十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一百三十条 別表日本郵政公社の項を削る。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一一部改正)

第一百三十三条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

に改正する。

第八条第二項中「及び国又は公社」を「及び国に、「規定中「国又は公社」を「規定中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と及び「公社」を削る。」に改める。

第十四条第四項中「及び国又は公社」を「及び国に、「第三号中「国又は公社」を「第三号中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と及び「公社」を削る。」に改める。

第一百三十四条 第百三十四条を次のように改める。

第一百三十五条 第百三十四条を次のように改める。

第一百三十六条 第百三十六条を次のように改める。

第一百三十七条 第百三十七条を次のように改める。

第一百三十八条 第百三十八条を次のように改める。

第一百三十九条 第百三十九条を次のように改める。

第一百四十条 第百四十条を次のように改める。

第一百四十二条 第百四十二条を次のように改める。

第一百四十三条 第百四十三条を次のように改める。

第一百四十四条 第百四十四条を次のように改める。

第一百四十五条 第百四十五条を次のように改める。

第一百四十六条 第百四十六条を次のように改める。

第一百四十七条 第百四十七条を次のように改める。

第一百四十八条 第百四十八条を次のように改める。

第一百四十九条 第百四十九条を次のように改める。

第一百五十条 第百五十条を次のように改める。

第一百五十二条 第百五十二条を次のように改める。

第一百五十三条 第百五十三条を次のように改める。

第一百五十四条 第百五十四条を次のように改める。

第一百五十五条 第百五十五条を次のように改める。

第八条第四項中「及び国又は公社」を「及び国」に、「第三号中「国又は公社」を第三号中「国」に改め、「同項第五号中「国又は公社の負担金」とあるのは「国の負担金」と及び「公社」を削る。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十四条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第百三十四条)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「及び第一百二十六条第二項」を

「、第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第一項)の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。」に改める。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十五条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第百二十七条)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「及び第一百二十六条第二項」を

「、第一百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第一項)の規定により国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(同法附則第二十条の七第一項の規定により同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる者を含む。)に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百三十六条 国家公務員共済組合法等の一部を

改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第一条の規定による改後」を削り、「第九十九条第三項第二号」の下に「(法附則第二十条の三第四項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。  
(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第一百三十七条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「郵便局その他の」を削る。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第一百三十八条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第七条第二項」の下に「(郵

政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。」を加え、「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第号)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」に改める。

第一百三十九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「郵政事業」を「郵便事業」に改める。

第四条第六十二号中「及び国有資産等所在都道府県交付金 日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を「国有資産等所在都道府県交付金及び」に改め、同条第七十九号中「郵政事業(日本郵政公社が行う事業をいう。)」に関する制度の企画及び立案」を「郵便事業」に改め、同条第七十九号の二を次のように改める。

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

第四条第七十九号の三を同条第七十九号の五二項」の下に「(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第五条第三項の規定によりな

おその効力を有することとされる場合を含む。」を加え、「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営

化法(平成十七年法律第号)第百六十六条规定による解散前の日本郵政公社」に改める。

第一百四十二条 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等から預貯金者の保護等に関する法律の一部改正

第一百四十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第一百四十四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「郵政事業」を「郵便事業」に改める。

第四条第六十二号中「及び国有資産等所在都道府県交付金 日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を「国有資産等所在都道府県交付金及び」に改め、同条第七十九号中「郵政事業(日本郵政公社が行う事業をいう。)」に関する制度の企画及び立案」を「郵便事業」に改め、同条第七十九号の二を次のように改める。

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

第四条第七十九号の三を同条第七十九号の五二項」の下に「(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第五条第三項の規定によりな

おその効力を有することとされる場合を含む。」を加え、「日本郵政公社」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営

第一百三十六条 国家公務員共済組合法等の一部を

改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百三十六条 第四条第八十号中「郵便為替及び郵便振替」

七十九の四 郵便認証司に関すること。

官外報(号)

<p>を削る。</p> <p>第二十八条第一項中「第七十九号の三」を「第七十九号の五」に改める。</p> <p>附則第二条第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理</p>	
<p>業務に関すること。</p> <p>五 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。</p> <p>附則第二条第二項の表に次のように加える。</p>	
<p>平成二十九年九月三十日</p>	<p>郵政民営化法(平成十七年法律第号)に規定する事務を行うこと。</p>
<p>五百四十四条 財務省設置法(平成十一年法律第五百四十五条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。</p> <p>附則に次の二項を加える。</p> <p>5 財政制度等審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一号)附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べる事務をつかさどる。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から</p>	<p>第六百四十四条 財務省設置法(平成十一年法律第五百四十五条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。</p> <p>附則に次の二項を加える。</p> <p>5 財政制度等審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一号)附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べる事務をつかさどる。</p> <p>(失効等)</p> <p>第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。</p> <p>2 前項に規定する規定は、郵政民営化法第四百四十四条の規定による廃止前</p>
<p>平成十七年十月十一日 衆議院会議録第六号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書</p>	<p>条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 旧郵便貯金法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法をいう。</p> <p>二 旧郵便為替法 第二条の規定による廃止前の郵便為替法をいう。</p> <p>三 旧郵便振替法 第二条の規定による廃止前の郵便振替法をいう。</p> <p>四 旧簡易生命保険法 第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法をいう。</p> <p>五 旧郵便貯金子寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。</p> <p>六 旧郵便振替預り金寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。</p> <p>七 旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律をいう。</p> <p>八 旧公社法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法をいう。</p> <p>九 旧公社法施行法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法をいう。</p> <p>十 旧郵便貯金 附則第五条第一項の規定によつて準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第三十七条第一項 第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十九年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の定める場合を除いて、
第三十九条(第四十五条第三項(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社 払戻証書を再交付する	郵便貯金銀行 当該請求をした者に対し、払戻金の額に相当する現金を払い渡すものとする。
第四十条(第四十五条第三項(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社 払もどし証書の再交付の請求	前条の請求
第四十一条(第四十五条第三項(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)	公社の定める場合を除いて、貯金額の貯金	前条の請求
第五十五条第一項(第五十七条第五項において準用する場合及び第五十九条において準用する第四十五条第三項において準用する場合)	証書又は 郵便貯金銀行の定める場合を除いて、	本 法律の施行前に旧郵便貯金法第五十七条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七條第一項本文の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第三項の規定による組入がされたものを除く。))
第五十五条第一項(第五十七条第五項において準用する場合及び第五十九条において準用する第四十五条第三項において準用する場合)	証書又は 郵便貯金銀行の定める場合を除いて、	ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第三項の規定による組入がされたものを除く。)
第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法(第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二、第五十七条第二項及び第三項(旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。))	第二項及び第六十三条の三(第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項(旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。)	ハ この法律の施行前に旧郵便貯金等特別処理法第二条第三号に規定する外地郵便貯金に該当するもの
		ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十条の二(第一項の規定により通常貯金(同項に規定する通常貯金をいう。以下この号において同じ。)となつたもの(この法律の

条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。)	二 旧郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金	三 旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金	四 旧郵便貯金法第七条第一項第四号に規定す
第五十二条第一項 生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定期郵便貯金における取扱いをする定期郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)	生計困難等のため	生計困難等のため	生計困難等のため
第六十四条 当該郵便貯金(定期郵便貯金については、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。) 払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。)	当該郵便貯金	当該郵便貯金	当該郵便貯金
第六十八条第一項	払戻し	払戻し	払戻し

3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。)附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有

る定期郵便貯金  
五 旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金  
六 旧郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金  
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額(第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。)第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ)として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。)についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧郵便貯金法第六十九条(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第三項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)については、機構法第二十八条第一項の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の規定等に関する法律(平成十七年法律第一号)の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の規定等に関する法律(平成十七年法律第一号)の規定により機構に対し行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定により機構に対し行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対し行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により機構に対し行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)  
第八条 次に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの、同条第四号に規定する外地

郵便為替に該当するもの及び國際郵便為替に該当するものを除く。)については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条に規定する場合を含む。)、第三十四条、第三十五条、第五章及び第三十八条の八を除く。)において準用する場合を含む。)、第三十四条、第三十五条、第五章及び第三十八条の八を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合に、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

一 この法律の施行前に普通為替証書が発行された普通為替  
二 この法律の施行前に為替金の受入れがされた電信為替(この法律の施行前に電信為替証書が発行されたもの又はこの法律の施行前に

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めによるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行ふべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

三 この法律の施行前に定額小為替証書が発行された定額小為替  
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便為替法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条	郵便為替証書を再交付する	当該請求をした者に対し、為替金の額に相当する現金を払い渡すものとする
第二十二条	郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどし	為替金の払戻し
第三十四条の二第一項	同項に規定する電信為替証書を發行してする払渡し又は現金を	現金を
第三十七条の二	電信為替証書を發行して	小切手を發行して

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第九条 國際郵便為替については、旧郵便為替法

第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合に

社(以下「公社」という。)とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めによるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行ふべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

2 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、國際郵便為替に関して、旧公社に対する行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とい、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為

2 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、國際郵便為替に関して、旧公社に対する行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為

官報(号外)

3 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）に関して、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。）については、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定による納付書の送付があつたものに依頼による納付書の送付があつたものに限る。）

八 旧郵便振替法の規定による国民年金の保険料（国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この号において同じ。）の払出し（この法律の施行前に保険料の納付の催告があつたものに限る。）

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 この法律の施行前にされた旧郵便振替法の規定による払込み

二 この法律の施行前に振替の請求があつた旧郵便振替法の規定による振替

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定に

より、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条

三 旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替に係るこの法律の施行前に旧郵便振替法第三十七条の三第一項の催告があつた

振替

四 この法律の施行前に現金払（旧郵便振替法第三十八条第二項第一号の方法によるものに限る。）の請求があつた払出し（この法律の施行前に払出証書が発行されたものに限る。）

五 この法律の施行前に現金払（旧郵便振替法第三十八条第二項第二号又は第三号の方法によるものに限る。）の請求があつた払出し

六 旧郵便振替法第五十条の二に規定する簡易払に係る払出し（この法律の施行前に支払通知書が発行されたものに限る。）

七 旧郵便振替法の規定による国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）の払出し（この法律の施行前に国税通則法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付があつたものに限る。）

八 旧郵便振替法の規定による国民年金の保険料（国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この号において同じ。）の払出し（この法律の施行前に保険料の納付の催告があつたものに限る。）

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 この法律の施行前にされた旧郵便振替法の規定による払込み

二 この法律の施行前に振替の請求があつた旧郵便振替法の規定による振替

第三十八条の二第一項 同項第一号又は第三号に掲げる方法

同項第三号に掲げる方法

法（同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。）

同項第一号に掲げる方法

第三十八条の二第二項 同項第一号又は第三号に掲げる方法

同項第三号に掲げる方法

第三十九条 同項第一号又は第三号に掲げる方法

同項第三号に掲げる方法

第五十条 同項第一号又は第三号に掲げる方法

同項第三号に掲げる方法

第五十一条 同項第一号又は第三号に掲げる方法

同項第三号に掲げる方法

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第十三条 国際郵便振替については、旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金について、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の一まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五章並びに第六十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

行をいう。）とす。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 この法律の施行前にされた旧郵便振替法の規定による払込み

二 この法律の施行前に振替の請求があつた旧郵便振替法の規定による振替

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第 号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用す

る場合を含む。)」の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合に「おいて、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合に對し、払出金額に相当する現金を払い渡すものとする」と、旧郵便振替法第五十条中「払出証書の再交付又は払出の請求の取消」とあるのは「払出しの請求の取消し」とする。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第五条 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、附則第十二条第二項各号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの)を除く。)に關して、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)の預り金又は附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)に關して、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により機構に對して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第三十八条の二第一項	同項第一号又は第三号に掲げる方法(同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。)	同項第三号に掲げる方法
第三十八条の二第二項	払出証書に表示すべき金額又は受取人に	受取人に
第四十三条	とき、又は第四十二条の場合において受取人が当該証書の発行の日から公社の定める期間内に出頭しないときは	ときは

第五十六条第二項	払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す	小切手を発行する
----------	--	----------

3 附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二条から第二十三条の二まで、第三十一条、第三十八条の二、第四十

二条、第六章及び第七十条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、國際郵便振替に關して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、國際郵便振替に關して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により日本郵政公社(以下「公社」という。)とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 第六十二条第一項

保険契約者

勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(第六十八条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約等」という。)である保険契約に係る保険契約者
保険契約の変更については、保険契約の変更(保険金額又は年金の額が増額されるもの(勤労者財産形成年金貯蓄契約等である保険契約に係るもの)を除く。)については、保険契約の変更(保険金額又は年金の額が増額されるもの(勤労者財産形成年金貯蓄契約等である保険契約に係るもの)を除く。)については、

## 第六十八条

保険契約の変更については、

第七十八条第一項
日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

3 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎、被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法及び保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧簡易生命保険法第一百二条第一項又は第百三条第一項の認可を受けている簡易生命保険約款又は保険料の算出方法書は、それぞれ第一項の規定により読み替えて適用する同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第一百二条第一項又は第百三条第一項の認可を受けた簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十号)附則第二項

保険約款又は保険料の算出方法書とみなす。

5 第十七条 次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約については、当該各号に定める法律の規定は、なおその効力を有する。

一 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四十五号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第三項及び第四項

二 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第十八号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十号)附則第二項から第四項まで

## 和三十三年法律第十号)附則第二項

簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十四号)附則第二項から第四項まで

三 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十四号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

四 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十一号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

五 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十九号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

六 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十二号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び第三項

七 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第五項

八 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第五項

九 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二条、第十五条から第八条まで及び第九条第一項

十 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十四号)の施行前に効力が生じた同法による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約

十一 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十七号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十九号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

十四 旧公社法施行法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 旧公社法施行法附則第十一条

十五 前項(第九号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の規定を適用する場合において、同法附則第二条第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)」

十六 第三項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法と、同法附則第六条第三項中「日本郵政公社法(平成十四年法律第十九号)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第十七号)」とする。

十七 第一項第十号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第

十八 第一項第十号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第

第五十四号)の規定を適用する場合において、同法附則第二項中「例による」とあるのは、「例による。ただし、改正前の第六十五条に規定する特約変更契約は、することができない」とする。

4 第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる感染症の予防及び感染症の患者に対する療養に関する法律の規定を適用する場合において、同法附則第二十三条第一項中「前条の規定による改正後の簡易生命保険法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

5 第一項(第十四号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、旧公社法施行法附則第十一条第一項から第三項までの規定中「新保険法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八十八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)についてのこの法律の施行後における地

方公共団体に対する貸付けについては、旧簡易生命保険法第八十八条及び第百五条(旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧簡易生命保険法第八十八条(前項

の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)又は旧公社法施行法第二十四条(号)第三条第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権(以下この項において「特例資産」という。)については、機構法第二十九条の規定にかわらず、簡易生命保険資産(機構法第十条に規定する簡易生命保険資産をいう。附則第四十七条において同じ。)を当該特例資産の保有のために運用することができる。

2 前項の返還に関する費用は、当該返還の請求をした者の負担とする。

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金(旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。)につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額(前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる

旧簡易生命保険法の相当する規定により機構に

対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法第八十八条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、

整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条の規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間(当該期間内に施行日を含む場合にあつては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間)をいう。

第二十二条 機構は、配分金(前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。)の

使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体(前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団

託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額(旧郵便貯金利子寄附委託法第五条附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により寄附金に充てられた額を除く。)の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下この項において「配分金」という。)の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間(当該期間内に施行日を含む場合にあつては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間)をいう。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間(当該期間内に施行日を含む場合にあつては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間)をいう。

第五条第一項	配分金の全部	配分金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。)の全部	当該配分期間	郵便時金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管
第六条第二項	寄附金	當該配分期間(前条第二項又は整備法附則第二十二条第一項に規定する配分期間をいう。以下同じ。)の全部	當該配分期間	郵便時金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	理機構」とする。
第七条の二第一項	同条第三項	前項の規定により	寄附金	郵便時金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	は、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管
第六条第二項	第四条第二項	整備法附則第二十二条第一項	整備法附則第二十二条第一項	郵便時金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	理機構」とする。

間に係る旧公社法第二十七条第一項に規定する中期経営報告書の提出及びその公表についての評価並びに同条第三項の規定による当該評価の結果の通知及びその公表については、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。)に関する経理状況の公表については、なほ従前の例による。この場合において、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 機構は、次に掲げるものについては、施行日から起算して一年を経過した日以後、速やかに、機構の定めるところにより、旧郵便振替預り金寄附委託法第二条第二項の規定による委託を行つた同項に規定する加入者に返還するものとする。この場合において、返還に関する費用は、当該加入者の負担とする。

一 旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定において配分金とならなかつた寄附金(同項に規定する寄附金をいう。第三号において同じ。)

二 交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、返還され、又は交付できなくなつた場合における当該返還され、又は交付できなくなつた配分金

三 寄附金を運用した結果生じた利子その他の収入金

第二十八条 この法律の施行前に、旧郵便振替預り金寄附委託法の規定により、旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなほ金寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の

行為とみなす。

(日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行前に、旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第五条第二項の規定により適用があるものとされる保険業法(平成七年法律第二百五号)の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、保険業法の相当する規定により郵便局株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置)

第三十条 施行日の前日において旧公社の役員である者の任期は、旧公社法第十三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(日本郵政公社法第二十四条第一項に規定する中期経営目標附則第三十三条において「最終

中期経営目標」という。)及び中期経営計画は、同項の規定にかかわらず、同日から施行日の前日までの期間について定めるものとする。

第三十二条 旧公社の平成十九年四月一日をその期間に含む旧公社法第二十四条第一項に規定する中期経営目標附則第三十三条において「最終

中期経営目標」という。)及び中期経営計画は、同項の規定にかかわらず、同日から施行日の前

日までの期間について定めるものとする。

第三十三条 旧公社の平成十九年四月一日に始まる事業年度(以下「最終事業年度」という。)に係る業績についての旧公社法第二十六条第一項の規定による評価並びに同条第二項の規定による

当該評価の結果の通知及びその公表についての評価並びに同条第二項の規定による

は、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

第三十四条 旧公社の最終事業年度は、旧公社法第二十八条の規定にかかわらず、旧公社の解散を行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第三十五条 旧公社の最終事業年度に係る財務諸表(旧公社法第二十条第一項に規定する財務諸表をいう。次条第二号において同じ。)及び事業報告書の作成等については、旧公社法第三十条第三項及び第五項監事の意見に係る部分に限る。)並びに第三十一条第一項監事の監査に係る部分に限る。)に係る部分を除き、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十六条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条に規定する機関をいう。附則第四十八条第二項において同じ。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 附則第三十二条又は第三十三条第二項に規定する評価を行おうとするとき。

二 旧公社の最終事業年度に係る財務諸表を承認しようとするとき。

第三十七条 旧公社の最終事業年度に係る旧公社法第三十六条第一項又は第二項に規定する整理及び当該整理を行つた後旧公社法第三十七条に規定する基準額を超える積立金がある場合における同条の規定による国への納付については、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十八条 郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第二百三号)第十二条の二第二項の規定による借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第二百号)第十条第一項の規定の適用についての評価並びに同条第二項の規定による

規定期間の基準額を超える積立金がある場合における同条の規定による国への納付については、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十九条 旧公社の役員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項ただし書中「任命権者」とあるのは、「総務大臣」とする。

2 旧公社法第五十二条第四項及び第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項ただし書中「任命権者」とあるのは、「総務大臣」とする。

第四十条 この法律の施行前に生じた旧公社の役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた旧公社の役員に対する福祉事業についての評価並びに同条第二項の規定による

は、旧公社の職員の例による。

第四十一条 旧公社法第五十六条第一項に規定する運用職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の

官報(号外)

第四十二条 次に掲げる規定を適用する場合においては、旧公社法第五十八条、第六十一条、第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

一 附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

二 附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第二十条(第二号及び第三号に係る部分に限

る。)

三 附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法

第十五条第二項から第四項まで

四 附則第四十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法

第十六条第二項において準用する旧公社法施行法第十五条第二項から第四項まで

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p><b>第五十八条第一項</b></p> <p>この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第百八号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱</p>	<p>郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)附則第四十二条第一項各号に掲げる規定</p>
---	---

<p><b>第六十一条第一項</b></p> <p>若しくは検査を行つた場合又は第五十九条第二項の規定による報告を受けた場合</p>	<p>又は検査を行つた場合</p>	<p>いに關する法律(第五条の規定に限る。)日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに關する法律、郵便切手類販売所等に關する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法</p>
<p><b>第七十一条</b></p> <p>公社の役員</p>	<p>業務方法書の変更その他必要な措置</p>	<p>郵便貯金銀行</p>
<p>者</p> <p>郵便貯金銀行の取締役、会計参与員、監査役又は執行役</p>	<p>同項に規定する規定</p>	<p>十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)に対し 郵便貯金銀行(代理店を含む。)の営業所その他の施設</p>

## 官報(号外)

			第七十二条第五号	二十万円
			第六十条第一項又は第六十一条第一項	二百万円
			第六十一条第一項	百万円
			第六十一条第一項	百万円
第十五条规定	公社	郵便貯金銀行	第十五条第四項	公社
第十五条第二項	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)	第十六条第二項において準用する第十五条第二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。	第十六条第二項において準用する第十五条第二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。
第十五条第三項	公社が 公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金	郵便貯金銀行が 郵便貯金銀行	第十六条第二項において準用する第十五条第二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。	第十六条第二項において準用する第十五条第二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。
第四十七条	機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産(郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。)については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用	郵便貯金銀行	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)	郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)

することができる。

第四十八条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧公社法施行

法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつたときは、総務大臣は、公共の利益のために必要があると認める場合に限り、機構に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができ

る。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会等で政令で定めるものに諮詢しなければならない。

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきことなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

一 日本郵政株式会社  
二 郵便事業株式会社  
三 郵便局株式会社  
四 郵便貯金銀行及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

二 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保險会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便保險会社の事業を承継した法人

の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十一年法律第百九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第五十一条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第八条に規定する運用職員であつた者に係るその職務に係るその職務に関する運用職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してしたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

二 郵便保險会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

二 郵便保險会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ハ 会社分割により郵便保險会社の事業を承継した法人

二 郵便保險会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

二 郵便保險会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保險会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

二 郵便保險会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保險会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

2 平成十四年改正前郵便貯金法第六十八条の六に規定する運用職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して

はならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第五十三条 旧公社法施行法第百十条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号。以下この条において「平成十四年改正前予算職員責任法」という)第二条第一項第九号に掲げる予算執行職員の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改正前予算職員責任法の規定は、なおその効力を有する。

第五十四条 旧公社法施行法第百十三条の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号。以下この条において「平成十四年改正前国税収納金整理資金法」という)第十七条第二号に規定する国税資金支払委託官の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改正前国税収納金整理資金法の規定は、なおその効力を有する。

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役職員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という)の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項に

## 官報(号外)

おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成十九年十月から始める。

(民法施行法の一部改正に伴う経過措置)  
第五十七条 この法律の施行前に旧公社においてある事項を記入し、日付を記載した私署証書は、確定日付のある証書とみなす。  
(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)  
第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条规定による改正後の次百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。  
一 無尽業法第十条第一号  
二 商工組合中央金庫法第二十九条第一項第二号  
三 政治資金規正法第八条の三第一号、第九条第一号

第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ  
四 自転車競技法第十二条の二十二第一号  
五 国民生活金融公庫法第二十三条第一項第三号  
六 中小企業等協同組合法第五十七条の五第一号  
七 小型自動車競走法第十九条の二十二第一号  
八 航空機工業振興法第十七条第二項第二号  
九 地方住宅供給公社法第三十四条第二号  
十 地方道路公社法第三十一条第二号  
十一 日本下水道事業団法第三十八条第二号  
十二 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条  
十三 老人保健法第七十四条第二号  
十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法  
第十条第二号(同法附則第十四条第四項及び  
条第七項第二号)  
十五 日本私立学校振興・共済事業団法第三十  
九条第一項第二号  
十六 介護保険法百七十条第二号  
十七 独立行政法人通則法第四十七条第二号  
十八 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律  
律第七十九条第一項第二号  
十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律  
第九十七条第一項第二号  
二十 独立行政法人環境再生保全機構法第十五  
条第二項第二号  
二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ  
四 自転車競技法第十二条の二十二第一号  
五 国民生活金融公庫法第二十三条第一項第三号  
六 中小企業等協同組合法第五十七条の五第一号  
七 小型自動車競走法第十九条の二十二第一号  
八 航空機工業振興法第十七条第二項第二号  
九 地方住宅供給公社法第三十四条第二号  
十 地方道路公社法第三十一条第二号  
十一 日本下水道事業団法第三十八条第二号  
十二 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条  
十三 老人保健法第七十四条第二号  
十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法  
第十条第二号(同法附則第十四条第四項及び  
条第七項第二号)  
十五 日本私立学校振興・共済事業団法第三十  
九条第一項第二号  
十六 介護保険法百七十条第二号  
十七 独立行政法人通則法第四十七条第二号  
十八 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律  
律第七十九条第一項第二号  
十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律  
第九十七条第一項第二号  
二十 独立行政法人環境再生保全機構法第十五  
条第二項第二号  
二十一 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十二 独立行政法人日本高速道路保有・債務  
返済機構法第二十条第二項第二号  
二十三 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四条第一項第二号  
(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)  
第五十九条 旧公社の職員であつた者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法(以下この条において「新法」という。)第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用につては、これらの規定に規定する命令には、附則第百七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。  
二 二号)第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第四項において準用する場合を含む。)  
都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第四項における規定による解散前の日本郵政公社とする。  
二 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における旧公社の職員であつた者に関する新法第百三条第二項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあるのは、「特定独立行政法人又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。

3 の属する年までに人事院がした新法第百三条第三項の承認の処分(同条第一項の規定に係るものを除く。)に関する同条第九項の規定の適用については、同項中「又は特定独立行政法人」とあらわれるのは、「特定独立行政法人又は郵政民営化法(平成十七年法律第二号)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。

4 6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。  
5 6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

6 6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

官報 (号外)

項目の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。	この法律の施行前に旧郵便法第七十五条の二第三項の規定により届け出た郵便に関する料金と（小包郵便物に係るもの）は、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。
この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の三第一項の規定により認可を受けている郵便約款（小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款とみなす。	この法律の施行の際現に旧公社法第二十三条第一項の規定により認可を受けている業務方法書（旧郵便法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。
この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条第一項の規定により認可を受けている業務方法書（旧郵便法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。	この法律の施行の際現に旧公社法第二十三条规定により認可を受けている業務方法書（旧郵便法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。
この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条第一項の規定により認可を受けている業務方法書（旧郵便法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。	この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により認可を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。
（行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置）	（行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置）
第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された旧公社を被告とする抗告訴訟（郵政民営化法第一百六十六条第一項の規定により承継会社等が承継することとなる業務等（同法第六条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び旧郵便法第二十三条の三第一項の調査に関する業務を委託されている者は、この法律の施行の時において、新郵便法第二十二条第二項の承認の求めに係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び新郵便法第二十四条第一項の調査に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。）前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧郵便法の規定により、旧公社に対し	第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された旧公社を被告とする抗告訴訟（郵政民営化法第一百六十六条第一項の規定により承継会社等が承継することとなる業務等（同法第六条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。）にかかるものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。
（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）	（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）
第六十二条 第十七条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成二十年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十九年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。	第六十二条 第十七条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成二十年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十九年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。
11 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧郵便法の規定により、旧公社に対し	12 総務大臣は、この法律の施行前においても、新郵便法第五十九条の規定の例により、旧公社の職員を郵便認証司として任命することができず。
13 旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。	13 旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。
2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧公社又は郵政民営化法第一百七十二条第二項の規定により公社とみなされる日本郵政株式会社と前項の労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧法第三章（第十二条から第十六条までを除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。（この場合においては、承継会社を特定独立行政法人等とみなす。）	2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧公社又は郵政民営化法第一百七十二条第二項の規定により公社とみなされる日本郵政株式会社と前項の労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧法第三章（第十二条から第十六条までを除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。（この場合においては、承継会社を特定独立行政法人等とみなす。）
3 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、旧公社又は旧公社の職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、第二十三条の規定	3 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、旧公社又は旧公社の職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、第二十三条の規定

「风险管理機構」と、「その金融機関」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と読み替えるものとする。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

4 第二項において準用する新法第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第二項において準用する新法第二十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(号外)官報

第六十五条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の郵便切手類販売所等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)

第二条第一項から第三項までの規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準

は、それぞれ第二十五条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準

は、それぞれ第二十五条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(第三項において「新法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により旧公社から郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証

票に関し周知し、又は啓発を図るための物(以下この項において「郵便切手等」という。)の海外における販売に関する業務を委託されている者は、この法律の施行の時において、郵便切手等の海外における販売に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行った处分、手続きその他の行為とみなす。

(郵政窓口業務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 日本郵政株式会社は、この法律の施行前に、第二十九条の規定による改正後の郵便窓口業務の委託等に関する法律(以下「新委託法」という。)第七条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

第六十七条 総務大臣は、郵政民営化法第八十四条の規定によりした總務大臣の認可は、この法律の施行の時において、新委託法第七条の規定によりした總務大臣の認可とみなす。

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属証券会社等(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)として証券仲介業(同法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。)を行われる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属証券会社等として証券取引法第六十六条の二の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第一号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)とされる。

第六十九条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人の

を行わせる旨が承継計画(郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。)において定められている場合において、郵便窓口業務等受託者が郵便局株式会社から再委託された郵便貯金銀行の代理店の業務を円滑に開始するため郵便局株式会社法第四条第五項の規定により読み替えて適用する銀行法第八条第三項前段の内閣府令の制定又は改正を求める必要があると認めるときは、同項の規定により、内閣総理大臣に対し、協議を求めるものとする。

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属証券会社等(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)として証券仲介業(同法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。)を行われる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便貯金銀行を所属証券会社等として証券取引法第六十六条の二の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第一号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)とされる。

第六十条 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社を所属保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険募集(同法第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時ににおいて、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。

この場合においては、同法第二条第一項中「次に掲げる行為のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか(郵政民営化法(平成十七年法律第一号)の施行の際における同法第一百十条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。)」とする。

第六十九条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人の

うちにその郵便窓口業務等受託者のために郵政民営化法第九十九条第五項に規定する国債証券等に係る証券取引法第六十六条の二十三において、郵便窓口業務等受託する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者(以下この項において「国債証券等募集員」という。)が承継計画において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時ににおいて、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における証券取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条第二項中「外務員の職務」とあるのは、外務員の職務(郵政民営化法(平成十七年法律第一号)第九十九条第五項に規定する国債証券等に係るものに限る。)とされる。

第六十条 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社を所属保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険募集(同法第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時ににおいて、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、同法第二百八十二条の手数料を納めなければならない。



生命保険資金に関して、旧公社に対しても行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便保険会社に対して行い、又は郵便保険会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 この法律の施行の際現に第三十二条の規定による改正前の郵便物運送委託法(以下

この条において「旧法」という。)第三条第二項の規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めていた基準は、第三十二条の規定による改正

後の郵便物運送委託法(以下この条において「新法」という。)第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十八条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便局に対して行つた送付又は通知は、新法

第十五条第二項の規定により郵便事業株式会社の事業所に対して行つた送付又は通知とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 平成十九年度分までの第三十三条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の

端数計算に関する法律第七条第五号の規定による日本郵政公社有資産所在市町村納付金又は日本郵政公社有資産所在都道府県納付金の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 第三十四条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第二条の規定により一般会計において旧公社から受け入れられた金額の過不足額の調整並びにこの法律の施行前に旧公社を退職した者で失業しているものに対しこの法律の施行後に支給される第五十四条の規定による改正後の

国家公務員退職手当法(以下「新退職手当法」という。)第十条の規定による退職手当(附則第八条第四項又は第五項の規定による退職手当を含む。)の支給に要する費用の財源に充てるべき金額の一般会計への納付及び一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、旧法第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

政公社(次条において「公社」という。)とあり、及び旧法第二条中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係

手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計の規定による改正後の退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三

四条の規定による改正後の地方交付税に係る基準財政収入額の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に係る法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二号)附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に係る法律」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法(次項において「旧所得税法」という。)第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。)に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。)に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 この法律の施行前に旧公社がした第三十六条の規定による改正前の公職選挙法(次項において「旧法」という。)百四十二条第五項の規定による表示は、第三十六条の規定による改正後の公職選挙法第一百四十二条第五項の規定による表示とみなす。

2 この法律の施行前にした行為については、こ

の法律の施行後も、なお旧法第二百五十五条の四第一項の規定を適用する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

含む利子の計算期間に対応するものに係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

3 第四十二条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年一月一日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

2 第四十二条の規定による改正後の行政書士法第六号に規定する行政事務に相当する事務を担当した期間には、旧公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間を含むものとする。

2 第四十二条の規定による改正前の行政書士法第二条の二第五号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。

(日本労働者住宅協会法の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 旧郵便貯金は、第四十三条の規定による改正後の日本労働者住宅協会法第三十二条の規定の適用については、同号の国土交通大臣の指定する金融機関への預金とみなす。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 この法律の施行前に発行された普通為替証書は、第四十六条の規定による改正後の土地収用法第一百条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する小切

手等とみなす。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第一百六十七条の規定により引き続いて承継会社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四九年法律第一百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対する支給を受けることができるものに対する支給を受けること

がなされるものとする。この法律の施行前に名あて人が受け取つて、その退職した日まで旧公社の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四九年法律第一百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対する支給を受けること

四項又は第五項の規定による退職手当を支給する。

この法律の施行前に旧公社を退職した者に関する新退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、日本郵政株式会社を新退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 この法律の施行前に旧公社が受け取つた郵便物(この法律の施行前に発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」といいう。)については、郵便事業株式会社が受け取つたものとみなして第五十六条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新法」という。)第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、旧公社が当該施行前受領郵便物について第五十六条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧法」という。)第七十六条第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、郵便事業株式会社が発したものとみなす。

第八十九条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名あて人が受け取つて、その輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「受領前郵便物」という。)について第五十九条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税関長が旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について第五十九条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

四 税関長が施行前受領郵便物について旧法第十七条第一項の規定により旧公社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知とみなす。

十八条第一項の規定により旧公社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に旧公社を退職した者であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条第四項

3 2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により旧公社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 受領前郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により旧公社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

3 第九十条 第六十一条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(次項において「市町村交付金等」という。)について適用する。

2 第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定は、平成十九年度分までの市町村交付金等並びに日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下この条及び次条において「市町村納付金等」という。)については、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定により旧公社が納付すべきものとされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社が負うものとする。

4 平成十九年度分までの市町村納付金等で日本郵政株式会社が前項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定の例により、日本郵政株式会社が納付する。

5 前三项の場合における旧法第十三条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第六十一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条 国内に住所を有する個人で第六十二

条の四第一項に規定する障害者等であるもの

が、施行日前に第七十八条の規定による改正前

の所得税法(次項において「旧所得税法」とい

う。)第九条の二第一項の規定によつて預入をし

た旧租税特別措置法第二条の四第一項に規定す

る郵便貯金附則第五条第一項各号に掲げる郵

便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」と

いう。)については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧租税特別措置法

第三条の四第一項に規定する障害者等であるも

のが、施行日前に旧所得税法第九条の二第一項

の規定によつて預入をした旧租税特別措置法第

三条の四第一項に規定する郵便貯金(承継郵便

貯金を除く。)で施行日前に支払を受けるべき當

該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の

計算期間に対応するものについては、なお従前

の例による。

3 第六十二条の規定による改正後の租税特別措

置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるも

のが、施行日以後に購入をする同項に規定する

公債について適用し、施行日前に購入をした旧

租税特別措置法第四条第一項に規定する公債に

ついては、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四条の一及び第四条の三の規定は、施行日以後に締結する勤労者財産形

成促進法第六条第四項に規定する勤労者財産形

成促進法第六条第四項に規定する勤労者財産形

成住宅貯蓄契約(次項において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(次項において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み(次項において「預入等」という。)をする新租税特別措

置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅

貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に

規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

5 新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四

条の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に

旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契約

又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入

等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に

規定する財産形成住宅貯蓄で施行日の前日にお

いて同条に規定する要件を満たすもの(以下こ

の項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」と

いう。)又は旧租税特別措置法第四条の三第一項

に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日に

おいて同条に規定する要件を満たすもの(以下

この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。)を有する場合には、当該旧財產形成住

宅貯蓄又は旧財產形成年金貯蓄については、当

該勤労者が、施行日において新租税特別措置法

第四条の二又は第四条の三に規定する要件に

従つて預入等をしたものとみなして、新租税特

別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適

用する。この場合において、郵政民営化法第七

五十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締

結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄

契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一

項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規

定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 前二項に定めるもののほか、旧財產形成住宅

貯蓄及び旧財產形成年金貯蓄に係る新租税特別

措置法第四条の二及び第四条の三の規定の適用

に關し必要な事項は、政令で定める。

7 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定

は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施

行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振

替國債の利子について適用し、当該非居住者又

は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧租

税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替

國債の利子については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十

七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで

及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が施

行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の

十一第一項に規定する上場株式等の譲渡につい

て適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別

措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場

株式等の譲渡については、なお従前の例によ

る。

9 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及

び第二項の規定は、同条第一項に規定する外國

法人が施行日以後に同項に規定する振替記載等

を受ける同項に規定する分離振替國債の保有又

は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定

する損失額について適用し、当該外國法人が施

行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第

一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定

する分離振替國債の保有又は譲渡により生ずる

官 報 (号 外)

所得又は同条第一項に規定する損失額について  
は、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、  
施行日以後に相続又は遺贈贈与をした者の死  
亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項  
において同じ。により取得をする財産に係る相  
続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈  
により取得をした財産に係る相続税について  
は、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一項改正に伴う経過  
措置)

第九十三条 日本郵政公社共済組合(第六十六条  
の規定による改正前の国家公務員共済組合法  
(以下「旧国共済法」という。)第三条第一項の規  
定により旧公社に属する職員(旧国共済法第二  
条第一項第一号に規定する職員をいう。)をもつ  
て組織された国家公務員共済組合をいう。以下  
この条及び次条において同じ。)は、施行日にお  
いて、日本郵政共済組合(新国共済法附則第二  
十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合を  
いう。以下この条及び次条において同じ。)とな  
り、同一性をもつて存続するものとする。

2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前  
に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の  
議を経て、旧国共済法第六条及び第十二条の規  
定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合  
となるために必要な定款及び運営規則の変更を  
し、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及  
び当該運営規則につき財務大臣に協議するもの  
とする。

第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社  
共済組合の組合員であつた者であつて、施行日

において日本郵政共済組合の組合員となつた者

のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八  
条の三の規定による育児休業手当金又は介護休  
業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であ  
るものに係るこれらの給付の支給については、

新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十  
条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の  
例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合  
の組合員であつた者であつて、施行日において  
日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇  
用保険法の規定による育児休業給付又は介護休  
業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日か  
ら同法の規定によるこれらの給付の受給資格を  
取得するまでの間にあるものに係る新国共済法  
附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一  
項の規定の適用については、これらの規定中  
「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第  
十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」  
とする。

3 新国共済法第一百九条に規定する船員組合員  
のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の  
間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号第  
十七条の規定にかかると、同条の規定による  
船員保険の被保険者でないものとみなして、労  
働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十  
号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法  
の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四  
条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組  
合が行つてゐる同項第一号に掲げる事業(同日  
に規定する障害者等であるものが、施行日前

において同号に規定する資金の貸付けを受けて  
いる者に係るものに限る。)については、当分の  
間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第  
二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵

政共済組合が従前の例により行うものとする。  
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施  
行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家  
公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第  
三条の二第一項に規定する年金である給付に要  
する費用のうち、当該年金である給付の額につ  
いて施行日前に行われた改定により増加した費  
用で旧公社が引き続き存続するものとした場合  
において旧公社において負担すべきこととなる  
ものについては、新国共済法附則第二十条の三  
第二項に規定する郵政会社等が負担する。  
(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条 この法律の施行前にされた第六十九  
条の規定による改正前の特許法第十九条の規定  
による郵便局への差し出は、第六十九条の規定  
による改正後の特許法第十九条の規定の適用に  
ついては、郵便事業株式会社の営業所であつて  
新委託法第二条に規定する郵便窓口業務を行つ  
るもの(新委託法第三条第一項若しくは第三項の  
規定による委託又は新委託法第四条の規定によ  
る再委託を受けた者の営業所を含む。)への差出  
しとみなす。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 国内に住所を有する個人で第七十八  
条の規定による改正前の所得税法(以下この条  
において「旧所得税法」という。)第九条の二第一  
項に規定する障害者等であるものが、施行日前

に預入をした同項に規定する郵便貯金(附則第  
五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項  
において「承継郵便貯金」という。)については、  
において「承継郵便貯金」という。)について  
は、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条  
の二第一項に規定する障害者等であるものが、  
施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金  
(承継郵便貯金を除く。)で施行日前に支払を受  
けたべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を  
含む利子の計算期間に対応するものについて  
は、なお従前の例による。

3 第七十八条の規定による改正後の所得税法第  
十条の規定は、国内に住所を有する個人で同条  
第一項に規定する障害者等であるものが、施行  
日以後に預入、信託又は購入(以下この項にお  
いて「預入等」という。)をする同条第一項に規定  
する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等  
運用投資信託又は有価証券について適用し、施  
行日前に預入等をした旧所得税法第十条第一項  
に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公  
債等運用投資信託又は有価証券については、  
なお従前の例による。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第九十八条 第八十二条の規定による改正前の社  
会保険労務士法第五条第八号に規定する処分を  
受けた旧公社の役員又は職員については、同号  
の規定は、なおその効力を有する。

2 第八十二条の規定による改正後の社会保険労  
務士法第八条の規定の適用については、同条第  
五号に規定する行政事務に相当する事務に從事  
した期間には、旧公社の役員又は職員として行  
政事務に相当する事務に從事した期間を含むも  
のとする。

平成十七年十月十一日 衆議院会議録第六号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書経  
（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経  
交付することができる。  
2 日材改融資資金長

過措置

**第九十九条** この法律の施行の際現に存する附則  
第五条第一項第五号に掲げる郵便手金の預金者

その他政令で定める者であつて旧郵便貯金法第六十条(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構

又は旧公社があつせんするものに対する第八十

六条の規定による改正前の沖縄振興開発金融公

なお従前の例による。

百条 沖縄振興開発金融公庫(以下この条にお

いて「公庫」というのは、第八十六条の規定によ  
る改正後の沖縄振興開発金融公庫法（以下この

条において「新法」という。)第二十条第一項の規

定による場合のほか、新法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務

の規定によると、この教育資金の貸付けの義務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第

五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者で

旧郵便貯金法第六十三条の二(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含

む。)の規定により機構又は旧公社のあつせんを

受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の

教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する

業務を機関に委託することができる。

前項の規定により公庫が機構に業務を委託する場合には、新法第三十二条第二項の規定を準

用する。

公庫は、業務を行うため必要があるときは、第一項の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を

4 第二項において準用する新法第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百一条 長期運用予定額として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るもの及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)については、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条中「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」とあるのは、「郵便貯金資金」郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。)及び簡易生命保険資金(同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。)と、「これを翌年度において当該運用対象区分に従い」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、その運用しなかつた額について独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第十号)第十条に規定する郵便貯金資産及び簡易生命保険資産を翌年度においてそれぞれ」とする。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第二条第一項の規定により国会の議決を経た長期運用予定額（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する簡易生命保険資金及び同項第五号に規定する通常郵便貯金を除く。）についての運用の実績の報告については、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第二条の規定による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第二条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧公社の職員であった間は、同項第二号に規定する給与特例法適用職員等であった者とみなす。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

（民事訴訟法の一部改正による改正前の民事訴訟法（次項において「旧法」という。）第百五条後段の規定による送達のうち、

郵便の業務に従事する者が郵便局においてしむものは、第百五条の規定による改正後の民事訴訟法(同項において「新法」という。)第百四条第三項第二号の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所(郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。次項において同じ。)においてした送達とみなす。

2 この法律の施行前に郵便の業務に従事する者が郵便局においてした旧法第百六条第一項後段の規定による送達は、新法第百四条第三項第二号の規定の適用については、郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所においてした新法第百六条第一項後段の規定による送達とみなす。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第百五条 第百七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条、第三条第一項、第四条及び第七条第一号の規定は、施行日以後にされる同法第三条第一項に規定する国外送金等(以下この条において「国外送金等」という。)について適用し、施行日前にされた国外送金等については、なお従前の例による。

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第百六条 施行日の前日から起算して七年を経過する日までの間における第百十一条の規定によると改訂後の独立行政法人通則法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は人事

官 報 (号 外)

院規則で定める國の機關」とあるのは、「人事院規則で定める國の機關又は郵政民営化法(平成十七年法律第一号)第一百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社」とする。

(國家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 第百十二条の規定による改正前の國家公務員倫理法(以下この条において「旧法」といふ。)第五条第六項の規定に基づく規則については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であつた者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上上の職員であつたこととみなす。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業厅長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各庁の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律

(以下この項において「新特労法」という。)第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者は、一号の規定の適用については、これらの規定にみ替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百八条 郵便貯金銀行及び機構は、この法律の施行前に旧公社が政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等(第二百三十三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第四項に規定する犯罪収益等をいう。)若しくは薬物犯罪収益等(同条第七項に規定する薬物犯罪収益等をいう。)である疑いがあり、又は該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し同法第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第六条の罪に当たる行為を行つて疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融厅長官)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第二百三十三条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第五十四条第一項の届出とみなす。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百九条 この法律の施行前に、第二百六十六条の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為(原動機付自転車等責任保険募集取扱業務)と zwar. に掲げるものを除く。)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、第二百六十六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(次項において「新法」という。)の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為(原動機付自転車等責任保険募集取扱業務に関するものに限る。)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百十条 この法律の施行前に、第二百七十七条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により、郵便局株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百十一条 この法律の施行前に、第二百七十七条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律の相当する規定により、郵便局株式会社が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百十二条 この法律の施行の際現に第二百十九条の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(以下この項において「旧法」という。)第二条第一項の

規定により旧法第三条第一号に規定する郵便局取扱事務(以下この条において「郵便局取扱事務」という。)を取り扱つてゐる郵便局は、施行日から六月間(当該期間内に第百十九条の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(以下この条において「新法」という。)第三条第一項の規定による指定を受けたとき、又は旧法第三条第四号に規定する期間が終了したときは、当該指定を受けた日又は当該期間が終了した日までの間)

は、新法第二条の規定にかかわらず、引き続き郵便局取扱事務を取り扱うことができる場合には、当該郵便局とみなして新法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局を新法第四条(第二項第一号を除く。)第五条、第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定により引き続き郵便局取扱事務を取り扱うことができる場合には、当該郵便局を新法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局とみなして新法第四条(第二項第一号を除く。)第五条、第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項	次の各号のいずれか	第二号
第四条第三項	前条第一項の規定による指定を取り消し	当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の取扱いを廃止し
	指定を取り消した	郵便局取扱事務の取扱いを廃止し

## 官報(号外)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第百二十三条 この法律の施行前に第百二十条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵便局が承継することとなる業務等に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第百二十四条 この法律の施行前に、第百二十二条

の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定により、旧公社に対してを行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為(次に掲げる業務に係るものであるものを除く。)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(同項において「新法」という。)の相当する規定により郵便貯金銀行に対する行為(次に掲げる業務に係るものであるものを除き、新法の相当する規定により機関が行つた処分、手続その他の行為とみなす。)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に  
関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第百十五条 この法律の施行前に第百二十九条の

一 旧郵便貯金法の規定による業務(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に係るものに限る。)

二 旧郵便為替法の規定による業務(附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限りる。)に係る。)に係るものに限る。)

三 旧郵便振替法の規定による業務(附則第十一条第四号に掲げる郵便振替(旧軍事郵便振替金等特別処理法第一条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限りる。)に係るもの及びこの法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座(旧軍事郵便貯金等特別処理法第一条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限りる。)の預り金に係るものに限りる。)

四 旧郵便貯金利子寄附委託法の規定による業務

五 旧郵便振替預り金寄附委託法の規定による業務

六 旧簡易生命保険法の規定による業務

七 旧郵便貯金銀行の規定による業務

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対してを行い、又は旧公社が行つた処分、手續その他の行為(前項各号に掲げる業務に係るものであるものを除く。)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により機関が行つた処分、手續その他の行為とみなす。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に  
関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第百十六条 この法律の施行前に、第百四十二条の規定による改正前の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第四条第二項	次の各号のいずれか	第二号
第四条第三項	前条第一項の規定による指定を取り消し	当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の取扱いを廃止し
	指定を取り消した	郵便局取扱事務の取扱いを廃止し

2 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項の罪を犯した者にも適用する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの行為(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵政民営化法第一百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限りる。)については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧公社の役員又は職員であつた者

二 旧公社から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に從事していた者

三 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為(郵政民営化法第一百六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限りる。)については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

官 報 (号 外)

される旧公社法第七十七条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案の可決理由  
郵政民営化法等の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他関係法律の規定の整備等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。  
右報告する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法が施行されることに伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等十三の関係法律を廃止するほか、郵便法について郵便認証司の制度を設けるなど百六十の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

なお、この法律は、一部を除き、郵政民営化法の施行の日から施行することとしている。

郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院議長 河野 洋平殿 郵政民営化に関する特別委員長 二階俊

二 議案の可決理由  
郵政民営化法等の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他関係法律の規定の整備等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。  
右報告する。

平成十七年十月十一日

郵政民営化に関する特別委員長 二階 俊博  
衆議院議長 河野 洋平殿

官 報 (号 外)

平成十七年十月十一日 衆議院会議録第六号

第一明治二十九年三月三十日  
種郵便物認可

発行所
二東京 獨立行政法人 立法院 印 刷 局
市 都 港 区 虎 ノ 門 四 丁 目
電話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 四四〇円)